

太子町地域防災計画

令和5年3月

太子町防災会議

目 次

第1編 総則

第1節	目的	1-1
第2節	防災の基本方針	1-1
第3節	町域の概況	1-2
第1	地理的条件	1-2
第2	地質構造	1-4
第3	気象	1-5
第4	社会的条件	1-6
第5	災害危険箇所等の状況	1-8
第4節	災害の想定	1-12
第1	想定災害	1-12
第2	地震被害想定	1-14
第3	南海トラフ防災対策推進地域の指定	1-16
第5節	防災関係機関の業務大綱	1-17
第6節	住民、事業所の基本的責務	1-23
第1	住民の基本的責務	1-23
第2	事業者の基本的責務	1-23
第3	ボランティアやNPO等多様な機関との連携	1-24
第7節	計画の修正	1-24

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節	都市防災機能の強化	2-1
第1	防災空間の整備	2-1
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	2-2
第3	密集市街地の整備促進	2-2
第4	土木建造物の耐震対策の推進	2-2
第5	ライフライン・通信施設災害予防対策	2-3
第6	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	2-4
第2節	建築物の安全化	2-6
第1	住宅・建築物の耐震対策の促進	2-6
第2	建築物の安全性に関する指導等	2-7
第3	文化財	2-8
第3節	水害予防対策の推進	2-10
第1	河川の改修	2-10
第2	水害減災対策の推進	2-10
第3	下水道の整備	2-11
第4	農地防災対策	2-12
第4節	土砂災害予防対策の推進	2-13
第1	土石流対策（砂防）	2-13
第2	地すべり対策	2-13
第3	急傾斜地崩壊対策	2-14
第4	土砂災害警戒区域等における防災対策	2-15
第5	山地災害対策	2-16
第6	宅地防災対策	2-16
第5節	危険物等災害予防対策の推進	2-17
第1	危険物災害予防対策	2-17

第2	高圧ガス災害予防対策	2-18
第3	火薬類災害予防対策	2-18
第4	毒物劇物災害予防対策	2-18
第5	放射性同位元素に係る災害予防対策	2-18
第6	管理化学物質災害予防対策	2-19

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節	総合的防災体制の整備	2-20
第1	中枢組織体制の整備	2-20
第2	防災中枢機能等の確保、充実	2-22
第3	防災拠点の整備	2-23
第4	装備資機材等の備蓄	2-23
第5	防災訓練の実施	2-23
第6	人材の育成	2-25
第7	防災に関する調査研究の推進	2-25
第8	広域防災体制の整備	2-26
第9	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	2-26
第10	自治体被災による行政機能の低下等への対策	2-26
第11	事業者、ボランティアとの連携	2-27
第2節	情報収集伝達体制の強化	2-28
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	2-28
第2	情報収集伝達体制の強化	2-29
第3	災害広報体制の整備	2-30
第3節	火災予防対策の推進	2-32
第1	建築物等の火災予防	2-32
第2	林野火災予防	2-32
第4節	消火・救助・救急体制の整備	2-33
第1	消防力の充実	2-33
第2	救急体制の整備	2-34
第3	広域消防応援体制の整備	2-34
第4	連携体制の整備	2-34
第5節	災害時医療体制の整備	2-36
第1	災害医療の基本的考え方	2-36
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	2-37
第3	現地医療体制の整備	2-37
第4	後方医療体制の整備	2-38
第5	医薬品等の確保体制の整備	2-38
第6	患者等搬送体制の確立	2-38
第7	個別疾病対策	2-38
第8	関係機関協力体制の確立	2-38
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	2-39
第6節	緊急輸送体制の整備	2-40
第1	陸上輸送体制の整備	2-40
第2	航空輸送体制の整備	2-40
第3	輸送手段の確保	2-41
第4	交通規制・管制の確保	2-41
第7節	避難受入れ体制の整備	2-42
第1	避難場所、避難路の選定	2-42
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	2-44
第3	指定避難所の指定、整備	2-44
第4	避難指示等の事前準備	2-47
第5	避難誘導体制の整備	2-49

第6	広域避難体制の整備	2-50
第7	応急危険度判定体制の整備	2-50
第8	応急仮設住宅等の事前準備	2-51
第9	斜面判定制度の活用	2-51
第10	り災証明書の発行体制の整備	2-51
第8節	緊急物資確保体制の整備	2-52
第1	給水体制の整備	2-52
第2	食料・生活必需品の確保	2-52
第9節	ライフライン確保体制の整備	2-55
第1	上水道（大阪広域水道企業団）	2-55
第2	下水道（太子町）	2-55
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	2-56
第4	電気通信（西日本電信電話株式会社）	2-56
第5	ガス（大阪ガス株式会社）	2-57
第6	ガス（大阪府エルピーガス協会）	2-58
第7	住民への広報	2-59
第8	倒木等への対策	2-59
第10節	交通確保体制の整備	2-60
第11節	避難行動要支援者支援体制の整備	2-60
第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	2-60
第2	社会福祉施設の取組み	2-61
第3	外国人に対する支援体制整備	2-61
第12節	帰宅困難者支援体制の整備	2-62
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	2-62
第2	代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）	2-62
第3	徒歩帰宅者への支援	2-62

第3章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	2-64
第1	防災知識の普及啓発	2-64
第2	防災教育	2-66
第3	災害教訓の伝承	2-67
第4	南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置	2-67
第2節	自主防災体制の整備	2-68
第1	自主防災組織の育成	2-68
第2	事業者による自主防災体制の整備	2-69
第3	救助活動の支援	2-69
第4	地区防災計画の策定	2-69
第3節	ボランティアの活動環境の整備	2-71
第4節	企業防災の促進	2-71

第3編 地震災害応急対策

第1章 発災直後の活動

第1節	組織動員	3-1
第1	組織計画	3-1
第2	配備計画	3-5
第3	動員計画	3-6
第2節	災害情報の収集伝達	3-10
第1	情報収集伝達	3-10
第2	異常現象発見時の通報	3-16
第3	通信手段の確保	3-16

第3節	災害広報・広聴計画	3-18
第1	災害広報	3-18
第2	報道機関との連携	3-19
第3	広聴活動の実施	3-19
第4節	広域応援等の要請・受入れ	3-20
第1	応援の要求等	3-20
第2	職員の派遣要請等	3-21
第3	広域応援等の受入れ	3-22
第5節	自衛隊の災害派遣要請	3-24
第1	派遣の要請	3-24
第2	自衛隊の自発的出動基準	3-24
第3	派遣部隊の受入れ	3-26
第4	派遣部隊の活動	3-26
第5	撤収要請	3-27
第6節	消火・救助・救急活動	3-28
第1	町・富田林市消防本部（太子分署）	3-28
第2	消防団	3-29
第3	富田林警察署	3-30
第4	各機関による連絡会議の設置	3-30
第5	自主防災組織	3-30
第6	惨事ストレス対策	3-30
第7節	医療救護活動	3-31
第1	医療情報の収集・提供活動	3-31
第2	医療救護活動	3-31
第8節	避難誘導	3-36
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	3-36
第2	警戒区域の設定	3-41
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	3-43
第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設など）	3-43
第2	建築物	3-43
第3	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設）	3-44
第4	放射性物質	3-44
第5	応急工事	3-44
第10節	交通規制・緊急輸送活動	3-45
第1	緊急交通路の確保	3-45
第2	交通規制の実施	3-46
第3	地域緊急交通路の整備（地域緊急交通路の選定）	3-47
第4	緊急輸送	3-47
第11節	ライフラインの緊急対応	3-50
第1	被害状況の報告	3-50
第2	各事業者における対応	3-50
第12節	交通の安全確保	3-52
第1	被害状況の報告	3-52
第2	各施設管理者における対応	3-52
第3	交通の機能確保	3-52
第13節	災害緊急事態	3-54
第2章 応急復旧期の活動		
第1節	オペレーション体制	3-55
第2節	住民等からの問い合わせ	3-55

第3節	災害救助法の適用	3-56
第1	災害救助法の適用	3-56
第2	災害救助法の適用基準	3-56
第3	災害救助法による救助の実施	3-57
第4節	指定避難所の開設・運営	3-59
第1	指定避難所、福祉避難所の開設	3-59
第2	指定避難所の管理、運営	3-60
第3	避難所の早期解消のための取組み等	3-61
第5節	避難行動要支援者への支援	3-62
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	3-62
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	3-62
第6節	広域一時滞在	3-63
第7節	緊急物資の供給	3-64
第1	給水活動	3-64
第2	食料の供給	3-66
第3	生活必需品の供給	3-67
第8節	保健衛生活動	3-69
第1	防疫活動	3-69
第2	食品衛生管理	3-69
第3	被災者の健康維持活動	3-69
第4	保健活動における連携体制	3-71
第5	動物保護等の実施	3-71
第6	し尿・ごみ処理	3-71
第7	災害廃棄物等処理	3-71
第8	死亡獣畜対策	3-72
第9	環境保全対策	3-72
第9節	社会秩序の維持	3-74
第1	住民への呼びかけ	3-74
第2	警戒活動の強化	3-74
第3	物価の安定及び物資の安定供給	3-74
第10節	ライフラインの確保	3-75
第1	上水道（大阪広域水道企業団）	3-75
第2	下水道（太子町）	3-75
第3	ごみ処理施設（南河内環境事業組合）	3-75
第4	し尿処理施設（南河内環境事業組合）	3-76
第5	電力（関西電力送配電株式会社）	3-76
第6	電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDD I株式会社（関西総支社））	3-76
第7	ガス（大阪ガス株式会社、大阪府エルピーガス協会（南河内南支部））	3-77
第11節	障害物の除去	3-78
第12節	農林関係応急対策	3-79
第1	農業用施設	3-79
第2	農作物	3-79
第3	畜産	3-79
第4	林産物	3-79
第13節	住宅の応急確保	3-80
第1	被災住宅の応急修理	3-80
第2	住居障害物の除去	3-80
第3	応急仮設住宅の建設	3-80
第4	住宅に関する相談窓口の設置等	3-81
第5	みなし応急仮設住宅	3-81

14 節	応急教育等	3-82
第1	教育施設の応急整備	3-82
第2	応急教育体制の確立	3-82
第3	就学援助等	3-83
第4	文化財の応急対策	3-83
第15 節	遺体対策	3-84
第1	事前措置	3-84
第2	遺体対策	3-84
第3	遺体安置所の設定	3-84
第4	遺体の火葬等	3-85
第5	応援要請	3-85
第16 節	自発的支援の受入れ	3-86
第1	ボランティアの受入れ	3-86
第2	義援金品の受付・配分	3-86
第3	海外からの支援の受入れ	3-87
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	3-87

第4編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1 節	気象予警報等の伝達	4-1
第1	気象予警報等	4-1
第2	土砂災害警戒情報	4-8
第3	異常現象等の通報	4-10
第4	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	4-11
第5	住民への周知	4-12
第2 節	組織動員	4-13
第1	組織計画	4-13
第2	配備計画	4-16
第3	動員計画	4-17
第3 節	警戒活動	4-20
第1	気象観測情報の収集伝達	4-20
第2	水防活動	4-20
第3	土砂災害警戒活動	4-21
第4	ライフライン・交通等警戒活動	4-22
第5	物資等の事前状況確認	4-23
第4 節	避難誘導・避難所開設	4-24
第1	防災気象情報等の利用	4-24
第2	緊急安全確保、避難指示	4-24
第3	警戒区域の設定	4-27
第4	避難所の開設・運営	4-27
第5	避難所の早期解消のための取組み等	4-28
第5 節	避難行動要支援者への支援	4-29
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	4-29
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	4-29
第6 節	広域一時滞在	4-29

第2章 災害発生後の活動

第1 節	災害情報収集報告計画	4-30
第1	情報収集伝達	4-30
第2	異常現象発見時の通報	4-30
第3	通信手段の確保	4-30

第2節	オペレーション体制	4-31
第3節	住民等からの問い合わせ	4-31
第4節	災害救助法の適用	4-31
第5節	災害広報・公聴計画	4-32
第1	災害広報	4-32
第2	報道機関との連携	4-32
第3	広聴活動の実施	4-33
第6節	広域応援等の要請・受入れ	4-34
第7節	自衛隊の災害派遣要請	4-34
第8節	救助・救急活動	4-35
第1	町・富田林市消防本部（太子分署）	4-35
第2	消防団	4-36
第3	富田林警察署	4-37
第4	各機関による連絡会議の設置	4-37
第5	自主防災組織	4-37
第6	惨事ストレス対策	4-37
第9節	医療救護活動	4-38
第10節	交通規制・緊急輸送活動	4-38
第1	緊急交通路の確保	4-38
第2	交通規制の実施	4-38
第3	地域緊急交通路の整備	4-38
第4	緊急輸送	4-38
第11節	公共土木施設等・建築物応急対策	4-39
第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 ため池等農業用施設、橋梁等道路施設など）	4-39
第2	建築物	4-40
第3	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設）	4-40
第4	放射性物質	4-40
第5	応急工事	4-40
第12節	ライフラインの確保	4-41
第1	被害状況の報告	4-41
第2	各事業者における対応	4-41
第13節	交通の安全確保	4-43
第1	交通の安全確保	4-43
第2	交通の機能確保	4-43
第14節	農林関係応急対策	4-43
第15節	災害救助法の適用	4-44
第16節	緊急物資の供給	4-44
第1	給水活動	4-44
第2	食料の供給	4-44
第3	生活必需品の供給	4-44
第17節	保健衛生活動	4-45
第18節	社会秩序の維持	4-45
第19節	住宅の応急確保	4-45
第20節	応急教育等	4-45
第21節	遺体対策	4-45
第22節	自発的支援の受入れ	4-45

第5編 その他災害応急対策

第1節	林野火災等応急対策	5-1
第1	火災の警戒	5-1
第2	林野火災	5-1
第3	市街地火災	5-3
第2節	危険物等災害応急対策	5-4
第1	危険物災害応急対策	5-4
第2	高圧ガス災害応急対策	5-5
第3	火薬類災害応急対策	5-6
第4	毒物劇物災害応急対策	5-7
第5	管理化学物質災害応急対策	5-8
第6	放射性同位元素に係る災害応急対策	5-8
第3節	その他災害応急対策	5-9

第6編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節	復旧事業の推進	6-1
第1	公共施設等の復旧	6-1
第2	激甚災害の要請	6-1
第3	激甚災害指定による財政援助	6-1
第4	特定大規模災害	6-1
第2節	被災者の生活確保	6-2
第1	り災証明書の交付等	6-2
第2	災害弔慰金等の支給	6-2
第3	租税等の減免及び徴収猶予等	6-3
第4	住宅の確保	6-5
第5	被災者生活支援金	6-5
第6	中小企業の復興支援	6-7
第7	農業関係者の復興支援	6-8
第3節	ライフライン等の復旧	6-8
第1	復旧計画	6-8
第2	広報	6-8

第2章 復興の基本方針

第1節	復興に向けた基本的な考え方	6-9
第1	災害復興基本方針の決定	6-9
第2	原状復旧	6-9
第3	復興計画の作成	6-9

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1節	総則	7-1
第1	目的	7-1
第2	基本方針	7-1
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	7-2
第1	東海地震注意報の伝達	7-2
第2	警戒態勢の準備	7-2
第3節	警戒宣言が発せられたときの対応措置	7-2
第1	東海地震予知情報等の伝達	7-2
第2	警戒態勢の確立	7-3
第3	住民、事業所に対する広報	7-4

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	8-1
第 1 節	第 1 推進計画の目的	8-1
第 1 節	第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱	8-1
第 2 節	地震発生時の被害想定	8-1
第 3 節	南海トラフ地震情報発表時の防災対応	8-2
第 3 節	第 1 南海トラフ地震に関連する情報の発表について	8-2
第 3 節	第 2 南海トラフ地震に関連する情報の伝達について	8-4
第 3 節	第 3 防災対応について	8-4
第 4 節	関係者との連携協力の確保に関する事項	8-6
第 4 節	第 1 組織動員体制について	8-6
第 4 節	第 2 資機材配備手配について	8-6
第 4 節	第 3 人材等の配備手配について	8-6
第 4 節	第 4 帰宅困難者対策について	8-7
第 5 節	防災訓練に関する事項	8-7
第 6 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	8-7
第 6 節	第 1 本町職員に対する教育	8-7
第 6 節	第 2 地域住民に対する啓発	8-7
第 6 節	第 3 児童生徒等に対する啓発	8-7
第 6 節	第 4 事業者等に対する啓発	8-8
第 6 節	第 5 相談窓口の設置	8-8
第 7 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	8-8

第1編 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、太子町防災会議が作成する計画であって、太子町の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、太子町及び地域内の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命・身体・財産並びに町の地域を災害から保護することを目的とする。

第2節 防災の基本方針

本町において防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。太子町防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、町内における災害対策を進めてきた。

しかし、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていく。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていく。

災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階を計画的に進めていく必要がある。

災害予防段階においては、ハード対策の実施とともに、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせることによる減災を目指す。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。いったん被害が発生したときは、的確な避難誘導、要配慮者の保護や、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、関係機関で情報を共有し人命確保を最優先に、人材・物資等災害対応に必要な資源を適切に配分する。

災害復旧・復興段階では、最優先事項として、ライフライン施設等の早期復旧を行い、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図り、復興期におけるまちづくりに取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

以上を基本方針として、本町における災害対策を進めることとする。

第3節 町域の概況

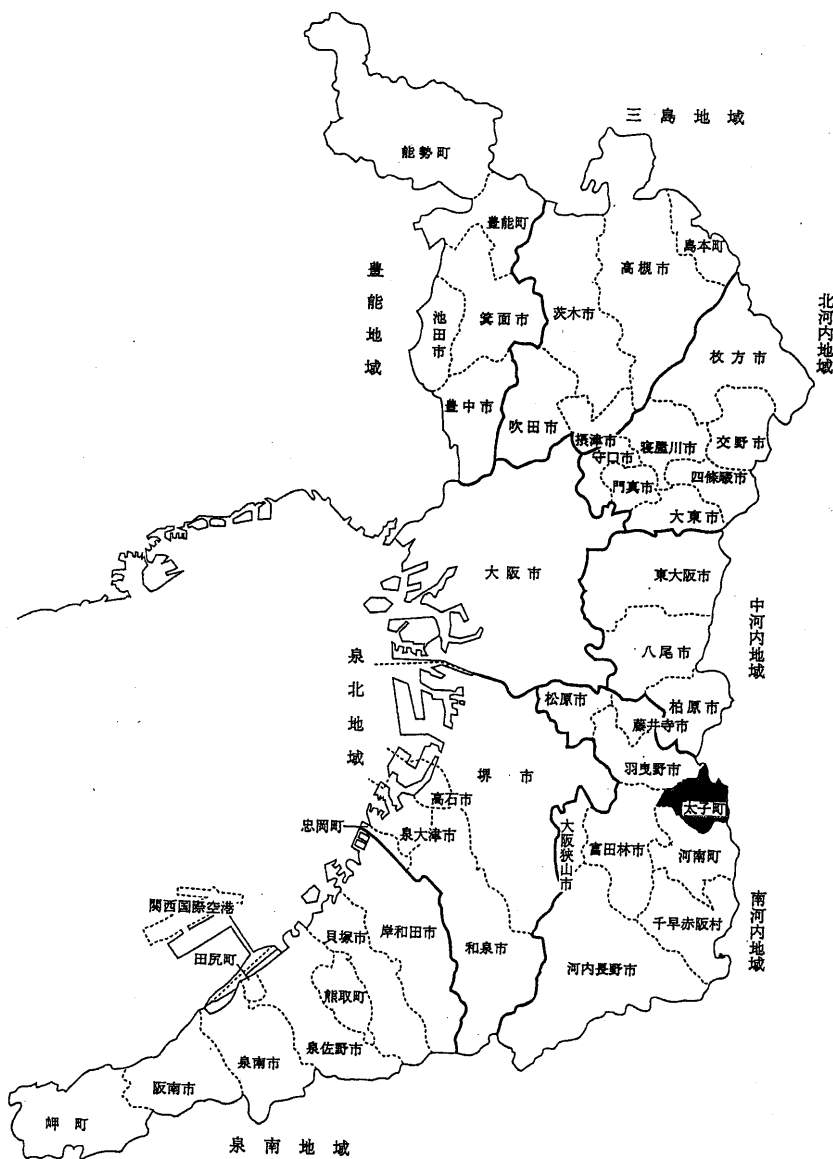
第1 地理的条件

1. 位置・面積

本町は、大阪府の南東部の南河内郡に位置し（役場：東経135°39′、北緯34°31′）、北側は羽曳野市、西側は富田林市、南側は河南町に接し、東側は二上山を境として奈良県とそれぞれ隣接している。

町域は東西・南北に約5kmあり、面積は14.17k㎡で、大阪府1,893.76k㎡の0.75%を占める。

【位置図】



2. 地勢・地質

(1)地形

本町は、大きくは大阪・奈良の府県境界を南北に走る金剛葛城山地・生駒山地の中間に位置し、両山地がくびれ標高を落とす二上山西麓にある。本町域の地形としては、二上山（標高：雌岳 474.2m、雄岳 517m）の西斜面より石川流域の平坦部（標高約 36m）に至る傾斜地形で、山地・丘陵地・段丘・低地と多様な地形分類にある。

山地：町内の東側約半分は、小起伏山地となり花崗岩や二上層群の堆積岩や火山岩が分布する。山腹傾斜は尾根の下で極急斜面（40°程度）が所々に分布するが、全般には30°～20°前後で、特に急峻山地とはいえない。また、かなり浸食が進んでおり、樹枝状に小さな谷を発達させている。

丘陵地：葉室の南部や山田・大道地区などの山麓地帯と春日や太子の北側に大阪層群で構成される丘陵地が分布する。低地との比高は20～35m程度でなだらかな形状にあるが、低地との境界付近では急斜面を形成することが多い。

段丘：町内の中央部には、大阪層群の地層が浅く浸食を受け、これに山地からの扇状地性堆積物を乗せた段丘面が分布する。現在何本もの小さな谷が刻まれ、段丘崖を発達させている。

低地：石川の氾濫平野を流れる梅川沿いに広い範囲で低地面が分布する。また、丘陵地や段丘を刻む各河川沿いには幅50～150m程度の谷底平野が発達している。

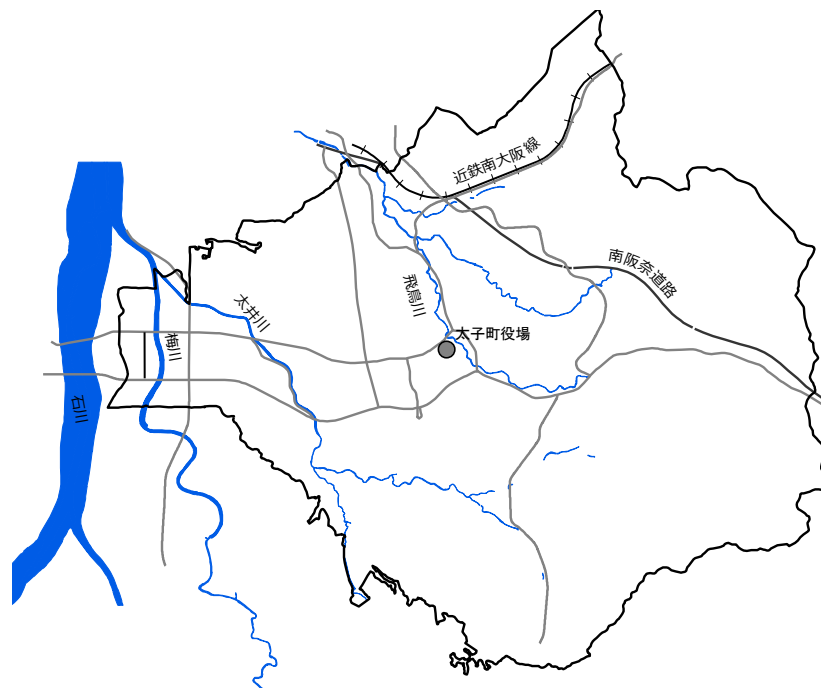
(2)河川

本町の河川は、梅川を除きいずれも二上山地に水源を有し、大和川水系に属する。一級河川は石川の支流である梅川・太井川・飛鳥川の3河川で、町内を北流している。

一級河川：梅川、太井川、飛鳥川

準用河川：善秀寺川（太井川の支流）

普通河川：山山谷川、唐川、飛鳥川（上流部）、浦ン川、太井川（上流部）



第2 地質構造

本町に分布する地質系統を形成年代順にまとめると、以下のとおりとなる。

1 領家花崗岩類（6500 万年以前）

二上山以外の山地部は、花崗岩や斑れい岩などの貫入岩で構成される領家花崗岩類（中生代白亜紀：6500 万年以上前）が分布する。風化が著しく、マサ土化している場所も多く、崩れやすい状況にもある。

2 二上層群（530 万年～6500 万年前）

第三紀中新世後期に活発に活動していた火山群による火山岩地層が浸食されて、残されたものとして、本町では二上山がある。二上層群は、凝灰岩・礫岩・砂岩などの堆積岩と安山岩や流紋岩など火山岩から構成される。凝灰岩に富む堆積岩は風化や浸食に弱く、地すべりや山腹崩壊の素因ともなる。

3 大阪層群（165 万年～530 万年前）

大阪平野や周辺丘陵地に広く、厚く分布し、礫・砂・粘土からなる未固結な堆積地層である。本町では丘陵・段丘に分布し、全体に粘性土分が少なく砂が優勢となっており、火山灰層やシルト層を薄く挟むため、地すべりや斜面崩壊など土砂災害の素因地質となる。

4 段丘堆積層（1 万年～165 万年前）

大阪層群の上に、山地の土砂流出により供給された砂礫・砂・泥などが堆積したもので、平坦面を形成している。段丘崖については崩壊や地すべりの素因となる。

5 沖積層（～1 万年前）

太井川や飛鳥川などの旧河川を埋積し谷底平野を構成する堆積物や、斜面下に崖錐や土石流堆を形成している。旧河川などでは液状化等の可能性が高くなる。

【太子町の地質系統】

年代	地質時代		地質系統	地層・岩石	対応地形	
1万年	新生代	第四紀	沖積世 (完新世)	沖積層など	谷底低地堆積物・崖錐堆積物	低地・崖錐
			洪積世 (更新世)	段丘堆積層	砂礫・砂・泥（未固結層）	段丘
第三紀		鮮新世	大阪層群	砂・砂礫・泥（未固結層）	丘陵地	
		中新世	二上層群	礫岩・砂岩・泥岩・凝灰岩・安山岩・流紋岩等	山地	
6500万年	中生代	白亜紀	領家花崗岩類	花崗岩岩質岩石・斑れい岩質岩石		

注：地質年代は理科年表による

第3 気象

本町は、瀬戸内式気候に属し、年間の平均気温は17℃前後であり、雨量は年平均1200mm程度である。
(富田林市消防本部観測記録による。)

年月	気温(℃)			降水量(mm)		風速(m/s)		平均湿度(%)
	平均	最高	最低	合計	最大日量	平均	最大	
平成21年	16.7	36.6	-0.7	1263.0	55.5	1.7	9.8	76.0
平成22年	16.9	37.8	-1.8	1368.0	70.0	1.7	9.9	75.0
平成23年	14.8	35.4	-1.9	1096.5	57.0	1.7	8.2	76.0
平成24年	16.1	36.6	-3.5	1102.0	66.5	1.8	11.0	76.0
平成25年	16.7	39.0	-1.8	1075.5	62.5	1.7	13.1	72.0
平成27年	16.5	38.0	-1.0	1223.0	62.5	1.3	23.8	72.4
平成28年	17.0	37.9	-3.2	1282.0	123.5	1.3	25.3	73.8
平成29年	16.1	37.0	-2.1	1202.0	235.5	1.4	25.6	72.9
平成30年	16.7	39.6	-2.4	1506.5	103.0	1.3	38.8	74.2
令和元年	16.8	38.1	-1.3	1246.0	101.0	1.3	17.6	74.7
令和2年	16.9	39.5	-1.9	1271.5	108	1.4	23.5	74.9
令和3年	16.9	38.2	-0.2	1445.5	119	1.3	23.8	75.6

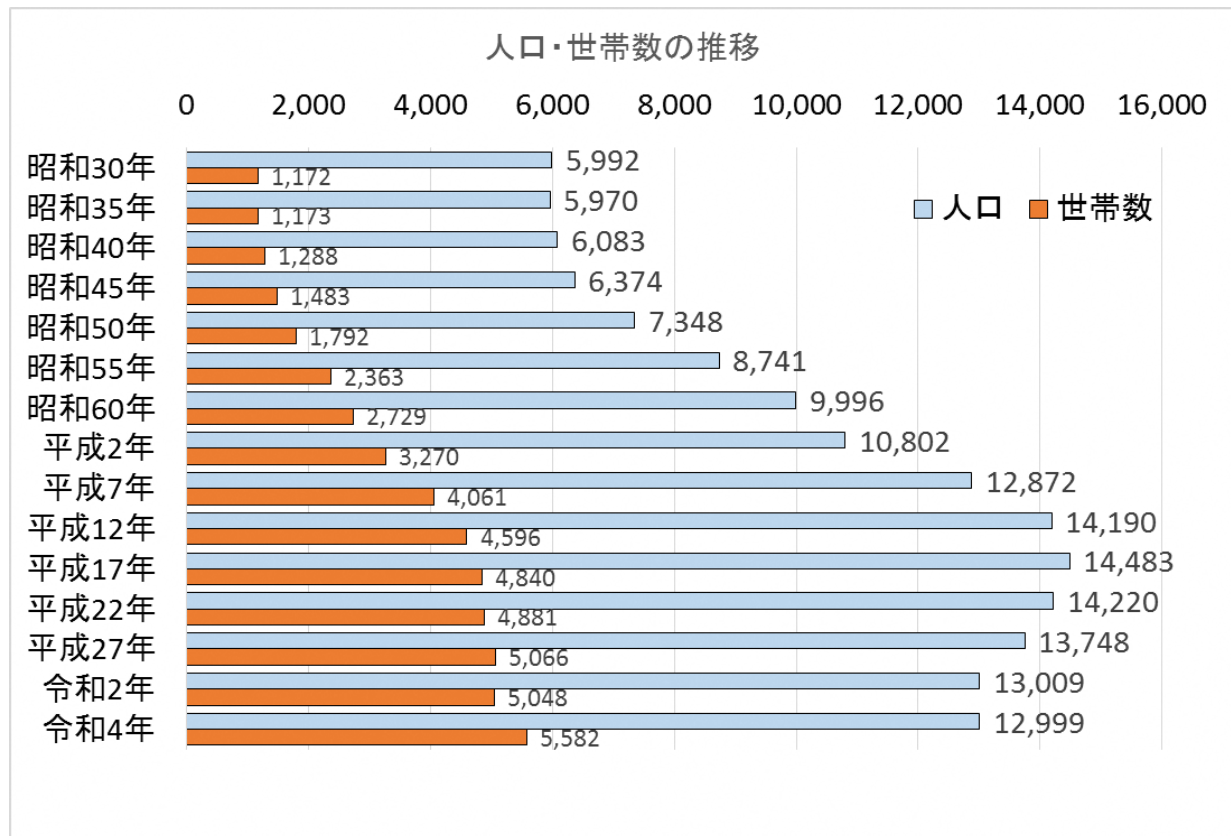
※平成23年は観測機器の不具合により8月の観測データがないため、8月を除いたデータによる。
※平成26年は観測データがないため、記入なし。

第4 社会的条件

1. 人口

本町の総人口（国勢調査）は、昭和35年の5,970人から平成17年には14,483人と45年間増加傾向にあったものの、令和2年には13,009人と1,474人の減少となり、平成17年から令和2年にかけての減少率は10.1%となっている。

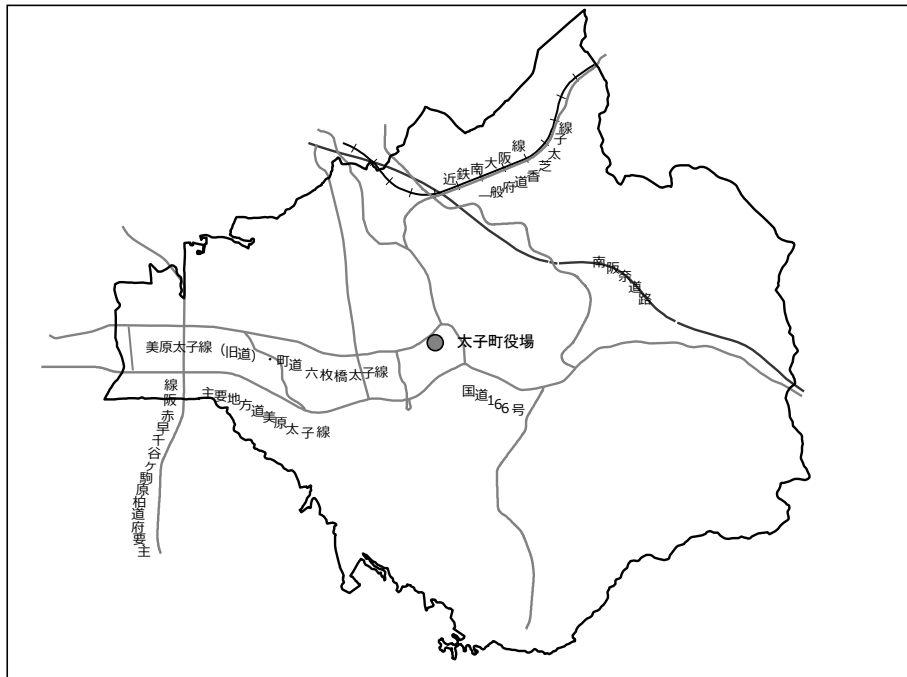
令和4年3月31日時点住民基本台帳では、5,582世帯、12,999人となっている。



2. 都市構造

(1)道路体系

国道166号と主要地方道美原太子線・一般府道香芝太子線が主軸となり、都市計画道路7路線（整備率100%）が市街地骨格を形成している。また、広域幹線道路である南阪奈道路（太子インター）が平成16年3月に開通し、京阪神都市圏と南河内地域及び奈良県中和地域との広域的なネットワークとして重要な役割を担っている。



(2)市街地の状況

市街化区域は約238haで、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域の4種類となっている。また公園整備状況としては、都市計画公園等17箇所、太子町立総合スポーツ公園なども含めると20箇所程度があるものの、旧市街地部には数少ない。なお、旧市街地部を中心に、木造密集市街地で狭小道路地区など防災上課題のある地域があるものの、消防水利は計画的に整備が進んでいる。

(3)住宅・建物等の状況

本町の既存建築物（令和4年度固定資産税台帳）は約6,810棟で、そのうち新耐震基準が施行前の昭和56年以前のものは約2,745棟と約半数を占めている。

また、木造住宅については約5,297棟で、既存建築物の約8割を占めている。なお、文化財については、相当数が該当するが、歴史的建造物として国の重要文化財指定を受ける聖霊殿及び多宝塔が特に重視される。

(4)ライフラインの整備状況

本町の上水道は、平成29年4月より大阪広域水道企業団が事業運営を行っている。大阪広域水道企業団においては、太子水道事業創設許可に基づき、施設の更新・耐震化を計画的に進めている。

下水道については、令和3年2月に市街化区域及び調整区域の254haを認可区域としている。令和4年3月末現在の整備面積は243ha、人口普及率は93.6%である。

第5 災害危険箇所等の状況

1. 災害危険箇所・危険物施設等の状況

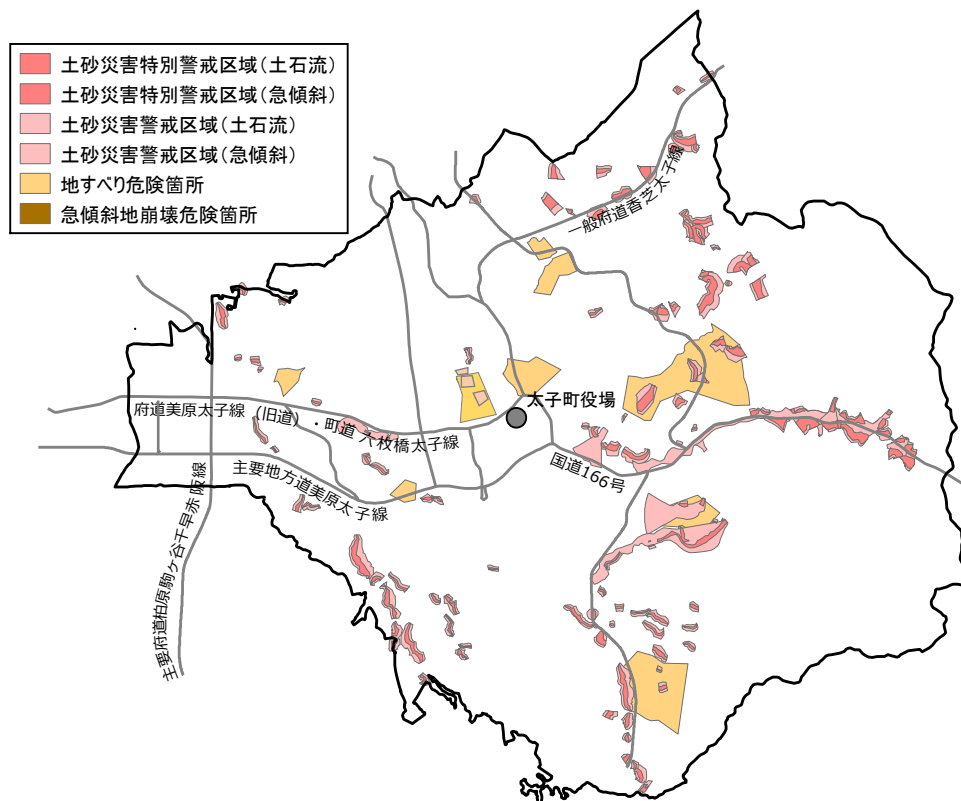
(1)水害等

本町の河川は、狭小区間が長いうえに、地質的な関係から土砂の流出も多く、集中豪雨や台風時における浸水被害及び河川荒廃を幾度も経験してきたことから、町域の重要な河川である、飛鳥川、太井川、山ノ谷川、唐川を中心に計画的に改修整備を進めている。また、大和川水系太井川右支溪砂防ダムが平成17年3月に完成している。一方、市街地における浸水被害等は少ないが、宅地造成等の進展に伴う雨水貯留機能の低下が懸念されている。ため池については、重要ため池を中心に老朽ため池の樋や堤の改修を計画的に実施している。

大阪府では、令和3年1月29日付で大和川水系石川（飛鳥川・梅川・太井川等）の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を指定し、千年に1度の大雨（石川流域の24時間総雨量724.0mm、1時間最大雨量195.5mm、支川流域の24時間総雨量1008.0～1150.0mm、1時間最大雨量111.0～146.0mm）を前提として算出している。

(2)土砂災害等

土砂災害危険箇所としては、土石流危険渓流5箇所、崩壊土砂流出危険地区7箇所、山腹崩壊危険地区6箇所、地すべり危険箇所9箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等14箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜）119箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）116箇所、災害危険区域5箇所、土砂災害警戒区域（土石流）9箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）7箇所など、多数の箇所・地区が指定されている。



(3)危険物施設等

町内における重油やガソリン等の貯蔵・取扱い危険物施設は、あわせて27箇所あり、ガソリンスタンド等の危険物・高圧ガス・劇毒物取扱事業者は27箇所ある。

2. 災害応急対策等の状況

(1)情報通信体制

現在、本町と大阪府を結ぶ「大阪府防災情報システムO-D I S」のパソコン通信によりデータの送受信が可能となっている。また、府防災行政無線再整備事業により、多重無線化による通信容量の増強や衛星無線の導入、防災関係機関への無線局の増設、衛星車載局やデジタル移動無線など移動通信の充実、専用発電機の設置による停電対策の強化など災害に強い情報通信ネットワークが完成している。

一方、町内への情報伝達としては、同報系屋外無線（18基）を始め、防災行政無線戸別受信機を各戸に配布しているほか、一人暮らしの高齢者等の緊急通報装置や聴覚障がい者の緊急ファックス等を設置している。

(2)消防・救急等体制

常備消防としてより高度かつ効率的な運用を目指し、以前からの救急業務と一元化を図り、平成12年4月から富田林市に全面委託を開始。本町に太子分署を新たに設置し、20人の消防職員を配備している。消防力の現況としては、小型水槽付消防ポンプ自動車1台、搬送ポンプ積載車1台、高規格救急車1台、消火栓360基、防火水槽25基、プール3箇所、池3箇所となっている。

また、非常備消防（消防団）としては、団長、副団長からなる本団の下に5つの分団を組織し、定員120人の消防団員で構成される。消防力の現況としては、普通消防ポンプ自動車3台、小型ポンプ積載車5台、救助用資機材搭載車1台、指令車1台を配備している。

※消火栓・防火水槽の数は、公設分のみ計上。

(3)広域防災体制

現在、本町においては大阪府中ブロック消防相互応援協定、阪奈林野火災消防相互応援協定、大阪市・太子町・航空消防応援協定等が結ばれている。また、平成8年には、聖徳太子ゆかりの地である奈良県斑鳩町・兵庫県太子町との災害時等相互・応援に関する協定を締結し、近隣市町村同時被災への備えに努めている。

(4)医療体制

本町内の医療機関については、6医院（内科3、歯科3）と少なく、令和4年現在、医療救護班は設置されていない。なお、南河内地域においては災害拠点病院の地域災害拠点病院は近畿大学医学部付属病院が、特定診療災害センターは府立呼吸器・アレルギー医療センターが指定され、また、災害医療協力病院としては27病院が立地している。

(5)緊急輸送等

本町内には、震災時における緊急輸送活動を効果的に実施するために、広域緊急交通路として府道美原太子線が大阪府より指定されている。また、災害時用臨時ヘリポートは太子町立中学校（125×65m 大型駐機は不可）を指定している。

(6)避難場所及び避難所等

指定緊急避難場所は、太子町立青少年グラウンドをはじめとする9箇所（面積 約6ha、収容人数 約6万人）が指定されている。

指定避難所は、太子町立中学校をはじめとする13箇所（施設面積 約7,700㎡、収容人数 約1,400人）が指定されている。

このほかに、福祉避難所として太子町立総合福祉センター（施設面積 約235㎡、収容人数 約100人）がある。

広域避難場所として太子町立青少年グラウンド（8,000㎡、収容可能人数 8,000人）

第4節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成においては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定した。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1 地震による災害（海溝型地震・直下型地震）

想定する地震は、「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）」などにおいて想定されている以下の5地震とする。

- ・上町断層系
- ・生駒断層系
- ・有馬高槻構造線
- ・中央構造線
- ・南海トラフ

2 台風による災害

- ア) 台風に伴う大雨による道路崩壊、法面の崩壊など
- イ) 台風に伴う大雨による河川の氾濫、浸水、ため池の破堤など
- ウ) 台風に伴う強風による家屋の倒壊など

3 集中豪雨など異常降雨による災害

- ア) 道路の崩壊、がけ崩れなど
- イ) 河川、ため池などの氾濫による水害など
- ウ) 宅地造成地におけるがけ崩れなど

4 大規模な火災

- ア) 市街地区などの家屋密集地における大規模火災
- イ) 山地における大規模山林火災

5 危険物の爆発などによる災害

なお、本町における主な災害の記録としては、次のとおりである。

発生日	種別	災害の概要	被災場所	被災状況等
昭和11年(1936) 2月21日	地震	河内大和地震による被害	町内各地	町内は震度5程度 被害状況：死者2、上ノ太子駅ホームの亀裂・沈下、ため池の堤体の亀裂、家屋・石垣・土蔵の損傷
昭和43年(1968) 7月1日～8日	水害	梅雨前線による河川被害	町内各地	災害復旧箇所：河川災9箇所 道路災2箇所
昭和44年(1969) 6月28～7月2日	水害	梅雨前線による河川被害	町内各地	災害復旧箇所：河川災14箇所 道路災4箇所
昭和54年(1979) 6月26日～30日	水害	梅雨前線による河川被害	町内各地	災害復旧箇所：河川災11箇所 道路災1箇所
昭和57年(1982) 7月31日～8月3日	風水害	台風第10号による土砂災害等（土石流、地すべり、山腹崩壊、がけ崩れ）	町内各地	降り始めからの総雨量 竹内観測所：346mm 山間部：450mm程度 最大日雨量：竹内観測所167.5mm(8/1) 被害状況：死傷者なし、被害家屋なし、土石流1箇所（文化池上流）、地すべり1箇所（春日地区）、山腹崩壊3箇所・崖崩れ3箇所、道路法面崩壊1箇所 災害復旧箇所：河川災69箇所 道路災8箇所
平成9年(1997) 7月13日	水害	梅雨前線による河川被害	町内各地	被害状況：法面崩壊1箇所（太陽ヶ丘）、床上浸水1箇所、床下浸水24箇所、道路法面崩壊1箇所（竹内春日線） 災害復旧箇所：河川災6箇所 道路災6箇所
平成29年(2017) 10月22日～10月23日	風水害	台風第21号による避難指示発令	町内各地	大道、後屋、東條、畑地区719世帯1682人に避難指示発令（緊急） 災害復旧箇所：河川災1箇所 道路災5箇所 農林災2箇所
平成30年(2018) 6月18日	地震	大阪府北部で震度6弱、大阪府南部で震度4観測	町内各地	太子町山田で震度4（自動配備） 警戒配備47人体制（災害警戒本部設置）

第2 地震被害想定

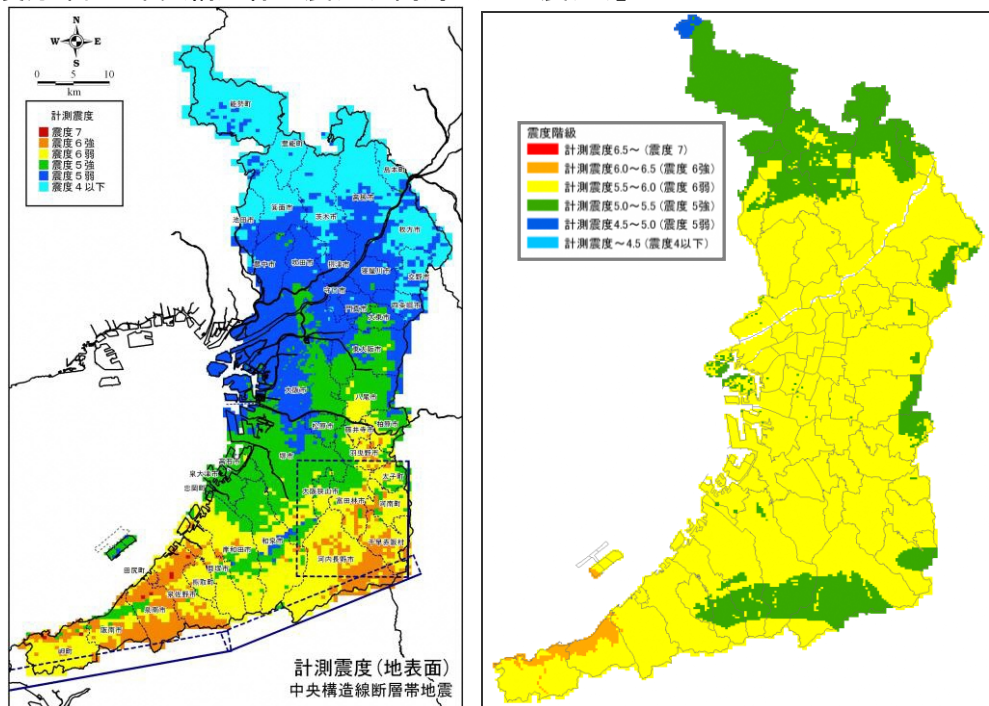
本町における活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害想定は「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書(平成19年3月)」及び「南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表（平成26年1月）」を参考とし、被害想定が一番大きい「中央構造線」地震が発生した場合を想定して対策を講じる。

【想定地震発生時の条件】

- ・季節、時間：冬の夕刻
- ・気象条件：超過確率1%風速

想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 9.0~9.1	
	計測震度 4~7	計測震度 4~7	計測震度 3~7	計測震度 3~7	計測震度 5.5~6	
建物全半壊棟数	全壊 89棟 半壊 168棟	全壊 119棟 半壊 229棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 134棟 半壊 262棟	全壊 25棟 半壊 250棟	
出火件数	0件	0件	0件	0件	0件	
死傷者数	死者 0人 負傷者 38人	死者 0人 負傷者 53人	死者 0人 負傷者 0人	死者 0人 負傷者 61人	死者 1人 負傷者 36人	
り災者数	740人	1,032人	0人	1,189人	1,049人	
避難所生活者数	215人	300人	0人	345人	93人	
ライフインフ	停電	1,078軒	1,176軒	0軒	1,078軒	3,300軒
	水道断水	0.3万人	0.5万人	0万人	0.6万人	0.5万人
	電話不通	200回線	200回線	11回線	200回線	2000回線

【想定震度分布図 中央構造線地震(左)・南海トラフ地震(右)】



また、前述の記想定に伴い、「必要とされる避難所等面積」「重要物資備蓄目標量」として、本町において次のとおりの目標量を確保する。

【避難所必要面積】

避難所生活者（最大）	避難所必要面積	広域避難場所必要有効面積
345人	570㎡（一人当たり1.65㎡）	0ha（延焼火災が無いと想定されるため）

【応急仮設住宅建設必要面積】

最大被害世帯	法対象世帯	仮設住宅面積
134世帯	40世帯（最大被害世帯の3割）	0.7ha（1戸当たり50㎡）

【重要物資備蓄目標】

	アルファ化米等	高齢者食	粉ミルク	哺乳瓶	毛布	おむつ	生理用品	簡易トイレ	トイレットペーパー	マスク
目標量	621食	32食	252g	4本	345枚	子ども35 大人7 枚	34枚	4台	1294m	518枚

【重要物資の備蓄の考え方】

品目	備蓄の考え方
アルファ化米等	避難所生活者数の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
高齢者用食	避難所生活者数（要援護高齢者等）の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）	避難所生活者数（乳児）の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
哺乳瓶	避難所生活者数（乳児）分を市町村が備蓄。府は予備分を備蓄。
毛布	避難所生活者1人につき2枚を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
おむつ	避難所生活者数（乳児及び大人）の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
生理用品	避難所生活者数（女性）の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
簡易トイレ	避難所生活者数100人に1基を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
トイレットペーパー	避難所生活者数の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。
マスク	避難所生活者数の1日分を府及び本町が府1:本町1の割合でそれぞれ備蓄。

第3 南海トラフ防災対策推進地域の指定

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震については「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成15年7月に施行された。本町は中央会議において「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

- ・指定を受けた府内市町村 33市8町1村（平成26年3月28日時点）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

第5節 防災関係機関の業務大綱

本町及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

1. 太子町

(1) 政策総務部（自治防災課、秘書政策課、総務財政課、税務課、住民人権課）、 会計課、議会事務局

1. 防災対策の総合調整に関する事
2. 災害情報の統括に関する事
3. 災害対策本部に関する事
4. 防災会議に関する事
5. 無線通信に関する事
6. 消防団との連絡調整に関する事
7. 近隣市町村との連絡及び応援協定に関する事
8. 防犯対策に関する事
9. 太子町防災・減災ウェブに関する事
10. り災証明に関する事
11. 災害救助法の適用に関する事
12. 関係機関との連絡並びに各部との連絡調整に関する事
13. 自衛隊の派遣要請に関する事
14. 遺体の搬送及び処理に関する事
15. 職員の給与、手当等に関する事
16. 職員の動員に関する事
17. 配置人員の掌握に関する事
18. 公用車等の整備、燃料確保及び運用に関する事
19. 庁舎の管理に関する事
20. 住民相談、苦情等の受付、処理に関する事
21. 食料、生活必需品の調達及び確保に関する事
22. 住民の生命、身体及び財産にかかる被害調査報告に関する事
23. 町有財産の管理保護並びに被害状況の取りまとめに関する事
24. 災害情報の取りまとめ及び情報提供に関する事
25. 災害対策予算、その他財務に関する事
26. 災害経費の収支に関する事
27. 町議会議員との連絡及び町議会関係に関する事
28. 災害関係の広報・公聴に関する事
29. 報道機関との連絡調整に関する事
30. 他部に属さない事項に関する事

(2) まちづくり推進部（環境農林課、地域整備課、観光産業課）

1. 災害時におけるし尿、ごみ収集に関する事
2. 下水道施設の応急修理に関する事
3. 下水道施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事
4. 水防活動の実施に関する事
5. 応急資材の調達に関する事

6. 二次災害危険箇所の巡視に関する事
7. 公共土木施設、農林業施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事
8. 浸水の応急対策に関する事
9. 開発事業の監視並びに応急措置の対策指導に関する事
10. 都市計画施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事
11. 応急仮設住宅の建設に関する事
12. 障害物の除去に関する事
13. 道路通行規制実施に関する事
14. ライフライン関係機関との連絡に関する事
15. 緊急時における太子町災害活動支援隊・建設業者等への協力・応援要請に関する事
16. 大阪広域水道企業団との連絡調整に関する事
17. 観光施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事

(3)健康福祉部（子育て支援課、福祉介護課、いきいき健康課、保険医療課）

1. ボランティアに関する事
2. 避難者の誘導に関する事
3. 避難所の開設及び収容に関する事
4. 避難所及び被災地区に対する応急食料の配給並びに炊き出し、運搬に関する事
5. 救護所の設置に関する事
6. 被災者の医療、助産・保健に関する事
7. 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）に関する事
8. 富田林医師会等医療機関及び富田林保健所との連絡に関する事
9. 防疫に必要な薬剤及び器材の調達に関する事
10. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の予防に関する事
11. 保育所児童の避難、救助及び施設の被害状況の調査に関する事
12. 義援金・義援物資の受付、配分に関する事
13. 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び貸付に関する事

(4)教育委員会（教育総務課（町立幼稚園、学校給食センター）、生涯学習課（生涯学習センター、歴史資料館、総合体育館、図書館））

1. 災害時の園児、児童、生徒の避難誘導に関する事
2. 被災児童・生徒の学用品の調達に関する事
3. 災害時の応急教育の実施に関する事
4. 災害時の学校保健衛生に関する事
5. 教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事
6. 通学（園）路の点検及び安全確保に関する事
7. 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事
8. 文化財の応急対策、復旧に関する事
9. 教育関係機関との連絡に関する事
10. 各種団体への協力要請に関する事

2. 富田林市消防本部（太子分署）

- ・ 初期対応時の情報収集、必要な措置に関する事
- ・ 消防・水防活動の実施に関する事
- ・ 危険物災害応急対策に関する事

- ・救急救助業務並びに行方不明者の捜索に関する事

3. 消防団

- ・消防・水防活動の実施に関する事
- ・災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
- ・災害の防除、警戒、鎮圧に関する事
- ・被災者の救出・救助に関する事
- ・避難及び救護の協力に関する事
- ・防火・防災思想の普及に関する事
- ・消防団員の教養・訓練及び育成に関する事

4. 大阪府

(1)大阪府富田林土木事務所

- ・河川の整備に関する事
- ・水防に関する事
- ・土砂災害の防止に関する事
- ・道路の整備に関する事
- ・道路交通の確保に関する事
- ・災害危険度判定調査の促進に関する事
- ・防災都市づくり計画の推進に関する事
- ・都市の復興に関する事
- ・都市公園の整備に関する事
- ・土木施設の緑化に関する事
- ・公共土木施設等の二次災害の防止に関する事
- ・斜面判定制度に関する事
- ・災害復旧事業に係わる市町村指導に関する事
- ・防災知識の普及・啓発に関する事

(2)大阪府富田林保健所

- ・災害時における保健衛生活動、保健衛生の指示及び防疫活動に関する事
- ・災害時の医療体制の整備及び連絡調整に関する事
- ・医療救護班の活動に関する事
- ・医師会等の協定に関する事
- ・毒物・劇物の災害予防に関する事
- ・食品衛生の監視及び感染症対策に関する事

(3)大阪府南河内農と緑の総合事務所

- ・自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関する事
- ・森林の防災に関する事
- ・治山事業の推進に関する事
- ・山地災害危険地の把握に関する事
- ・林野火災対策に関する事
- ・復旧対策用木材の調達、あっせんに関する事
- ・ため池防災に関する事
- ・土地改良事業に関する事
- ・農林水産施設の防災計画に関する事
- ・農地防災対策に関する事

- ・地すべり防止法に基づく区域指定に関する事
- ・農作物及び家畜の防疫等に関する事
- ・動物の保護等に関する事
- ・耕地関係復旧事業の指導調整に関する事
- ・応急救助用食料の確保、調達に関する事
- ・農林災害復旧補償に関する事
- ・被災農林業者に対する災害融資に関する事
- ・地盤沈下対策に関する事
- ・廃棄物の処理に関する事
- ・飲食物の摂取制限等に関する事

5. 大阪府警察（富田林警察署）

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- ・被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- ・交通規制・管制に関する事
- ・広域応援等の要請・受入れに関する事
- ・遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- ・犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- ・災害資機材の整備に関する事
- ・太子町の防災会議及び災害対策本部に関する事
- ・太子町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事
- ・緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関する事
- ・消防活動及び水防活動の実施に関する事
- ・防災関係機関との連絡調整に関する事
- ・住民の防災活動の促進に関する事
- ・行方不明者の捜索に関する事

6. 関西広域連合

- ・大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- ・大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事
- ・大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事
- ・大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関する事

7. 自衛隊（陸上自衛隊信太山駐屯地第37普通科連隊）

- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- ・町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

8. 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社磯長郵便局

- ・災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
- ・災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

(2)西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西支社）及び株式会社NTTドコモ関西（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）「KDDI株式会社（関西総支社）ソフトバンク株式会社

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ・津波警報、気象警報の伝達に関すること
- ・災害時における重要通信確保に関すること
- ・災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- ・「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること（対象：西日本電信電話株式会社等）

(3)西日本高速道路株式会社（関西支社）

- ・管理道路の整備と防災管理に関すること
- ・道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること

(4)大阪ガス株式会社

- ・ガス施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

(5)関西電力送配電株式会社

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ・災害時における電力の供給確保に関すること
- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

(6)一般社団法人大阪府エルピーガス協会

- ・エルピーガス施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関すること
- ・災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関すること
- ・被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関すること

(7)大阪広域水道企業団

- ・水道施設及び工業用水道施設の耐震化等に関すること
- ・水道施設及び工業用水道の被害情報に関すること
- ・災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること
- ・水道用水、水道水及び工業用水の供給確保に関すること
- ・応急給水及び応急復旧に関すること
- ・大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること

(8)日本赤十字社（太子分区）

- ・災害医療体制の整備に関すること
- ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ・義援金品の募集、配分等の協力に関すること

- ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- ・救援物資の備蓄に関する事

(9)各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者（近畿日本鉄道株式会社）

- ・鉄道施設の防災管理に関する事
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

9. 公共的団体

(1)南河内環境事業組合

- ・災害時におけるし尿、ごみ等の処理に関する事
- ・災害時に備えた処理施設の整備に関する事

(2)大阪南農業協同組合

- ・町の実施する営農指導及び被害調査の補助に関する事
- ・農地、農業用施設などの災害復旧及び再生産に必要な資金の貸し付けに関する事

(3)富田林医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・負傷者に対する医療活動に関する事

(4)富田林歯科医師会

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・負傷者に対する歯科医療活動に関する事

(5)富田林薬剤師会

- ・災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- ・災害時における医薬品の確保及び供給に関する事

(6)ため池管理者

ため池の防災管理に関する事

(7)区長、町会・自治会長、婦人会等

各種情報の連絡、避難者の世話、その他応急措置の協力奉仕

(8)太子町社会福祉協議会

- ・町が行う避難及び応急対策への協力
- ・被災者の保護及び救護物資の支給
- ・ボランティアの受入れ・活動調整

第6節 住民、事業所の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災機能の強化

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）、大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会、南河内環境事業組合
------	---

本町は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、山麓部、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際には、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）を活用する。

また、府及び本町は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

本町は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1. 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。なお、都市公園等の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（国土交通省都市部公園緑地・景観課監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部）を参考にする。

- (1) 一時避難場所については、既存の公共施設等を活用する。また、広域避難場所については、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね10ha以上となる地域として、周辺に農地等の延焼遮断空間が広がる太子町立青少年グラウンド及び上宮学園上宮太子高等学校グラウンドを充てる。
- (2) その他防災に資する身近な都市公園等の整備については、緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備に努める。

2. 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備目標とする。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4. 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

5. 空き家等の対策

本町は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、本町とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設として、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等の設置を進める。

第3 密集市街地の整備促進

防災性の向上を図るべき密集市街地について、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、地区公共施設（道路・公園など）の整備、老朽住宅の除却促進の強化、防火規制の強化、耐震改修促進の強化、延焼遮断帯の整備、地域拠点等の整備、地域防災力の向上等を図る。

第4 土木構造物の耐震対策の推進

本町及び土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針により耐震対策を推進する。

1. 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ア) 供用期間中に1～2度発生する確率のある一般的な地震動
 - イ) 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とともに考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 道路施設

幹線道路・道路橋等の防災点検を実施し、その結果に基づき必要があれば対策を講ずる。

3. 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、必要に応じて防災点検を実施し、対策を講ずる。

4. 土砂災害防止施設

砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて、府にて耐震対策を実施する。

5. ため池施設

ため池等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

第5 ライフライン・通信施設災害予防対策

ライフライン及び通信に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1. 上水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道については「水道施設設計指針」（厚生労働省）「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア) 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ) 防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

ウ) 施設の機能維持に必要な情報通信システムの整備

(3) 管路の多重化（連絡管等の整備）、自己水の活用などバックアップ機能等の強化に努める。

(4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

(5) 施設の老朽度に応じ、更新等の整備を計画的に推進する。

2. 下水道（太子町）

災害による下水道施設の機能の低下及び停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

(1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから実施する。

(3) 浸水対策として雨水排水施設の整備を順次進め、浸水箇所の解消に努める。

(4) 雨水の排水が円滑にできるよう、雨水排水施設の清掃点検に努める。

(5) 停電時のマンホールポンプ施設の機能確保に努める。

3. 電力（関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

(1) 変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。

(2) 電力供給系統の多重化を図る。

(3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 施設の老朽度に応じ、更新や予備施設の整備等を計画的に推進する。

4. 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む）

以下、「通信設備等」という。)の強化と保全に努める。

(1)電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア) 豪雨又は洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- イ) 豪雨のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2)電気通信システムの高信頼化

- ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ) 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3)電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4)災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

5. 大阪ガス

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

6. LPガス

一般社団法人大阪府エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策の検討推進を図っていく。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とにならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理

- (1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2. ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等処理

- (1) あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (4) 本町は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (5) 府又は本町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第2節 建築物の安全化

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、教育委員会
------	----------------------

府及び本町をはじめ防災関係機関は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

第1 住宅・建築物の耐震対策の促進

府及び本町をはじめとする防災建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

本町は、「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」を踏まえ、市町村耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1. 公共建築物

- (1) 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を実施する。
その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 本町は、町有建築物について、町が定める計画に基づき、耐震化の計画的な実施に努める。
- (3) 府及び本町は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。
- (4) 建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。
- (5) 本町は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

【避難所指定施設の耐震化計画】

磯長小学校	平成10年度にスポーツホールを取り壊し、校舎増築事業及び耐震補強事業を実施
山田小学校	平成10～11年度に本館校舎棟の危険改築事業（建て替え事業）を実施 平成25年度に屋内運動場等の改築工事を実施
町立中学校	平成15年度に特別教室等の校舎増築事業（建て替え事業）を実施 平成23年度に普通教室棟の耐震補強工事を実施 平成24年度に屋内運動場の耐震補強工事を実施
町立幼稚園	平成13年度に園の移転事業（建て替え事業）を実施

2. 民間建築物

- (1) ブロック塀等工作物の安全化や安全な住み方等をはじめ、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (2) 太子町既存建築物耐震診断補助金交付要綱に基づき、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。
- (3) 府及び本町は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組みをできる限り支援する。
- (4) 府及び本町は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞すること

を防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、本町は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(5) 空き家等の対策

本町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

種別		昭和 56 年以前	昭和 57 年以降	合計	備考
民間	非木造建築物	約 417 棟	約 1,020 棟	約 1,437 棟	
	木造建築物	約 2,328 棟	約 2,956 棟	約 5,284 棟	
公共	非木造建築物	約 10 棟	約 21 棟	約 31 棟	町有建築物
	木造建築物	1 棟	0 棟	1 棟	町有建築物
合計	非木造建築物	約 427 棟	約 1,041 棟	約 1,468 棟	
	木造建築物	約 2,329 棟	約 2,956 棟	約 5,285 棟	
合計		約 2,576 棟	約 3,997 棟	約 6,753 棟	

(注) 公共建築物の棟数は、町公有資産台帳（令和3年度末）を基本に推計した。

民間建築物の棟数は、令和4年度固定資産税データによる。新耐震基準は昭和56年6月1日の施行である。

第2 建築物の安全性に関する指導等

本町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 「災害危険区域」（府建築基準法施行条例第3条）の指定による、建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進（土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める）
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- 4 液状化対策の啓発

府、本町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

【災害危険区域】

区域名	種別	指定年月日	面積 (ha)	区域内の建築物		都市計 画区域	指定の方法		備 考	
				住 宅	非住宅		急	災害		
								1		2
中大道	2種	S59.3.28 (第367号)	0.38	1	7	市		○		
大道	2種	S59.3.28 (第368号)	0.20	2	2	市(調)		○		

第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり
第2節 建築物の安全化

中大道	1種	S62. 3. 30 (第486号)	1.20	49		市	○	○		
太陽ヶ丘	1種	H12. 3. 10 (第400号)	0.29	21		市	○	○		
北仲町	1種	H24. 4. 25 (第737号)	0.46	10		市	○	○		

第3 文化財

かけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - (1) 消防用設備等の設置促進
 - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

【歴史的建造物の概要(国・府指定)】

番号	名称	接道	階級 (高さ)	建築年代 (推定)	区分	指定・登録 年月日	所在地	管理者 又は 所有者
1	叡福寺聖霊殿 (附玄関)	町道 六枚橋太子線	1層	慶長8年 (1603)	重要 文化財	S52. 1. 28	太子 2146	宗教法人 叡福寺
2	叡福寺多宝塔	町道 六枚橋太子線	2層	承応元年 (1652)		〃	〃	〃
3	山本家住宅	主屋 町道 六枚橋太子線	2層	大正3年 (1914)	国 登録 文化財	H13. 10. 12	太子 1773	山本スエ
4	山本家住宅	西蔵 町道 六枚橋太子線	1層	大正3年 (1914)		〃	〃	〃
5	山本家住宅	東蔵 町道 六枚橋太子線	1層	大正3年 (1914)		〃	〃	〃
6	山本家住宅	高塀 町道 六枚橋太子線	1層	大正3年 (1914)		〃	〃	〃
7	大道旧山本家 住宅	主屋 町道大道線	1層	江戸末期		H14. 8. 21	山田 1797	太子町
8	大道旧山本家 住宅	離れ (渡り 廊下付)	1層	大正元年 (1912)		〃	〃	〃

9	大道旧山本家 住宅	蔵	町道大道線	1層	昭和27年 (1952)			H15.9.19	〃	〃
10	叡福寺金堂 (附棟札)		町道 六枚橋太子線	1層	享保17年 (1732)	府	有形 文化財 (建造 物)	H13.2.2	太子 2146	宗教法人 叡福寺
11	叡福寺鐘楼		町道 六枚橋太子線	2層	桃山期			〃	〃	〃

第3節 水害予防対策の推進

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪府富田林土木事務所
------	----------------------------

本町及び関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川の改修

1. 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 100年に一度（1時間雨量80mm程度）の豪雨に対応できるよう計画的な河川改修、ダム
の建設を実施する。
- (2) 当面は概ね10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう治水施設の整備
を進める。

2. 準用河川等

本町は、準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。

- (1) 流路工を改修整備することにより、河岸の侵食を防止し、河床の安定に努める。
- (2) 河川区域については、生態系に配慮し、治水機能を充実するとともに、未改修河川につい
ても府と連携し整備を推進していく。
- (3) 水路等の流下能力を確認し改修を進め、宅地造成等の進展に伴い、雨水貯留機能の整備拡
大に努める。

第2 水害減災対策の推進

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、
水害の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、想
定し得る最大規模の降雨の情報等を踏まえ、避難体制の整備を行う。

1. 避難情報等の周知

本町は、府の大和川水系石川に係る洪水浸水想定区域の指定（令和3年1月29日）に基
づき、浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を
図るために必要な事項（避難経路・避難の心得等）を定め、住民に周知するように努める
（ハザードマップの作成、更新等）。

浸水想定区域：大阪府知事はあらかじめ指定した河川（本町域では石川が該当）につい
て、当該河川の洪水防ぎよに関する計画の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が
想定される区域を浸水想定区域として指定する。

2. 避難体制の整備

- (1) 集中豪雨等による土砂災害に対応するため、被害実態に即応した避難場所等の整備を図る。
- (2) 人命の安全を第一とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うことができるよう、洪水予
報等必要な情報の伝達体制の整備を図る。
- (3) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配
慮を要する方）利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する
事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、
自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に
基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等
について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

3. 雨水の流出抑制

集中豪雨等による浸水を防止するため、町、府及び国は遊水地、流域調整池の設置や透水性舗装、雨水浸透施設等の設置を推進するとともに、民間の新規開発、再開発時等においても、流出抑制施設の設置を指導する。

4. 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

町長は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

府及び本町は、公表された洪水リストをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講演会の実施等必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

本町は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

5. 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

本町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的に防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水防に関しての危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

6. 水防と河川管理等の連携

府及び本町は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、府内各地域の水防災連絡協議会等を活用し、国、河川管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

7. 消防団における水防活動の強化

本町は、消防団における水防活動に関する研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層や女性の消防団への参加促進、処遇の改善等により、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、町会・自治会等多様な主体と連携することで、水防活動の強化を図る。

第3 下水道の整備

市街地における浸水被害の解消を図るため、汚水整備完了後、雨水対策に努める。その間は既設水路や河川など、現状の施設を有効に活用し河川改修事業などにより浸水対策を行う。

第4 農地防災対策

本町及び関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1. 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2. 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を進め、ため池の強化等に努める。

【ため池防災関係水防区域】

市町村名	A級	B級	C級	計
太子町	0	1	10	11

A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

3 ため池の治水活用

台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、ため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第4節 土砂災害予防対策の推進

実施機関 政策総務部、まちづくり推進部、大阪府富田林土木事務所

土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土石流対策（砂防）

1. 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
2. 特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
3. 府及び本町は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。

【土石流危険溪流箇所】

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	郡・市	町・村	地区名
1	飛鳥川右支溪	大和川	飛鳥川	南河内郡	太子町	大道
2	飛鳥川右支溪	大和川	飛鳥川	南河内郡	太子町	大道
3	飛鳥川右支溪	大和川	飛鳥川	南河内郡	太子町	大道
4	飛鳥川	大和川	飛鳥川	南河内郡	太子町	大道
5	太井川右支溪	大和川	太井川	南河内郡	太子町	東條

第2 地すべり対策

1. 地すべり危険箇所

建設省河傾発第40号（平成8年10月4日付）に基づく地すべり危険箇所調査により、地すべりの危険があるとされる「地すべり危険箇所」は本町には9箇所ある。町は、地すべりとその危険性について、一層の周知に努める。

【地すべり危険箇所一覧表】

箇所名	河川名			所在地			区域指定 有・無
	水系名	幹川名	溪流名	郡市	町村	大字	
昭和町	大和川	梅川	太井川	南河内郡	太子町	太子	無
向少路	大和川	梅川	太井川	南河内郡	太子町	山田	〃
北仲町	大和川	石川	飛鳥川	南河内郡	太子町	春日	〃
青山	大和川	石川	飛鳥川	南河内郡	太子町	春日	〃
青山	大和川	石川	飛鳥川	南河内郡	太子町	春日	〃
上之町	大和川	石川	飛鳥川	南河内郡	太子町	山田	〃
鹿向谷	大和川	石川	飛鳥川	南河内郡	太子町	山田	〃
東條	大和川	石川	飛鳥川	南河内郡	太子町	山田	〃
畑	大和川	梅川	太井川	南河内郡	太子町	山田	〃

2. 防災体制の整備

地すべり対策については、日常的な観測が必要なため、町・府及び関係機関は、地域住民等との協力を密にし、特に地形の変化、地下水の変動、降雨等に注意し、災害予防措置として観測パトロールの実施体制を整えるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう情報連絡体制の確立を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策

1. 急傾斜地崩壊危険箇所

建設省河傾発第112号に基づく、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じる恐れのある「人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場所を含む。）ある急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」が7箇所、「人家が1～4戸ある急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」が2箇所、「人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ」が5箇所ある。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条に基づき、知事が指定する区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定するが、本町には3箇所ある。これ以外に、大阪府建築基準法施行条例第3条により、府が指定する災害危険区域が5箇所ある。

2. 防災体制の整備

町は、府及び町が設置している雨量警報装置を主に観測体制を整え、災害情報の収集に努めるとともに、降雨量によりパトロールを実施するなど、伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒体制や避難体制の確立に努める。

【急傾斜地崩壊危険箇所】

箇所番号	ランク	箇所名	位置	延長 m	高さ m	傾斜度	人家戸数
386	I	北仲町	南河内郡太子町春日	230	23	45	9
387	I	中大道	南河内郡太子町太子	170	10	32	49
388	I	大道(1)	南河内郡太子町山田	450	14	55	15
38	I	大道(2)	南河内郡太子町山田	120	25	30	7
39	I	大道(3)	南河内郡太子町山田	55	14	45	6
389	I	畑	南河内郡太子町畑	120	9	48	12
103	I	太陽ヶ丘	南河内郡太子町太子	110	7	48	21
795	II	畑(1)	南河内郡太子町畑	120	14	58	3
794	II	畑(2)	南河内郡太子町畑	50	13	45	2
157	III	山田	南河内郡太子町山田	100	10	35	0
158	III	太子	南河内郡太子町太子	100	5	30	0
159	III	葉室	南河内郡太子町葉室	100	15	35	0
160	III	畑(3)	南河内郡太子町畑	150	15	35	0
9	III	春日	南河内郡太子町春日	100	20	45	0

【急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表】

整理番号	区域名	所在地	面積(m ²)	告示番号 指定年月日	保全家 戸数	対策工 施行年 度	備考	危険 箇所 番号	危険 区域 台帳
45	中大道	南河内郡 太子町大字太子	12,024	第486号 S62.3.30	49	S61～ H2		387	
119	太陽ヶ丘	南河内郡 太子町大字太子	2,902	第400号 H12.3.10	21	H11		103	
168	北仲町	南河内郡 太子町大字春日	4,559	第737号 H24.4.25	10	H23～ H24		386	

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）により、土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域（土砂災害警戒区域）及び、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域（土砂災害特別警戒区域）が指定されている。

急傾斜地崩壊及び土石流の事象毎に、土砂災害警戒区域（急傾斜）119箇所と土砂災害特別警戒区域（急傾斜）116箇所、土砂災害警戒区域（土石流）9箇所と土砂災害特別警戒区域（土石流）7箇所が指定されている（平成26年4月時点）。

1. 危険区域等の周知

土砂災害警戒区域の範囲や避難場所・避難経路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）を作成し、住民へ周知する。

2. 警戒避難態勢の確立

本町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について本町地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を町長に報告する。

本町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、本町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

3. 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

本町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第5 山地災害対策

- 1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- 2 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- 3 特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。
- 4 府及び本町は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

【山地災害危険地区】

市町村	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
太子町	6	0	7	13

※山腹崩壊危険地区 : 山田5地区、畑1地区

※崩壊土砂流出危険地区 : 山田3地区、畑4地区

第6 宅地防災対策

宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については、大阪府と連携して「造成宅地防災区域」の指定などの防災措置を指導する。

府及び本町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

また本町は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

土地利用規制	面積	備考
宅地造成工事規制区域	717ha	平成10年変更

第5節 危険物等災害予防対策の推進

実施機関 政策総務部、富田林市消防本部

第1 危険物災害予防対策

1. 本町及び富田林市消防本部

本町及び富田林市消防本部は消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

2. 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

【危険物施設の現況】 令和4年7月31日現在

製造所等区分 市町村名	合計	製造所	貯蔵所							
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所
太子町	37	0	29	1	0	2	6	0	20	0

取扱所						
小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	自家給油
8	2	0	0	0	3	3

第2 高圧ガス災害予防対策

本町及び富田林市消防本部は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図られるよう下記事項について府に協力する。

1. 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守
- (2) 高圧ガス積載車両等の一斉取締りの実施

2. 指導

- (1) 危害予防規程の策定の指導
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等の適正実施への指導
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

3. 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動をより一層充実させる。

4. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、危害予防週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

【高圧ガス関係許可事業所数】

令和4年7月31日現在

		高圧ガス取締法	
種別	市町村	・高圧ガス製造者（1種）×1 ・高圧ガス販売事業者×5	・高圧ガス貯蔵所（1種）×1
	太子町	計 7	

第3 火薬類災害予防対策

本町及び富田林市消防本部は、火薬類取扱事業所等に対し、関係機関と連携して、災害予防対策を推進する。

第4 毒物劇物災害予防対策

本町及び富田林市消防本部は、毒物及び劇物取扱施設等に対し、関係機関と連携して、災害予防対策を推進する。

第5 放射性同位元素に係る災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設管理者は、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

第6 管理化学物質災害予防対策

本町は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

実施機関	各部共通
------	------

防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 中枢組織体制の整備

1. 組織体制の整備

本町は総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

(1) 太子町防災対策推進会議

予防対策も含め防災対策の総合的推進を図るため太子町防災対策推進会議を設置する。

〔組織〕

会 長：町長

副会長：副町長、教育長

委 員：政策総務部長、まちづくり推進部長、健康福祉部長、教育次長

事務局：政策総務部自治防災課

(2) 太子町災害警戒本部（警戒配備に対応）

ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

イ) 石川に、はん濫危険情報が発表されたとき。

ウ) 小規模な災害が発生したとき、又は降雨量、水位等の観測状況から見て、発生のおそれがあるとき。

エ) 町域又は隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4を観測したとき。

オ) 東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき。

カ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

キ) 小規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき。

ク) その他必要により副町長が認めたとき。

以上の災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長：副町長

副本部長：政策総務部長、まちづくり推進部長

本部員：健康福祉部長、教育次長、政策総務部自治防災課長

なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。

(3)太子町災害対策本部（A号配備・B号配備に対応）

A号配備

- ア) 中規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。
- イ) 石川に、はん濫発生情報が発表されたとき。
- ウ) 町域で震度5弱を観測したとき。
- エ) 中規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき
- オ) その他必要により町長が認めたとき。

B号配備

- ア) 大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。
 - イ) 町域で震度5強以上を観測したとき。
 - ウ) 東南海・南海地震と判定されうる地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・注意)が発表されたとき。
 - エ) 大規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき
 - オ) その他必要により町長が認めたとき。
- 以上の災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 : 町長

副本部長 : 副町長、教育長

本部長 : 政策総務部長、まちづくり推進部長、健康福祉部長、教育次長

2. 動員体制の整備

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、町域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努め、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

本町と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1)職員の配備基準

町長は必要に応じ各号配備を指令する。なお、町域又は隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4以上を観測した場合は、あらかじめ指定した職員は自動配備とする。配備人員は「災害・動員配備マニュアル」の定めるところによる。勤務時間外に災害が発生した場合は、町職員のうち、町内や隣接市町村に居住するあらかじめ指定した職員（緊急非常配備要員）は指定場所に自主的に参集する。

ア) 事前配備

事前配備 1

- (a) 暴風、大雨及び洪水警報等が発表されたとき
- (b) 石川にはん濫注意情報が発表されたとき
- (c) その他必要に応じて政策総務部長が認めたとき

事前配備2

- (a)大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂キキクル（危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合でさらに降雨が継続すると予想されるとき
- (b)大雨注意報が発表され当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき
- (c)強い降雨を伴う台風が夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想されるとき
- (d)石川にはん濫警戒情報が発表されたとき
- (e)その他必要に応じて政策総務部長が認めたとき

イ) 警戒配備

- (a)土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (b)石川にはん濫危険情報が発表されたとき
- (c)小規模な災害が発生したとき、または降雨量、水位等の観測状況から見て、発生のおそれがあるとき
- (d)町域又は隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4を観測したとき
- (e)東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき
- (f)南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- (g)その他必要により副町長（災害警戒本部長）が認めたとき

ウ) A号配備

- (a)中規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- (b)石川にはん濫発生情報が発表されたとき
- (c)町域で震度5弱を観測したとき
- (d)中規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき
- (e)その他必要に応じて町長（災害対策本部長）が認めたとき

エ) B号配備

- (a)大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- (b)町域で震度5強以上を観測したとき
- (c)東南海・南海地震と判定されうる地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表されたとき。
- (d)その他必要に応じて町長（災害対策本部長）が認めたとき

3. 防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災に係る組織動員体制の整備を図る。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

本町をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

本町は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の

飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1. 防災中枢施設の整備

本町及び防災関係機関は、災害対策本部室等の防災中枢施設を充実する。また、代替施設の選定などのバックアップ対策を行うとともに、自家発電設備等を整備する。

2. 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第3 防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、自衛隊、消防、警察などの応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点の確保のため、地域防災拠点として以下を充てる。

【地域防災拠点】

区分	施設名	所在地	面積(㎡)
応援部隊の受入れ及び活動拠点	町立総合スポーツ公園総合グラウンド	山田 1221番	18,236.0
物資輸送拠点	町立総合体育館		3,960.3
備蓄拠点	太子町役場庁舎	山田 88番	—

第4 装備資機材等の備蓄

本町及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、府、本町及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

2. 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3. データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 防災訓練の実施

本町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練を実

施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うことや、業務継続計画（BCP）の実効性を高める訓練など、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

1. 訓練の種類

(1)総合的防災訓練の実施

本町は、関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練の実施に努める。

(2)実施すべき主な防災訓練

非常参集訓練：職員の迅速な配備を行うため、情報の伝達、非常時参集等についての訓練

水防訓練：水防技術の向上を図るため、実情に即した訓練

消防訓練：消防水利の活用、機材の操法、特殊火災への備えなどの訓練

避難救助訓練：避難指示、伝達、救出、避難所運営等を中心に総合訓練の一部としての実施

通信連絡訓練：災害時通信の切り替え、通信途絶時の連絡確保の訓練

広域訓練：府、市町村、防災関係機関等で実施する広域的な訓練に参加

(3)防災関係機関の訓練の実施

本町及び防災関係機関は、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、消防、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策等にかかる訓練を単独または共同で実施する。

(4)南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

本町及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した参集訓練及び本部運営訓練を中心とした防災訓練を実施する。

(5)文化財における防災訓練の実施

本町及び防災関係機関は、本町に存在する重要な文化財を災害から守るための防災訓練を実施する。

2. 留意事項

- (1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。
- (2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。
- (3) 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。
- (8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第6 人材の育成

本町をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1. 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

2. 教育の内容

- (1) 太子町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の適用
- (7) その他必要な事項

さらに、防災に対する十分な意識・知識・技能を有する者として、町職員による防災士資格の取得を進め、自主防災組織のレベルアップの支援及び自助・共助・公助の連携による、さらなる地域防災力の充実強化への取り組みを進める。

また、自主防災組織に設置を提案している「防災委員」について、講演会の開催、研修（救命救急講習、初期消火訓練、搬送訓練、通報訓練等）の実施及び「防災士資格」を取得するなどして、地域防災のリーダーとしての養成に努める。

【防災士の取得状況】

	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	累計
認証者	3名	2名	2名	6名	0名	3名	24名

第7 防災に関する調査研究の推進

本町及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を努める。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第8 広域防災体制の整備

本町及び防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1. 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

2. その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

- ・大阪府中ブロック消防相互応援協定
- ・阪奈林野火災消防相互応援協定
- ・中河内・南河内地域災害相互応援協定
- ・聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定
- ・大阪市・太子町航空消防応援協定
- ・大阪府下広域消防相互応援協定
- ・南阪奈道路消防相互応援協定

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

本町及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

本町は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1. 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や中央構造線断層地震等大規模地震が発生した場合、本町の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等に甚大な被害を受けることが想定される。そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、本町は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、自治体BCP（業務継続計画）を策定し、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、本計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、町長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行う。
その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧及び災害時にもつながりやすい多様な通信手段等、にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2. 本町の体制整備

- (1) 被災者支援システムの導入：本町は、被災者支援システムの導入に努める。
- (2) 業務継続の体制整備：BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (3) 相互応援体制の強化：本町は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3. 応援・受援体制の整備

本町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受け入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第11 事業者、ボランティアとの連携

本町は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、の活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の強化

実施機関	各部共通
------	------

本町及び防災関係機関は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と町防災行政無線を接続することなどより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

本町をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策をより一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は災害時の使用を考慮し十分な回線容量を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1. 防災行政無線等の整備充実

- (1) 大阪府防災情報システムを活用し、気象等観測情報、被災情報の受発信の促進を図るとともに、大阪府防災行政無線を活用し、各種情報の入手・伝達の円滑化を図る。
- (2) 「太子町防災行政無線」を活用し、災害時の迅速な情報伝達、被災情報の収集等への活用体制に万全を期す。
- (3) 降雨情報、土砂災害警戒情報の収集分析により、警戒・避難体制の早期判定に活用する。
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達を図る。

2. 無線通信施設の整備充実

防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

- (1) 町防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実
- (2) 消防無線の整備充実
- (3) MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
- (4) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

【町防災行政無線整備状況(デジタル波)】

同報無線				移動無線（MCA無線）					
屋外受信機	13基	戸別受信機	全戸配布	基地局	2	携帯局	26	車載局	1

【その他町内に設置されている観測所等一覧】

【雨量観測所】

観測所名	流域 河川名	施設			所在地	管理者
		日 巻	月 巻	テレメー ター		
北今池	飛鳥川			○	南河内郡太子町大字山田	太子町
東條				○	南河内郡太子町大字山田	太子町
東谷池				○	南河内郡太子町大字春日	太子町

河川名	観測所名	種 別	雨量計の名称	所在地	所属	備 考
石川	竹内	普通 自記	転倒ます型 (1ヶ月巻)	南河内郡太子町 山田 1930	近畿地方整備局 大和川河川事務所	

設置場所	観測者	備考
大字山田 88 番地	太子町	報告先太子町

【河川水位観測所】

観測所 名	観 測 級 別	河川名	施設			堤防天端高 (量水標読)	観測者
			量 水 標	自 記	テレ メー ター		
梅川橋	1	梅川	○		○54 無	左岸 4, 135m 右岸 4, 142m	富田林土木事務所 所員TEL0721 (25) 1131

【土石流雨量監視局・観測局】

監視局設置場所	観測局設置場所	住所
太子町役場	東條	南河内郡太子町山田 2424
	平石	南河内郡河南町平石 428-3

第2 情報収集伝達体制の強化

本町をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図り被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や、情報の地図化等による情報伝達の高度化に努めるなど情報収集伝達体制の強化を進める。

なお、勤務時間外の情報伝達体制として、24時間常駐体制（警備員配置）をとり、震度情報等を政策総務部職員等に伝達するなど迅速な情報伝達を行う。

第3 災害広報体制の整備

本町及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1. 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
- イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2. 災害時の広聴体制の整備

府、本町及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

3. 停電時の住民への情報提供

府、本町及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

4. 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5. 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度 6 弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

ア 自分の身の安全確保

イ 出勤・通学の抑制

ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

第3節 火災予防対策の推進

実施機関	政策総務部、富田林市消防本部（太子分署）
------	----------------------

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1. 火災予防査察の強化

区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

2. 防火管理制度の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物等の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

3. 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

4. 住宅防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

5. 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、消火器の使用方法、災害発生時の火気器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

第2 林野火災予防

本町及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1. 監視体制等の強化

- (1) 住民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可

2. 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防衛資機材の整備と備蓄を推進する。

- (1) 消火作業機器等の整備
空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー等作業用機器
- (2) 消火薬剤等の備蓄
第一燐酸アンモニウム（MAP）、第二燐酸アンモニウム（DAP）、展着剤等

第4節 消火・救助・救急体制の整備

実施機関	政策総務部、富田林市消防本部（太子分署）、消防団
------	--------------------------

本町は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実強化、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制のより一層の充実に努める。

また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や学校・園への協力を努める。

第1 消防力の充実

1. 消防体制の充実（さらなる消防広域化）

本町は従来の救急業務に加え、消防業務についても常備消防力の強化に向けて、平成12年4月1日より、富田林市への委託を行うとともに、町内には富田林市消防本部太子分署を設置している。

また、本町、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合で構成する「大阪南消防広域化協議会」を令和4年5月12日に設立し、令和6年4月からの消防広域化を目指し、より良い消防体制づくりを協議していく。

2. 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成31年3月29日改正 消防庁告示第4号）に基づき、消防力の拡充・強化を図る。

- (1)市街地においては、人口及び気象条件に応じて所要の消防ポンプ自動車等の必要機材を配備する。
- (2)化学消防自動車及び救急自動車等の配備を図るとともに、それらの自動車運行上の要員並びに警防上必要とする人員の確保に努める。
- (3)消防本部、各署に相互連絡用の消防専用電話及び無線連絡装置を整備し、機能の強化を図る。
- (4)大阪府防災行政無線の端末機を配備し、府及び関係機関との連絡体制の強化に努める。
- (5)消防自動車等の性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、災害時の即応体制を確立する。

3. 消防水利の確保

- (1)「消防水利の基準」（平成26年10月31日 消防庁告示第29号）に基づき、消防水利を配置する。
- (2)河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

4. 活動体制の整備

富田林市消防本部の作成した「富田林市消防本部非常警備計画」及び「富田林市救急業務計画」等に基づき、迅速かつ適確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

5. 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

- (1)体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

第2 救急体制の整備

本町及び富田林市消防本部(太子分署)は、多数の負傷者の発生に備え、高規格救急自動車や応急処置用資機材を整備するとともに、救急救命士の養成を図り、救急体制の強化に努める。

第3 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、他市町村との相互応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第4 連携体制の整備

本町は、府、警察署、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化、消防・救急無線のデジタル化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

【消防力の現況】

(令和4年9月30日現在)

消防本部太子分署						消防団					火災報知機			テレビ監視装置(基)	
消防署数	出張所数	消防職員数(実)(A)	小型ポンプ積載車	小型水槽付消防ポンプ自動車(B)	高規格救急車	消防団数	分団数	小型ポンプ積載車	(実員)団員数	普通ポンプ自動車	受信機(基)	発信機			
												小計 ①+② (基)	公衆用 ① (基)		自衛用 ② (基)
1	—	20	1	1	1	1	5	5	108	3	0	0	0	0	0

望楼			電話				救急指令装置	
小計 ③+④	24時間 監視体制をと っているもの ③	そ の 他 ④	消防機関にあるもの				救急 指令 専用	消防指 令装置 と併用
			小計 ⑤+ ⑥+ ⑦ (回線)	火災 報知 専用 電話 ⑤ (回線)	消防 回線 ⑥ (回線)	加入 電話 ⑦ (回線)		
0	0	0	3	0	0	3	0	1

【消防水利の現況(公設分のみ)】

区分 市町村名	計 ①+ ②	消火栓	小計②						その他						
		公設 ①	防火水槽			井戸			計	河川・ 溝等	海・湖	プー ル	池等	下水道	その他
			100 ㎡ 以上	60～ 100 ㎡ 未満	40～ 60㎡ 未満	20～ 40㎡ 未満	40㎡ 以上	20～ 40㎡ 未満							
太子町	376	360	0	6	16	-	0	0	6	0	0	3	3	0	0

【消防団の定員と消防車の数】

分団名	定員	普通消防ポン プ自動車	小型ポンプ積 載車	指令車	救助用資機材 搭載車
本団	4	0	0	1	1
太子	24	1	1	0	0
春日	34	1	1	0	0
山田	29	1	1	0	0
葉室	12	0	1	0	0
畑	12	0	1	0	0
合計	115	3	5	1	1
機能別団員	5	-	-	-	-

第5節 災害時医療体制の整備

実施機関	健康福祉部、富田林医師会、日本赤十字社（太子町分区）
------	----------------------------

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

本町は、災害時の医療救護活動が迅速かつ継続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1. 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療は、富田林医師会が編成する医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

イ) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア) 災害の被害状況により承諾が得られた場合、町内医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ) 災害の種類や時間経過に伴って量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災

を免れた（被災地内外を含めた）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 広域搬送の可能な患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（町域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

本町と医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの整備

本町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2. 連絡体制の整備

- (1) 本町は、町立保健センターに災害時の連絡・調整窓口を設置し、府や医療機関等との情報交換・提供を行う。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員（リーダー保健師）を指名する。

3. その他

- (1) 医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

本町は富田林医師会と連携して、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1. 医療救護班の構成

本町及び医療関係機関は、富田林医師会を通じ、町内医療機関等との協力・連絡体制を整備し、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう、医療救護班（1班）を構成する。

なお、町単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に応援要請を行い、救護所等で主に現場救急活動を行う。

2. 医療救護班の編成基準

医療救護班は1班、医師(1)・保健師および看護師(2)・事務職員(2)で構成し、町立保健センター（町災害医療センター）に参集する。

3. 救護所の設置

救護所は町立保健センター又は役場庁舎に設置し、医師等の人数を記述するとともに、その基準、運営方法等を定めておく。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4. 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整は町立保健センター（町災害医療センター）が行う。

第4 後方医療体制の整備

後方医療体制を充実するため、災害医療の活動拠点として町立保健センターを「町災害医療センター」と位置付け、必要な整備を進めるとともに、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した災害医療機関（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、特定診療災害医療センター、災害医療協力病院）との連携体制を整備する。

医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

本町及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

また、本町が備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療救護班の搬送

本町及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送体制を確立する。

第7 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

富田林保健所健康危機管理関係機関連絡会議を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築し、地域医療連携を推進する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

本町及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪府富田林土木事務所、富田林警察署
------	-----------------------------------

本町及び防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1. 緊急交通路の選定

本町及び府は、警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路（災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路）を選定する。また、本町では、府が選定した「広域緊急交通路」と連絡する「地域緊急交通路」として、災害時用臨時ヘリポート（町立中学校）、町災害医療センター（町立保健センター）、避難所などを連絡する道路を選定する。

広域緊急交通路：府道美原太子線 (町域全線)	地域緊急交通路：町道六枚橋太子線(町域全線) 国道 166 号 (町域全線)
---------------------------	---

2. 緊急交通路の整備

緊急交通路を整備し、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3. 災害時の応急点検体制等の整備

平常時から道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4. 緊急交通路の周知

災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民への周知に努める。

5. 緊急通行車両の事前届出

本町は、緊急通行車両として使用する計画のある車両については、府公安委員会（富田林警察署）に対し事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

6. 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

1. 本町は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。
2. 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。
3. 府及び本町は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ
太子町立中学校	春日 1479	太子町立中学校長	0721-98-0043	125×65m

第3 輸送手段の確保

陸上輸送、航空輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。また、緊急時に確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画する。民間事業者等から調達する必要があるものについては、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

第4 交通規制・管制の確保

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難受入れ体制の整備

実施機関	政策総務部、教育委員会
------	-------------

本町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努める。

第1 避難場所、避難路の選定

本町では、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所については、本町は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、本町の指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場所においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

1. 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所として、以下の指定避難所等のグラウンド・公園を一時避難場所として選定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を、以下の基準により広域避難場所として選定する。

- ア) 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
- イ) 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上(周辺農地等を含む)の空地。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定できる。
- ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの(ア)又はイ)に該当するものを除く。))

【一時・広域避難場所一覧表】

種別	名称	所在地	面積 (㎡)
一時	太子町立磯長小学校グラウンド	春日 1569	4,097
一時	太子町立中学校グラウンド	春日 1479	11,644
一時	太子町立山田小学校グラウンド	山田 372	3,439
一時	聖和台第1号公園	聖和台 4丁目 10	3,663
一時	葉室公園	葉室 1123-1	4,809
一時	太子・和みの広場	太子 2059	11,000
広域	太子町立青少年グラウンド	春日 1564	8,000
広域	上宮学園上宮太子高等学校グラウンド	太子 1050	15,000

(3)避難路

広域避難地に通じる避難路を以下の基準により選定する。なお、緊急交通路と避難路を重複し指定する路線もあり、交通安全及び的確な避難誘導に配慮する。

- ア) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）または10m以上の緑道
- イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（ア）に該当するものを除く。）
- ウ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと
- エ) 水利の確保が比較的容易なこと

名称	起終点	備考
府道美原太子線	町域全線	広域緊急交通路
府道美原太子線（旧道）	町域全線	地域緊急交通路
国道166号	町域全線	地域緊急交通路
府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線	町域全線	
町道太子中央線	全線	
町道太子葉室線	全線	
町道春日葉室線	全線	
町道六枚橋太子線	全線	地域緊急交通路
町道太子西条線	全線	

2. その他の避難場所及び避難路の選定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、本町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、本町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

3. 指定緊急避難場所

避難が必要となる災害には火災や土石流などがあり、それぞれの災害に対して安全が確保される避難場所が必要となる。

本町では、指定緊急避難場所として町立中学校グラウンドをはじめとした9ヶ所を指定しており、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定している。

○指定緊急避難場所の定義（災害対策基本法 第49条の4より）

- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定する避難場所。

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

本町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1. 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2. 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3. 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

本町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定、整備する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、ホテル・旅館等のほか、空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1. 指定避難所の指定、整備

指定避難所は、町会・自治会等单位で指定し、非構造部材を含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ水害による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場

所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (3) 本町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 指定避難所の施設については、避難所を開設する場合にはあらかじめ施設の安全性を確認するとともに、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備や避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (5) 本町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、本町は保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2. 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、本町は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。本町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所（二次的な避難施設）として指定をする際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

本町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例や本町福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。(ただし、障がい者等が他の施設の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。)
- (3) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保するなど、避難生活(水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等)に支障のないよう、配慮する。
- (4) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。(施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。)

3. 民間施設との災害時における協力協定の推進

本町は、指定避難所や福祉避難所だけでは不足する場合や、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じ開設する避難所を確保するため、町内民間施設と災害時における協力協定の推進を図る。

4. 指定避難所の管理運営体制の整備

府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、指定避難所の管理運営マニュアルを作成し、管理運営体制を整備するとともに、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と、健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

【避難所一覧表】

避難所	所在地	延床面積	収容人員
太子集会所	太子 1733-1	323 m ²	120 人
太子町立中学校	春日 1479	6,450 m ²	500 人
太子町立磯長小学校	春日 1569	6,549 m ²	600 人
太子町立幼稚園	春日 1562	1,145 m ²	150 人
春日集会所	春日 1423-5	439 m ²	150 人
太子町立山田小学校	山田 372	4,379 m ²	200 人
山田集会所	山田 301-1	328 m ²	150 人
葉室集会所	葉室 1083	200 m ²	50 人
畑集会所	畑 315-1	150 m ²	50 人
聖和台集会所	聖和台 2-10-5	420 m ²	150 人
万葉ホール	山田 104-1	475 m ²	250 人
生涯学習センター太子の森	山田 88	157 m ²	50 人
上宮学園上宮太子高等学校	太子 1050	3,466 m ²	300 人

【福祉避難所】

総合福祉センター	春日 963-1	1,034 m ²
----------	----------	----------------------

【避難協力施設（災害時に一時的に避難できる民間施設）】

太子カントリー倶楽部	葉室 800
太子温泉	山田 1131
ふくの音	山田 3361

【福祉避難協力施設（要配慮者のうち特に必要と認められた人のための施設）】

大阪府障害者福祉事業団	富田林市大字甘南備 216 番地
-------------	------------------

第4 避難指示等の事前準備

本町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1. 避難情報に関するマニュアルの作成

- (1) 本町は、本町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、洪水、土砂災害等に対する避難情報に関するマニュアルを作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて本町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 本町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (4) 府は、本町がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2. 住民への周知・意識啓発

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、本町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 本町は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・キキクル（危険度分布）「注意」（黄） ・氾濫注意情報
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・キキクル（危険度分布）「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・キキクル（危険度分布）「危険」（紫） ・氾濫危険情報

警戒レベル5	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒） ・氾濫発生情報
--------	--	-------------------	--

注1 町長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 町長が発令する避難指示等は、町長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と定めた。

第5 避難誘導體制の整備

本町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

1. 町

(1) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 警戒レベル5緊急安全確保、警戒レベル4避難指示、警戒レベル3高齢者等避難といった避難情報等について、河川管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、警戒レベルに対応した避難行動、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(3) 「太子町避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うとともに、避難行動要支援者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備する。

(4) 本町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者

等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、本町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3. 不特定多数の者が利用する施設の管理者

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第6 広域避難体制の整備

本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

1. 府内市町村間の広域避難の協議等

本町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、本町の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2. 都道府県外の広域避難の協議等

本町は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

【広域避難に関する取り決め等の事項】

名称	概要
原子力災害に係る広域避難ガイドライン (H26.3 関西広域連合 広域防災局)	長浜市(避難対象人口27,600人)の避難先として、本町を含む府下19市6町1村が指定されている

第7 応急危険度判定体制の整備

町は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の2次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

2. 実施体制の整備

資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地応急危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

3. 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

本町は、事前に各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

応急仮設住宅建設候補地	太子町立総合スポーツ公園総合グラウンド（山田 1221 番地、面積：18,236.0 m ² ）
-------------	---

第9 斜面判定制度の活用

本町は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局と協力し、斜面判定制度の活用を図るとともに、住民に対し制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第10 り災証明書の発行体制の整備

本町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第8節 緊急物資確保体制の整備

実施機関	政策総務部、大阪広域水道企業団
------	-----------------

本町は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

第1 給水体制の整備

1. 給水体制の整備

府、本町及び大阪広域水道企業団は、発災後3日間の1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるような体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕等の整備に努める。）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ボトル水・缶詰水等の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備（迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。）

2. 井戸水による生活用水の確保

府と本町は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

本町及び防災関係機関は、相互に協力して、重要物資備蓄目標量（総則 p. 1-15）を定め食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1. 重要物資の備蓄

府及び本町は、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と本町で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品目	算出式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者用食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
乳児用粉ミルク	【粉ミルク】

又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者数100人に1基、町はBOX型（マンホールトイレ等を含む）確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

2. その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ類）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- (8) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- (9) 簡易ベッド、間仕切り等

3. 備蓄・供給体制の整備

本町は、速やかに物資等を輸送、提供するため体制整備に努める。危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- (1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫を確保する。
- (2) 備蓄物資の点検及び更新をする。
- (3) 定期的な流通在庫量の調査を実施する。
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）を行う。
- (5) 本町物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備を行う。

第9節 ライフライン確保体制の整備

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）、大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会
------	---

本町を始め、ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 災害時対応を迅速かつ円滑に行えるよう、管路図等による図面管理体制を整える。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 相互応援体制の整備

上水道においては、大阪府災害調整本部及び公益財団法人日本水道協会との連絡・協力体制を確立する。

第2 下水道（太子町）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

被害の迅速でかつ適切な把握をするため、施設の管理体制を整備する。

- (1) 施設管理図書の複数保存
- (2) 施設台帳のデジタル化による整備の促進
- (3) 停電時のマンホールポンプ等の機能確保の促進

2. 災害対策用資機材の整備・確保

- (1) 災害時に必要な資機材を把握し、その調達ルートの確保、また備蓄場所及び備蓄資機材の確保
- (2) 緊急時の復旧体制の確立

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府との協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制の整備に協力するとともに、南河内4市町村による広域連携に努める。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (4) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

- 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
 - (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店））

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進

基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3. 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア) 災害予報及び警報の伝達
 - イ) 非常招集
 - ウ) 災害時における通信疎通確保
 - エ) 各種災害対策機器の操作
 - オ) 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ) 消防及び水防
 - キ) 避難及び救護
- (2) 中央防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4. 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第5 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

- イ) 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第6 ガス(大阪府エルピーガス協会)

災害時における被害の拡大防止、エルピーガスの安定供給及び迅速な応急復旧を行うために防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

2. 災害対策用資機材の整備、点検

3. 防災訓練の実施

・情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

・「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第7 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

- 1 飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社（関西支店）は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等について広報する。

第8 倒木等への対策

府、本町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、府との協力を努めるものとする。

第10節 交通確保体制の整備

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪府富田林土木事務所、西日本高速道路株式会社（関西支社）
------	--

道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

道路施設（府、町、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社等）管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

実施機関	政策総務部、健康福祉部
------	-------------

本町及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。

本町では、「太子町避難行動要支援者支援プラン」を作成し、災害時には避難行動要支援者の情報をもとに適切に避難誘導し、安否確認等を行う。

ア 全体計画の策定

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、全体計画を定める。

イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

(ア) 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(イ) 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(ウ) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(エ) 避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または本町条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(オ) 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(カ) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもの

となるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (キ) 消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、本町条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (ク) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (ケ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (コ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 社会福祉施設の取組み

介護保険施設、障がい者支援施設等の管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を報告する体制を確立するよう努める。

第3 外国人に対する支援体制整備

本町は、在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

実施機関	各部共通
------	------

大規模地震等による帰宅困難者の発生に対して、本町は可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけ、帰宅困難者が無事に帰ることができるように徒歩帰宅支援を行う。また、府、関西広域連合等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府等と連携して、企業等に対して次の施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- 6 これらを確認するための訓練の実施

第2 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）

鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第3 徒歩帰宅者への支援

1. 給油取扱所における帰宅困難者への支援

交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2. コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するため

にも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

実施機関	政策総務部、教育委員会、消防団、社会福祉協議会
------	-------------------------

本町及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を支援し、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して実施する体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

府、本町をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

本町では、住民の防災意識啓発を目的として、自助・共助など、災害への備えの重要性を学び、地域の実情に応じた防災対策について話し合う、「地域ぐるみの防災に関する勉強会」を今後とも継続して、町会・自治会や自主防災組織と連携した勉強会を実施していく。

1. 普及啓発の内容

(1)災害等の知識

- ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ) 地域の地形、危険場所
- エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ) 地域社会への貢献
- キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2)災害への備え

- ア) 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液等の生活物資の備蓄
- イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内避難所を含む）、家族との連絡体制等（避難方法や避難ルートの取り決め等）の確認
- キ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- ケ) 地震保険、火災保険の加入の必要性
- コ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- シ) 住民の防災意識向上に向け、コミュニティタイムライン作り等の取り組み

(3)災害時の行動

- ア) 身の安全の確保方法
- イ) 情報の入手方法
- ウ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- カ) 避難行動要支援者への支援
- キ) 初期消火、救出救護活動
- ク) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ケ) 避難生活に関する知識
- コ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資の提供等の協力
- シ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ス) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- セ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2. 普及啓発の方法

(1)パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、町広報誌等を利用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、阪神淡路大震災・東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに

に、外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2)活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

なお、緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対策を促すことにより、被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、住民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、普及啓発を進める。

(3)防災教育啓発施設の活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設を活用する。

第2 防災教育

1. 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、府及び本町は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(1)教育の内容

- ア) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- イ) 災害等についての知識
- ウ) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2)教育の方法

- ア) 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ) 特別活動等を利用した教育の推進
- エ) 防災教育啓発施設の利用
- オ) 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3)教職員の研修

府及び本町は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4)学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5)校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6)災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2. 消防団等による防災教育

消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

本町は、過去に発生し大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第4 南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置

本町は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。

第2節 自主防災体制の整備

実施機関	政策総務部、各町会・自治会、各事業者
------	--------------------

本町は、住民及び事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画を促し、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

本町では、平成25年度で自主防災組織が48団体組織されており、町内全ての町会・自治会単位で自主防災組織が結成済みであり、世帯数の約6割、約3,100世帯が加入している。

1. 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア) 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ) 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ) 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）
- オ) 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ア) 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ) 初期消火（消火器による消火など）
- エ) 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ) 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2. 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- ア) 自主防災組織の必要性の啓発
- イ) 町会等に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ) 自主防災組織単位での防災訓練（消火、AEDなど）を実施

3. 各種組織の活用

婦人会、自主防災組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業者による自主防災体制の整備

従業員および利用者の安全確保と事業所が立地する地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1. 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- イ) 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ) 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア) 避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ) 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ) 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
- オ) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2. 啓発の方法

事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 町広報誌などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助活動の支援

本町では、地域住民による人命救助活動を支援するため、自主防災組織に対して防災資機材整備についての補助を実施している。

【防災資機材整備補助件数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	19	13	21	21	11	20

第4 地区防災計画の策定

自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、本町では、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上
第2節 自主防災体制の整備

また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

実施機関	健康福祉部、社会福祉協議会、日本赤十字社（太子町分区）、各事業者
------	----------------------------------

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティアとの連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府及び本町は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、本町及び町社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境及び感染症対策について配慮する。

また、太子町社会福祉協議会において、災害支援ボランティアの登録を実施しており、災害時に早期に活動が開始できる体制づくりを進めている。

1. 受入れ窓口の整備

本町は、太子町社会福祉協議会と協力して、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れや活動の調整を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

2. 事前登録

府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行っており、本町はこの制度の普及に努める。

3. 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 受入れ及び活動拠点の整備

災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

5. 情報共有会議の整備・強化

府及び本町は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、府及び本町は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支

援に努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 府及び本町

府及び本町は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメン

ト（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、本町は、商工会等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3編 地震災害応急対策

第1章 発災直後の活動

第1節 組織動員

実施機関	各部共通
------	------

本町及び防災関係機関は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、組織動員体制は、「災害・動員配備マニュアル」の定めるところによる。

第1 組織計画

町域で震度5弱以上を観測した場合、太子町災害対策本部条例（昭和41年条例第8号）の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置するに至らない地震被害にあっても必要に応じて災害警戒本部を設置し、事態に対処する。また、府が現地災害対策本部を設置した場合、それらと連携を図り応急対策にあたる。

1. 災害警戒本部の設置及び廃止の基準

(1)設置の基準

- ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- イ) 石川にはん濫危険情報が発表されたとき。
- ウ) 町域又は隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4を観測したとき。（自動設置。）
- エ) 小規模な災害が発生したときまたは降雨量、水位等の観測状況から見て、発生のおそれがあるとき。
- オ) 東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき。
- カ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- キ) その他、副町長（災害警戒本部長）が必要と認めたとき。

(2)廃止の基準

- ア) 町域において災害のおそれが解消したとき。
- イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき。
- ウ) 災害対策本部を設置したとき。
- エ) その他副町長が適当と認めたとき。

2. 災害警戒本部の組織及び業務

(1)災害警戒本部の組織

- ア) 警戒本部長には、副町長を、副本部長には政策総務部長、まちづくり推進部長を充てる。
- イ) 警戒本部員には健康福祉部長、教育次長、自治防災課長を充てる。

(2)災害警戒本部の業務

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- ア) 情報の収集・伝達に関すること。
- イ) 職員の配備に関すること。
- ウ) 関係機関との連絡調整に関すること。

- エ) 災害対策本部の設置の必要性に関すること。
- オ) 災害応急対策に関すること。

3. 災害対策本部の設置及び廃止の基準

(1)設置基準

- ア) 町域に震度5弱以上を観測したとき。(自動設置)
- イ) 東南海・南海地震と判定されうる地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・注意)が発表されたとき。
- ウ) 中規模又は大規模な災害が発生したときまたは発生のおそれがあるとき。
- エ) その他町長が必要と認めたとき。

(2)設置場所

災害対策本部は、太子町役場庁舎3階第1会議室に配置する。ただし、庁舎が被災したときは、適切な公共施設に設置する。この場合は、各関係機関に防災行政無線等により周知する。

(3)廃止の基準

- ア) 町域において災害のおそれが解消したとき。
- イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ウ) その他町長が適当と認めたとき。

(4)本部の設置及び廃止の通知

町長は災害対策本部を設置及び廃止したときは、直ちにその旨を知事及び防災関係機関に通知する。また、職員の周知を要するものは、町防災行政無線、庁内放送等により速やかに周知徹底を図る。

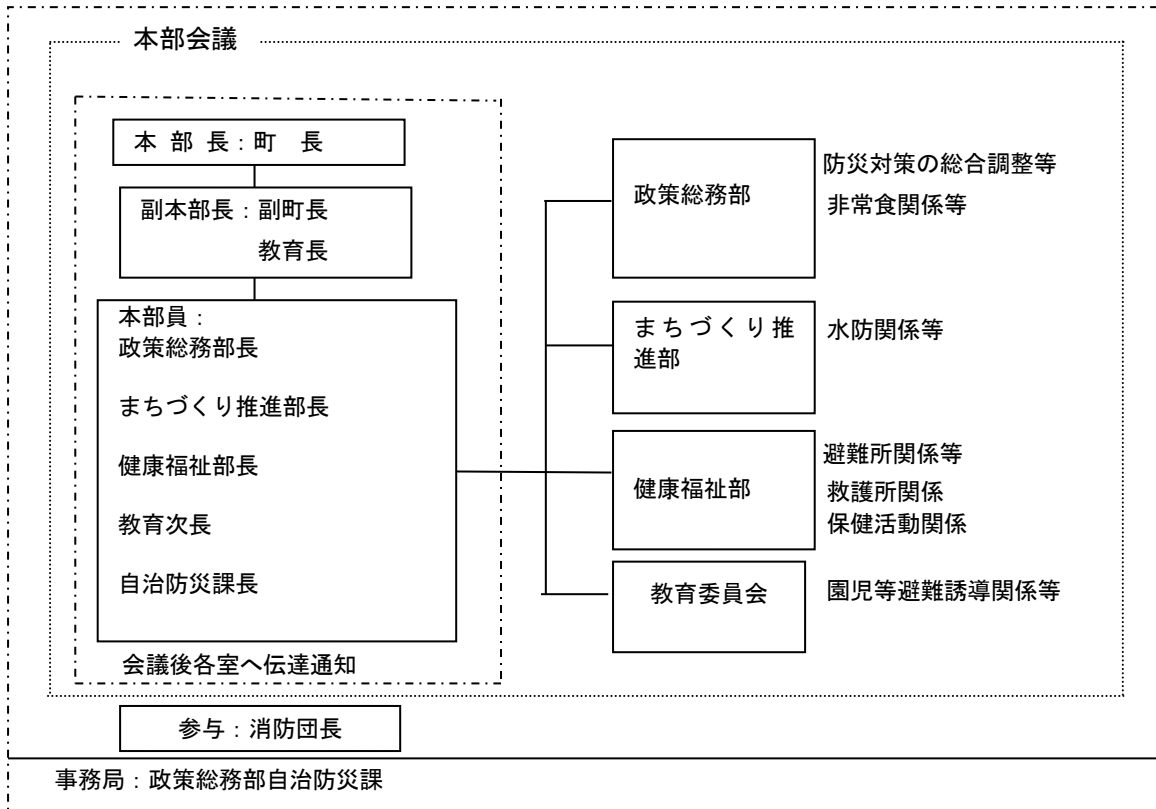
4. 災害対策本部の組織及び運営

(1)災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア) 本部長には、町長を充てる。また、町長に事故または何らかの事情により不在の時は副本部長を充てる。(副町長、教育長の順)
- イ) 副本部長には副町長、教育長を充てる。
- ウ) 本部会議は、本部長・副本部長及び下記職の本部員をもって充てる。
- エ) 本部員(各部長)及び課長の代行は、各部においてあらかじめ指名したものが行う。

【太子町災害対策本部】



(2)災害対策本部会議

災害対策を実施するための意思決定機関として、本部会議を設置し、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。本部会議は本部長が召集し、次の方針について決定し、その実施を推進する。

- ア) 災害予防、災害応急対策、復旧の推進に関すること。
- イ) 災害対策本部の設置、廃止に関すること。
- ウ) 配備体制の決定に関すること。
- エ) 府、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。
- オ) 府の現地災害対策本部との連携に関すること。
- カ) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- キ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- ク) 住民の避難誘導の決定に関すること。
- ケ) その他災害に関する重要な事項。

(3)大阪府現地災害対策本部との連携

大阪府が現地災害対策本部を設置した場合は、その連携を図りながら災害応急対策を進め、政策総務部は連絡要員を大阪府現地災害対策本部に派遣する。また、大阪府防災推進委員との連携を図ることにより、大阪府との円滑な連絡体制の確立を図る。

(4)対策の実施

町災害対策本部業務分担表は次のとおりとし、各部はそれぞれの組織を整備し、本部の決定及び事務分掌に基づき災害応急対策活動を実施する。

5. 災害対策本部業務分担表

町災害対策本部に置く部の名称及び事務分掌は次のとおりとする。

(1)政策総務部・議会議務局・会計課

1. 防災対策の総合調整に関する事
2. 災害情報の総括に関する事
3. 災害対策本部に関する事
4. 防災会議に関する事
5. 無線通信に関する事
6. 消防団との連絡調整に関する事
7. 近隣市町村との連絡及び応援協定に関する事
8. 防犯対策に関する事
9. 太子町防災・減災ウェブに関する事
10. り災証明に関する事
11. 災害救助法の適用に関する事
12. 関係機関との連絡並びに各部との連絡調整に関する事
13. 自衛隊の派遣要請に関する事
14. 遺体の搬送及び処理に関する事
15. 職員の給与、手当等に関する事
16. 職員の動員に関する事
17. 配置人員の掌握に関する事
18. 公用車等の整備、燃料確保及び運用に関する事
19. 庁舎の管理に関する事
20. 住民相談、苦情等の受付、処理に関する事
21. 食料、生活必需品の調達及び確保に関する事
22. 住民の生命、身体及び財産にかかる被害調査報告に関する事
23. 町有財産の管理保護並びに被害状況の取りまとめに関する事
24. 災害情報の取りまとめ及び情報提供に関する事
25. 災害対策予算、その他財務に関する事
26. 災害経費の収支に関する事
27. 町議会議員との連絡及び町議会関係に関する事
28. 災害関係の広報・公聴に関する事
29. 報道機関との連絡調整に関する事
30. 他部に属さない事項に関する事

(2)まちづくり推進部

1. 災害時におけるし尿、ごみ収集に関する事
2. 下水道施設の応急修理に関する事
3. 下水道施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事
4. 水防活動の実施に関する事
5. 応急資材の調達に関する事
6. 二次災害危険箇所の巡視に関する事
7. 公共土木施設、農林業施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事
8. 浸水の応急対策に関する事
9. 開発事業の監視並びに応急措置の対策指導に関する事
10. 都市計画施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事
11. 応急仮設住宅の建設に関する事
12. 障害物の除去に関する事

13. 道路通行規制実施に関する事
14. ライフライン関係機関との連絡に関する事
15. 緊急時における太子町災害活動支援隊・建設業者等への協力・応援要請に関する事
16. 大阪広域水道企業団との連絡調整に関する事
17. 観光施設の被害調査及び災害応急対策、復旧に関する事

(3)健康福祉部

1. ボランティアに関する事
2. 避難者の誘導に関する事
3. 避難所の開設及び収容に関する事
4. 避難所及び被災地区に対する応急食料の配給並びに炊き出し、運搬に関する事
5. 救護所の設置に関する事
6. 被災者の医療、助産・保健に関する事
7. 要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方)に関する事
8. 富田林医師会等医療機関及び富田林保健所との連絡に関する事
9. 防疫に必要な薬剤及び器材の調達に関する事
10. 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の予防に関する事
11. 保育所児童の避難、救助及び施設の被害状況の調査に関する事
12. 義援金・義援物資の受付、配分に関する事
13. 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び貸付に関する事

(4)教育委員会

1. 災害時の園児、児童、生徒の避難誘導に関する事
2. 被災児童・生徒の学用品の調達に関する事
3. 災害時の応急教育の実施に関する事
4. 災害時の学校保健衛生に関する事
5. 教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事
6. 通学(園)路の点検及び安全確保に関する事
7. 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事
8. 文化財の応急対策、復旧に関する事
9. 教育関係機関との連絡に関する事
10. 各種団体への協力要請に関する事

第2 配備計画

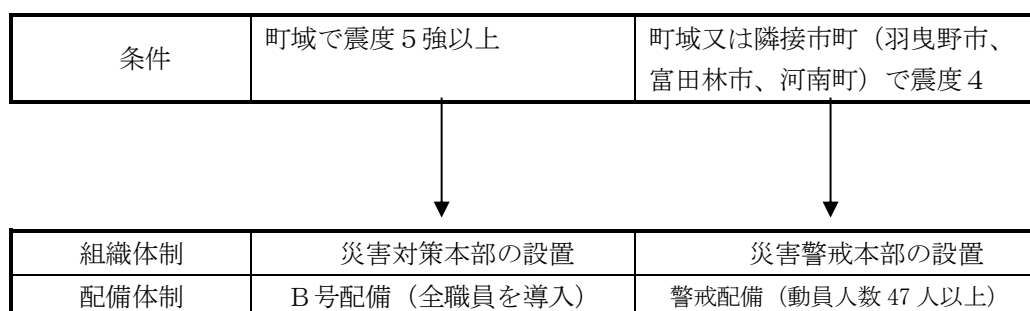
災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による配備体制をとる。

1. 災害警戒本部・災害対策本部等各室配備人員及び配備の基準

	配備区分	配備基準	配備内容
災害警戒本部	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町域または隣接市町(羽曳野市、富田林市、河南町)で震度4を観測したとき。(自動配備) 2. 小規模な災害が発生または発生のおそれがあるとき 3. 東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 5. その他、必要に応じて副町長が認めたとき 	小規模の災害応急対策を実施する体制 動員人数 47人

災害対策本部	A号配備	1. 町域で震度5弱の地震の発生 2. 中規模な災害の発生または発生のおそれがあるとき 3. その他必要により町長が認めたとき	中規模の災害 応急対策を実施 する体制 動員人数 80人
	B号配備	1. 町域で震度5強以上の地震が発生したとき 2. 大規模な災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき 3. 東南海・南海地震と判定される地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表されたとき 4. その他必要により町長が認めたとき	町の全力をあ げて、災害応急対 策を実施する体 制 全職員を動員

2. 震度による組織・配備体制の判定



第3 動員計画

1. 災害時における職員の服務

- (1)職員はこの計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2)勤務時間外においても、職員は配備指令が出されたとき及び町域または隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4以上を観測したときは、配備基準に従い速やかに所定の場所に参集しなければならない。

2. 配備指令の決定

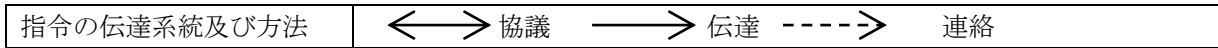
職員の配備は前項の配備基準に従い町長が決定し、指令を発する。

3. 指令の伝達系統及び方法

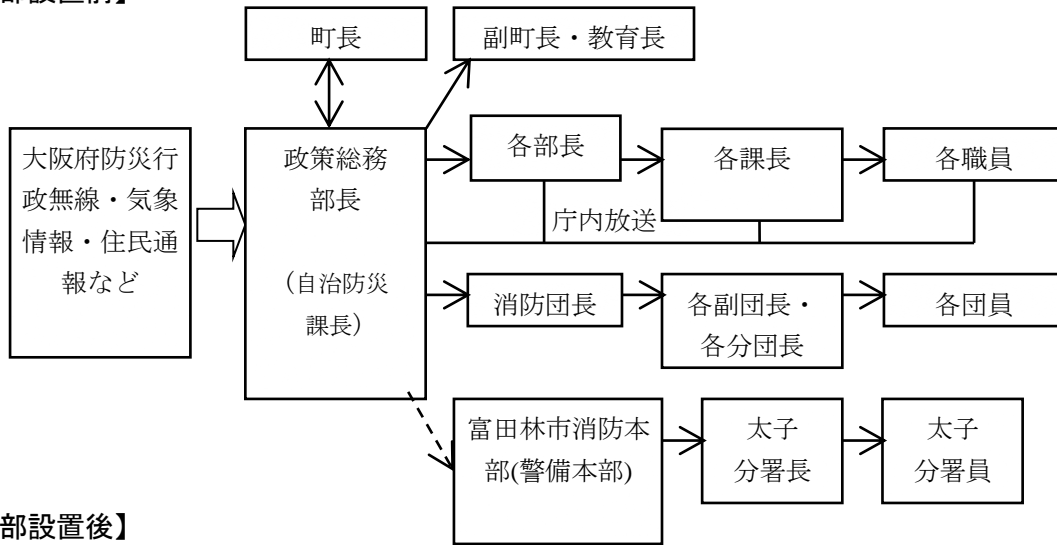
(1)勤務時間内の伝達

町域または隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4以上を観測した地震を確認したとき、または、災害発生もしくは発生のおそれのある情報を覚知したときは、直ちに政策総務部長（不在の場合は自治防災課長）は町長と組織体制について協議を行ない、各部長へ連絡し、各部長は各課長を経て各職員に伝達する。

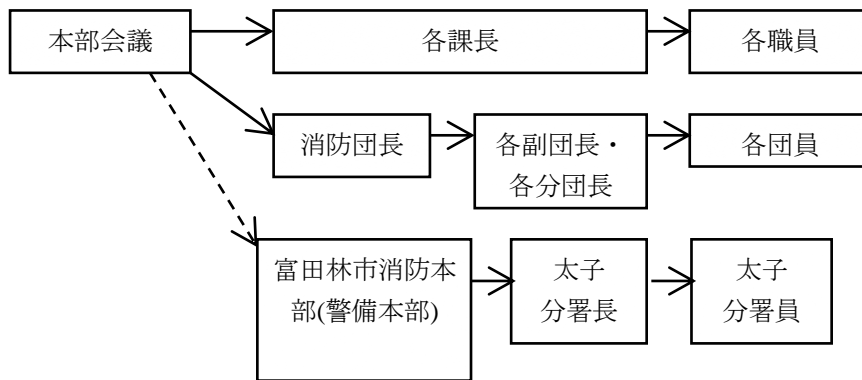
災害警戒本部、災害対策本部が設置されたときは、庁内放送・町防災行政無線等により全職員に配備体制を伝達し、速やかに実働体制を整え、防災活動を実施する。



【本部設置前】

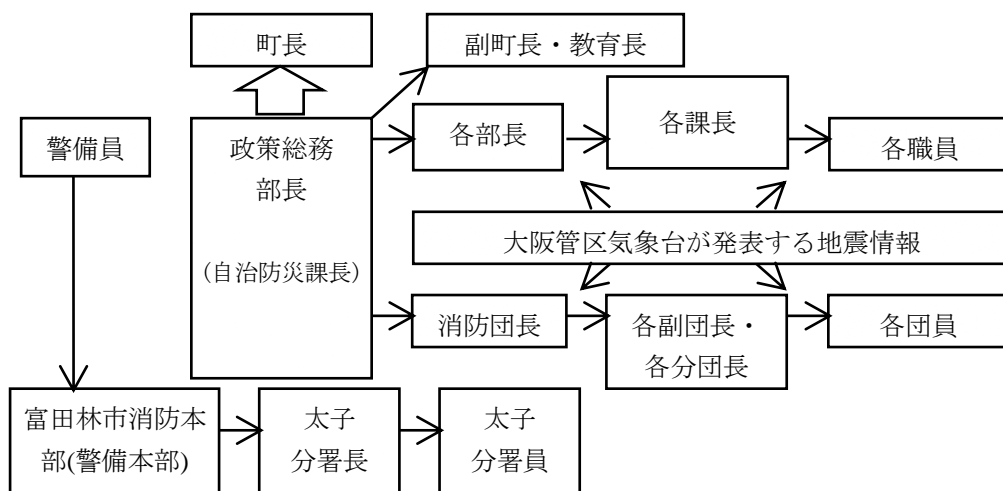
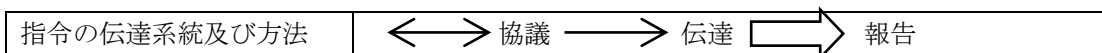


【本部設置後】



(2)勤務時間外の伝達

震度階級に応じた動員配備となるが、政策総務部長（不在の場合は自治防災課長）は、電話連絡可能な場合、本庁舎の警備員から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各部長に連絡する。各部長は各課長を経て各職員に伝達する。なお、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断によって自主参集する。



4. 各課の動員

- (1)各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ各配備基準の指令ごとに出動職員を定め、各職員に徹底しておく。
- (2)各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため、連絡責任者及び連絡順序等を定めておく。

5. 勤務時間外の体制の確立

町域又は隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4以上を観測した場合、震度階級に応じた配備基準により、あらかじめ指名・任命されている職員は、連絡の有無に関わらず、太子町役場本庁舎内の所属部署に自主参集し、本部体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。

- (1)庁舎の警備員は、富田林市消防本部（警備本部）の協力を得て、情報収集にあたりとともに住民からの通報等による被害情報の收受も行う。
- (2)富田林市消防本部（太子分署長）は町域または隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4以上を観測した場合、または、町域に被害が発生した場合には、速やかに庁舎の警備員に連絡するとともに、職員登庁までの間、情報収集等、必要な措置を講じる。
- (3)本町並びに近隣市町村に居住する職員のうちから、町長があらかじめ指名した職員（緊急非常配備要員）及び自治防災課職員は、速やかに自主参集し、本部体制が確立できるよう富田林市消防本部（太子分署）と連携して、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

【自主参集の基準】

- ・町域又は近隣市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4の地震が発生した場合は、警戒配備要員が参集する。
- ・町域で震度5弱の地震が発生した場合は、A号配備要員が参集する。
- ・町域で震度5強以上の地震が発生した場合、B号配備として全職員が参集する。

6. 職員の参集

(1)交通途絶時等の参集

勤務時間外の自主参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等あらゆる手段を検討し参集する。

(2)動員対象から除く職員

- ア) 職員自身が地震発生時に療養中、または災害によって疾病を負い、職務の遂行が不可能な場合。
- イ) 親族に死亡者または重傷の疾病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合。
- ウ) 自宅や周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合。
- エ) その他町長が必要と認めた場合。

(3)参集時の注意事項

- ア) 職員は普段から家族の安否確認を行う方法を確保しておくこと。
- イ) 参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報すること。
- ウ) 参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告すること。

7. 福利厚生

本町は災害復旧活動に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考えて、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受け入れに

際し、宿泊施設の確保や食料の調達等、福利厚生の充実を図る。

(1)宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

(2)食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

(3)勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策室の実情に即し適宜要員の交代等を行う。

8. 防災会議の開催

町域において災害が発生し、各種の応急対策実施上必要のある場合は町防災会議を開催し、関係機関相互に連絡調整、情報の収集その他必要な措置を行う。

第2節 災害情報の収集伝達

実施機関 各部共通

本町及び府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、本町が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター及び無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、本町と府が密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通じて防災関係機関との共有を図る。

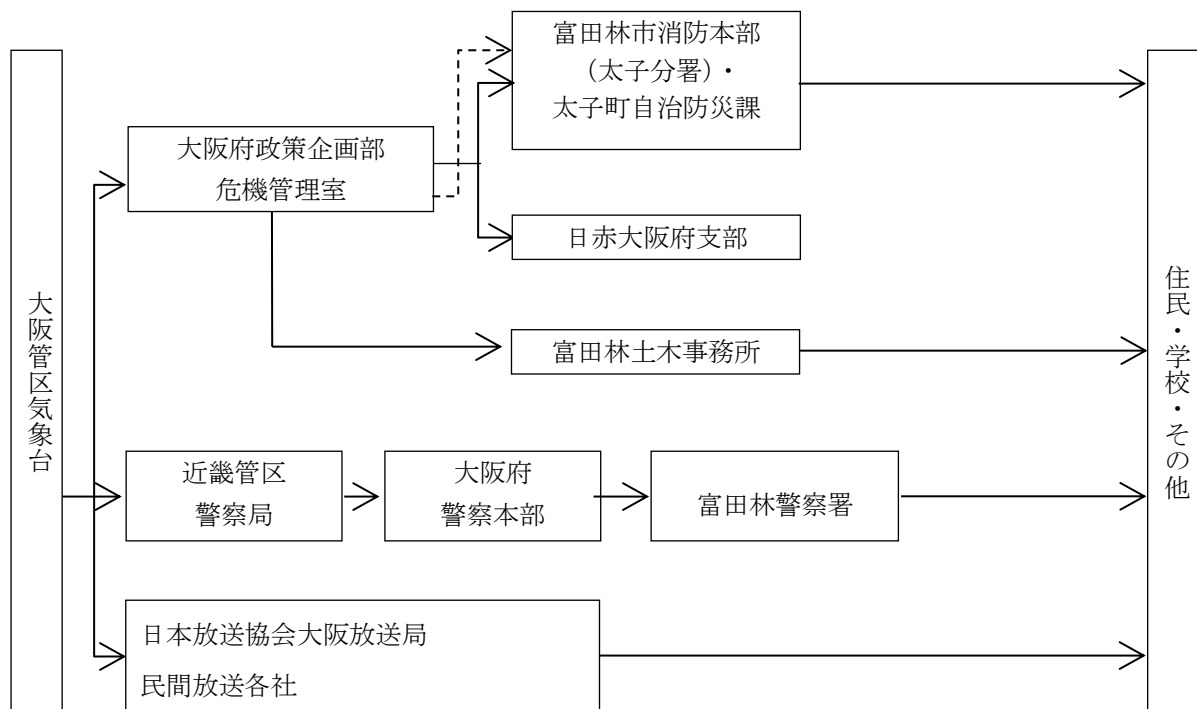
第1 情報収集伝達

1. 地震情報

地震発生後、直ちに町防災行政無線及び大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。

地震に関する情報の収集・連絡系統は下記のとおりである。

【大阪管区気象台からの地震に関する情報の連絡系統図】



大阪管区気象台からの地震に関する情報は次表のとおりである。

【地震に関する情報の内容】

種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約190に区分した地域名と地震の発生時刻を公表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を公表

2. 緊急地震速報

(1)発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を公表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を公表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、発表から強い揺れの到達まで極めて短い時間であっても地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、 太子町 、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

【特別警報の創設による地震動警報体系】

従来			特別警報創設後	
緊急地震速報 (警報)	警報	震度6弱以上	特別警報	緊急地震速報 (警報)
		震度5弱以上	警報	
緊急地震速報 (予報)	予報	震度3以上又は M3.5以上	予報	緊急地震速報 (予報)

(2)伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

3. 被害状況等の収集及び報告

(1)調査方法

各担当部は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って調査結果を取りまとめ、政策総務部まで報告しなければならない。被害状況報告は、災害の包括的な応急・復旧対策を立てる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。まちづくり推進部は、調査の結果を総括し、町災害対策本部長に連絡するとともに、府へ報告する。また、勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、居住区域及び参集途中の被害状況を収集しながら、勤務職場に参集する。

【被害状況調査実施及び報告系統図】

調査種別	担当班	報告経路
人的被害、町有財産、家屋等の被害、消防・救護の活動状況	・政策総務部 ・富田林市消防本部(警備本部) ・太子町消防団	
衛生、社会福祉関係被害、医療活動状況、避難状況	・健康福祉部	
公共土木施設、ライフライン施設、農地、農業用施設及び農作物被害、商工関係被害	・まちづくり推進部	
文教関係被害	・教育委員会	

(人的被害：死者、行方不明者の状況、負傷者の状況

家屋等の被害：全壊・半壊の状況、火災による全焼・半焼、浸水被害状況

避難状況：避難者の状況、災害時要援護者の安否確認)

(2)被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ

め関係機関へ速やかに伝達する。

- ア) 庁舎周辺の被害状況
- イ) 消防機関への通報状況
- ウ) 警察署からの情報（通報状況等）
- エ) 防災関係機関からの情報
- オ) 自主防災組織、住民等からの情報
- カ) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- キ) その他

(3)被害状況等の報告基準

- ア) 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- イ) 災害が当初は軽微であっても、その後拡大し、発展するおそれがある場合、あるいは近隣市町村にまたがるような広域的な災害で本町が軽微な被害であっても全体的に大規模な災害の場合。
- ウ) 災害対策本部を設置した場合。
- エ) 災害救助法の適用基準に該当した場合。
- オ) その他、特に報告の指示があったもの。

(4)府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）ただし、地震が発生し、当該区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号）及び火災・火災等速報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、町は第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファックス等により報告する。

また、消防機関等への通報が殺到した場合において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は、直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。府に対する被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第240条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267条）による。なお、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告する。

ア) 報告の基準

(a)一般基準

- ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ) 町が災害対策本部を設置したもの

(b)個別基準

- ・地震が発生し、町の区域内で震度4以上を観測したもの

(c)社会的影響基準

- ・(a)、(b)に該当しない災害であっても、報道機関等に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

イ) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に報告する。

(a)発生報告（「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）「災害概況即報」）

本町は、災害発生直後に「被害状況等報告様式」に沿って情報収集できた範囲において府防災情報システム等で報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項についてその概況を報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

(b)中間報告（「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）「災害概況即報」）

発生報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を府防災情報システム等により報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

(c)最終報告（「災害報告取扱要領」第1号様式「災害確定報告」）

応急措置が完了した場合は、速やかに被害状況等報告様式に掲げる全項目について府防災情報システム等により災害確定報告を行う。

ウ) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲※で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない）である。

エ) 府及び国への報告

(a) 報告すべき火災・災害等を覚知したときには原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲※でその第一報を府に報告する。また、第二報以後は、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。

※第一報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能。

(b) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

(c) 府への報告が通信の途絶等で出来ない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行う。

オ) 報告の方法

府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、大阪府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全焼) (全流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
	住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂、竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

その他被害	被害 田畑の	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他被害	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び町道の一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
その他被害	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河害の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう一級河川及び二級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防		「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害をいう。
	電話		「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気		「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。

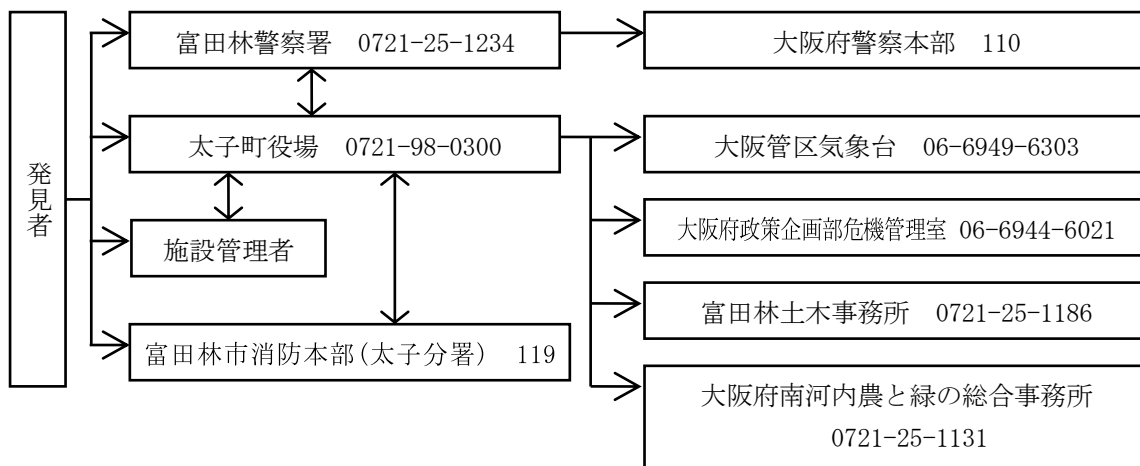
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
被災者	被災世帯	「被災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者	「被災者」とは、被災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁業とする。
	その他公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する建物とする。

第2 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長に、また町長は必要に応じ大阪管区气象台、府（大阪府政策企画室危機管理室）及び防災関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

【異常現象発見時の伝達経路図】



第3 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、公衆電話回線が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

1. 無線通信機能の転換・確保

府、本町をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報通信用の通信手段の確保に努める。

2. 通信窓口

(1)連絡担当者の配置

各部は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関の相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡担当者をおく。

(2)連絡先の変更等

各部は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに政策総務部自治防災課及び関係機関に修正の報告を行う。

3. 電気通信設備の利用

(1)電気通信事業者への要請

自治防災課は、西日本電信電話株式会社（関西支店）等の電気通信事業者に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2)優先利用

自治防災課は、必要に応じて西日本電信電話株式会社（関西支店）等に対して非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

4. 府防災行政無線の活用

府、近隣市町村、防災関係機関等との連絡については、府防災行政無線を活用する。

5. 公衆電話回線途絶時の措置

公衆電話回線途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1)府、近隣市町村との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2)関係機関との連絡

自治防災課は、関係機関に対し、職員の政策総務部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3)非常通信の利用

自治防災課は、公衆電話回線が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア) 関係機関（府警察、鉄道会社）が保有する無線
- イ) 放送局の有する無線
- ウ) 大阪地区非常通信協議会に加入する機関の無線
- エ) アマチュア無線等

(4)災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適当な手段によって行う。

第3節 災害広報・広聴計画

実施機関	政策総務部
------	-------

本町をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民、帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

第1 災害広報

本町は平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段に限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1. 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- ア) 地震の規模・余震・気象の状況
- イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ) 要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方)への支援の呼びかけなど
- エ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- オ) 鉄道等の交通機関の運用情報 等
- カ) 土砂災害(二次的災害)の危険性 等

(2) その後の広報

- ア) 二次災害の危険性
- イ) 被災状況とその後の見通し
- ウ) 被災者のために講じている施策
- エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- カ) 交通規制情報
- キ) 義援物資等の取扱いなど

2. 広報の方法

- ア) 広報紙の内容変更・臨時発行等
- イ) 広報車による現場広報
- ウ) 町防災行政無線による広報
- エ) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
- オ) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ) インターネットやSNSの活用
- キ) 臨時災害FM局やケーブルテレビ、コミュニティ放送(FM)等への情報提供
- ク) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

3. 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置

- ア) 広報資料の作成
- イ) 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

本町をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

なお、広報にあたっては、障がい者、外国人、避難行動要支援者といった要配慮者に配慮した広報を行う。

第3 広聴活動の実施

本町をはじめ防災関係機関は被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた住民相談窓口を開設するなど、積極的に公聴活動を実施する。

1. 住民相談窓口の設置

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場に専用電話及び専用ファクシミリを備えた住民相談窓口を開設する。

2. 相談内容

住民相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 上水道・下水道の修理に関する事
- (2) 要配慮者の福祉に関する事
- (3) 被災証明の発行に関する事
- (4) 災害弔慰金等の支給に関する事
- (5) 災害援護資金・生活資金等の貸し付けに関する事
- (6) 租税等の減免、徴収猶予等に関する事
- (7) 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事
- (8) 中小企業及び農業関係者の支援に関する事
- (9) その他生活再建に関する事

3. 実施体制

- (1) 必要に応じて各部から対応職員を派遣し、または電話により住民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報等で住民へ周知する。

4. 要望の処理

- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 住民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第4節 広域応援等の要請・受入れ

実施機関	政策総務部
------	-------

本町をはじめ防災関係機関は、住民の生命・身体・財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。また、本町は必要に応じて、国、府等が参加する連絡会議及び調整会議において、本町の被災の状況や対応状況等を府を通じて関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、府は職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第1 応援の要求等

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

ア) 知事に対する応援の要求または実施の要請

イ) 他の市町村長、水防事務組管理者に対する応援の要求

ウ) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼

エ) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請もしくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

1. 知事に対する応援の要求

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、電話等により連絡するとともに、大阪府防災情報システムにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

2. 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行うとともに、消防部隊への応援要請は富田林市消防本部を介して応援要請を行う。

また、災害時応援協定等を締結した市町村に対して応援要請を行う。

協定等	協定自治体等
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、及び柏原羽曳野藤井寺消防組合
阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合
中河内・南河内地域災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定	奈良県斑鳩町、大阪府太子町、兵庫県太子町
航空消防応援協定	大阪市、太子町
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下市町村
南阪奈道路消防相互応援協定	堺市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、太子町、葛城市

3. 要請の方法

町長は、応援協定等に基づき、協定市町村に被害状況を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。ただし、そのいとまがないときは、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

4. 応援にあたっての要請事項

知事及び他市町村への応援要請を行う場合の文書記載事項は次のとおりとする。

- ア) 災害の状況
- イ) 応援を要請する理由
- ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ) 応援を必要とする活動内容
- オ) その他、必要な事項

5. 緊急消防援助隊の派遣要請

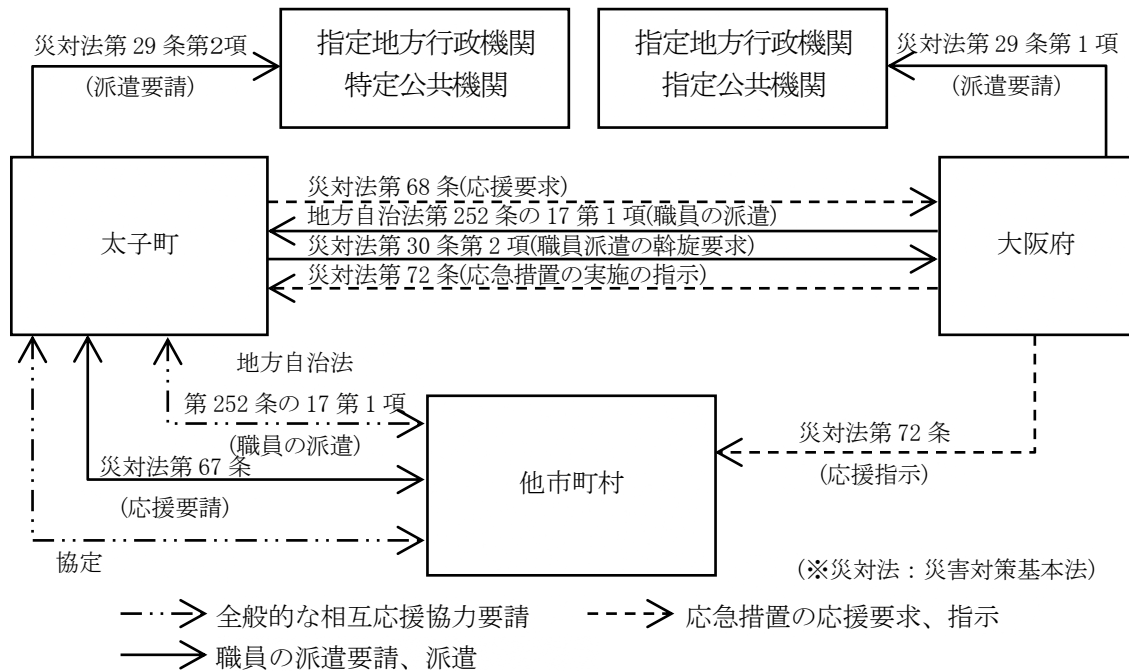
町長は、災害の範囲が拡大し、本町及び富田林市消防本部の消防力をもって対処できないと判断したときは、消防庁の緊急消防援助隊の派遣を知事に要請する。

第2 職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関等に対する職員派遣要請（災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17）または知事等に対する指定地方行政機関等の職員派遣のあっせん（災害対策基本法第30条）を次の必要事項を記載した文書で行う。

- 1 派遣又は派遣のあっせんに要請する理由
- 2 派遣又は派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他、必要な事項

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



第3 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点、その他適切な場所へ受け入れる。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1. 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、富田林警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

2. 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡所等を設置する。

3. 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4. 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省とともに緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を設置し、本省災害対策本部長 (災害対策本部が設置されていない場合は事務次官) の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

5. 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、府及び本町等と協力し、応急対策職員派遣制度 (災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。) に基づき、全

国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び本町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5節 自衛隊の災害派遣要請

町長は、住民の・生命・身体・財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 派遣の要請

1. 派遣要請の基準

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が本町及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合、または、事態が急迫し、緊急措置を要する場合、知事に部隊等の派遣要請（自衛隊法第83条）を要求する。

2. 派遣の要請手続き

(1) 知事に自衛隊の派遣要請を要求するときは、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話または口頭で知事（府政策企画部危機管理室）に要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。また、併せて富田林警察署等関係機関に対しても通報する。

ア) 災害の情况及び派遣を要請する理由

イ) 派遣を希望する期間

ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

エ) その他参考となるべき事項

(2) 知事は、町長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、または自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第三師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話または口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。

(3) 町長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、陸上自衛隊第三師団長あるいは第37普通科連隊に直接通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

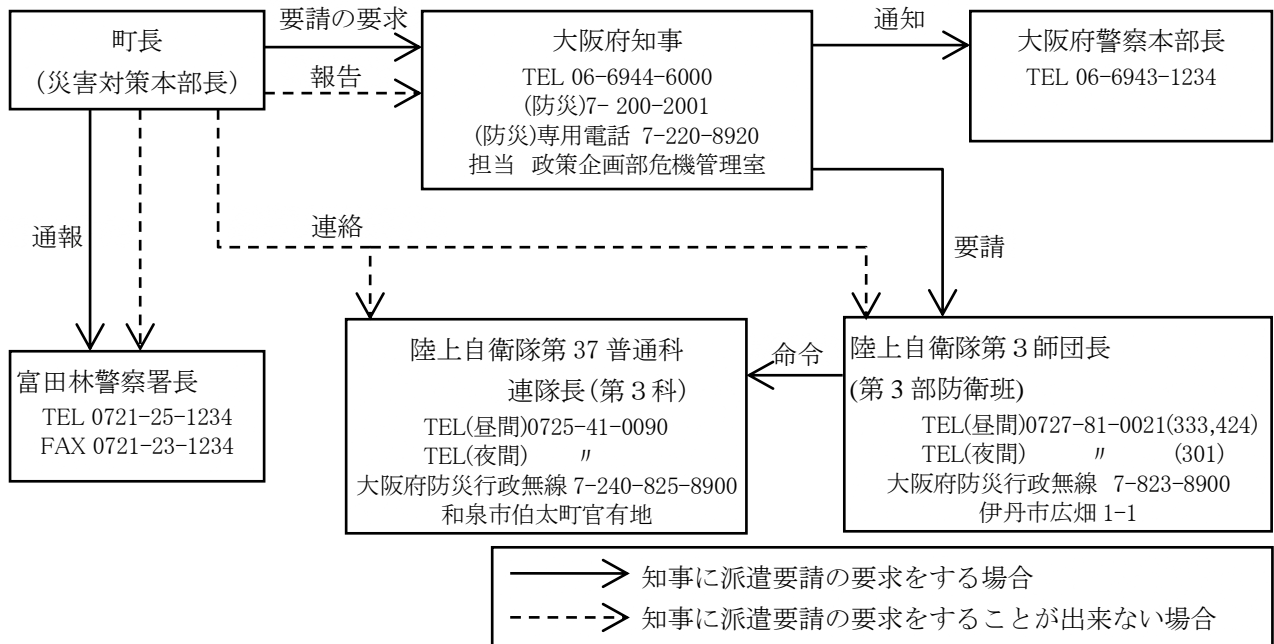
第2 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊は災害の発生が突発的で、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

○自主派遣の判断基準

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長、富田林警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要が認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- 4 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索または救助活動を実施する場合
- 5 その他災害に際し、上記1から3に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ

いとまがないと認められる場合



【様式 自衛隊派遣要請書】

	文 書 番 号
	年 月 日
大阪府知事 <div style="text-align: center;">様</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">太子町長 印</div>	
自衛隊の派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項 	

第3 派遣部隊の受入れ

本町は自衛隊の派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を防災関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実地できるように次のことを行う。また、府は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察本部及び本町はじめ防災関係機関にその旨を連絡する。

1. 連絡所の設置

自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

2. 現地連絡担当者の指名

派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

3. 派遣部隊の作業に必要な資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4. ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

5. 派遣部隊の宿泊施設

派遣部隊の活動拠点として町立総合スポーツ公園総合グラウンド（山田 1221 番地、面積 18,236.0 m²）を充てる。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

1. 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2. 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3. 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4. 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5. 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救

助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6. 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去に当たる。

7. 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8. 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9. 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10. 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対して生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

11. 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

町長は、派遣要請の目的が達成したとき、または必要がなくなったときは、派遣部隊その他の防災関係機関と協議の上、速やかに口頭または電話により知事に対して撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【災害派遣撤収要請書様式】

		文 書 番 号
		年 月 日
大阪府知事	様	
		太子町長 印
自衛隊災害派遣部隊の撤収について		
災害対策基本法第68条の2の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請日時	
2	派遣された部隊	
3	派遣人員及び従事作業の内容	
4	その他参考となるべき事項	

第6節 消火・救助・救急活動

実施機関	政策総務部、富田林市消防本部（太子分署）、消防団、富田林警察署
------	---------------------------------

本町は、富田林市消防本部（太子分署）、太子町消防団、府、警察署及び自衛隊と連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

富田林市消防本部（太子分署）は、災害に伴う二次災害を防止するなど、被害の軽減を図る消火・救助・救急活動を「富田林市消防本部非常警備計画」及び「富田林市救急業務計画」等に基づき、迅速かつ的確に実施する。

第1 町・富田林市消防本部（太子分署）

1. 災害発生状況の把握

被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2. 非常配備体制の確立

(1) 災害発生後直ちに救急・消防業務を委託している富田林市、太子町消防団、富田林警察署及び防災関係機関と密接な連携のもとに、配備した町職員とともに非常配備体制を整える。

なお、富田林市消防本部（太子分署）は、町域または隣接市町（羽曳野市、富田林市、河南町）で震度4以上を観測した地震を確認した場合、災害に伴う被害の軽減を図るため、「富田林市消防本部非常警備計画」に基づき速やかに非常警備体制を確立する。また、非常警備は震度階級に対応して自動発令される。

【富田林市消防本部(太子分署)職員の地震災害配備体制】

配備の区分	警戒配備	C号配備
震度階級	震度4	震度5弱
発令動員	当務員及び課長級職員	全消防職員

(2) 消防職員の自主参集：富田林市消防本部（太子分署）職員は、非常警備発令の可能性が十分であると判断したときは、自発的に参集し、非常配備体制の確立に努める。

3. 消火活動

非常配備体制を確立し、災害様態に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況を勘案して消火活動を実施する。

また、延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

4. 救助・救急活動

富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、富田林市消防本部（太子分署）及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、救命効果の高い活動を優先して実施する。

5. 相互応援

(1) 町単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、他の市町村及び府などに応援を要請す

る。

(2)町が被災しなかった場合においても、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、被災市町村から火災の状況、地理、水利を得て、速やかに応援を行う。

☆消防・相互応援協定

- 1 大阪府中ブロック消防相互応援協定
- 2 大阪府下広域消防相互応援協定
- 3 南阪奈道路消防相互応援協定

☆林野火災消防相互応援協定

- 1 阪奈(金剛、葛城、生駒山系)林野火災消防相互応援協定

☆災害相互応援協定

- 1 中河内・南河内地域災害相互応援協定
- 2 聖徳太子ゆかりの町災害時相互応援に関する協定

☆航空消防応援協定

- 1 大阪市、太子町航空消防応援協定

第2 消防団

1. 消防団の活動

(1)本団

災害時における消防団の本団は、災害対策本部(本部設置前:政策総務部自治防災課)に設置し、団長、副団長及び若干名の分団員をもって運営する。災害発生後直ちに本団は町防災行政無線により招集及び参集要請を行う。なお、団長が到着しない段階においては、先着上位の副団長が指揮する。また、団長に事故あるときは、あらかじめ定める順位にしたがい最上位の副団長が団長の職務を代行する。

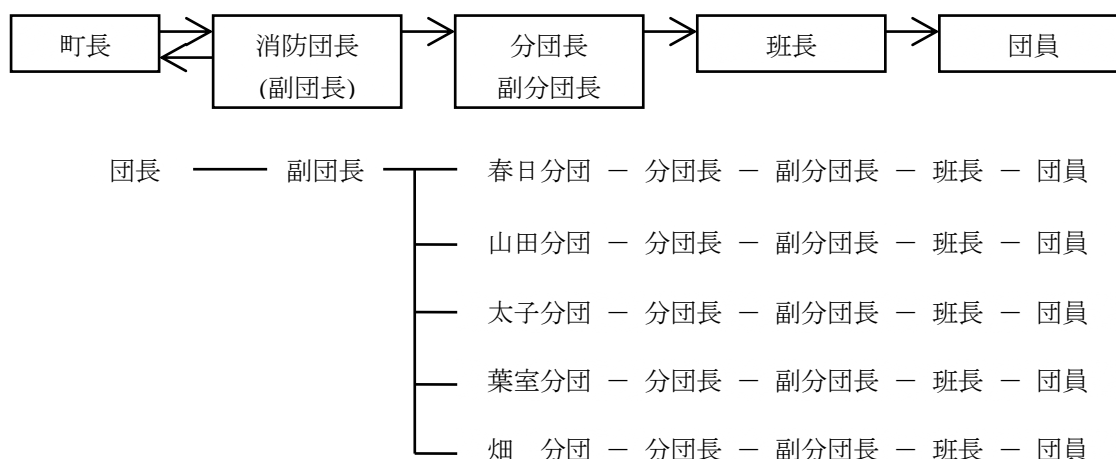
(2)招集及び参集

地震発生の初期においては、各分団が受け持ち区域を優先して出動し、以後消防団長の命令に従う。

2. 消火活動の方法

- (1)地震により火災等の発生が予測される場合は、富田林市消防本部(太子分署)と密接な連携のもと居住地付近の住民に対して出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
- (2)各分団の情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を本団に通報する。
- (3)初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃烧状況等を勘案し、富田林市消防本部(太子分署)と密接な連携のもと消火活動を実施する。
- (4)延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

【指揮伝達系統】



3. 救急救助

- (1) 消防団は、富田林市消防本部、富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、住民と一体となって要救助者の救出を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。
- (2) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第3 富田林警察署

1. 被害の早期把握と警察署員の派遣

富田林警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。

2. 救出、救助

町及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、町が行う救助・救急活動を支援する。

第4 各機関による連絡会議の設置

本町は、府、警察署、自衛隊等が、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第5 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第7節 医療救護活動

実施機関	健康福祉部、富田林医師会
------	--------------

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

本町は、医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、富田林医師会をはじめとする医療関係機関と連携しながら「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき災害時医療体制を整備する。

第1 医療情報の収集・提供活動

富田林医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 医療救護活動

1. 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

本町は災害発生後、直ちに富田林医師会が編成する医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を実施する。また、富田林医師会長は自ら必要と認めるときは、派遣要請を待たずに、医師会医療救護班を編成・出動して傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、富田林医師会長は直ちに本部長に報告するとともに、必要な人員の派遣を要請する。

ア) 医療救護班の編成は、富田林医師会が定める班編成及び出動基準に基づき災害の状況に応じて行う。

イ) 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ウ) 医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。

エ) 町の医療救護班の体制をもってしてもなお、医療救護の確保ができないときは、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町は搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

ア) 本町は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

イ) 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(4)医療救護班の受け入れ・調整

医療救護班の受け入れ窓口を設置し、富田林保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2. 現地医療活動

(1)救護所における現地医療活動

ア) 応急救護所における現場救急活動

富田林医師会が派遣する医療救護班は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ) 医療救護所における臨時診療活動

大阪府及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2)医療救護班の業務

- ア) 患者に対する応急処置
- イ) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ) 助産救護
- オ) 被災住民等の健康管理
- カ) 死亡の確認
- キ) その他状況に応じた処置

3. 後方医療体制

救護所で対応できない重症患者については、後方医療機関に搬送し、入院・治療等の救護を行うが、その対象となる施設は、次の医療機関とする。

(1)町災害医療センター

地域の医療機関との調整や他の圏域の地域災害拠点病院との調整などを行うため、本町では、町立保健センターを町災害医療センターとする。また、災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整を行う。

(2)地域災害拠点病院

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷などについては、近畿大学病院（TEL0723-66-0221 大阪狭山市）に搬送する。

(3)特定診療医療センター

循環器疾患、呼吸器疾患、小児医療など専門診療を必要とする特定の疾患対策の拠点として大阪はびきの医療センター（TEL072-957-2121）等に協力を要請する。

4. 重症患者等の搬送体制

(1)搬送の要請

医療救護班は、医療救護等を行った者のうち後方医療機関に收容する必要がある場合は、富田林市消防本部（太子分署）に搬送の要請をする。救急車が確保できない場合は本町が搬送車両を確保する。なお、ヘリコプターによる搬送を要する場合は、富田林市消防本部を通じ大阪市消防局航空隊に要請するほか、府へ搬送支援を要請して確保する。

(2)受入れ病院の選定

本町は、富田林医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況

等について把握し府へ報告するとともに、府は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の受入れ可能病床情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整する。

【災害医療機関の役割】

災害医療機関		役割
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院間の調整を行う。
	地域災害拠点病院	①24時間緊急により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供 ②患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ③地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター (大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター)		特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。 ①疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供 ②疾病患者に対応する医療機関間の調整 ③疾病患者に対応する医療機関等への支援 ④疾病に関する情報の収集及び提供
町災害医療センター (太子町立保健センター)		町災害医療センターは、次の活動を行う。 ①災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整 ②本町における災害医療拠点として現場救急活動及び臨時診療活動を行う
災害医療協力病院		災害医療協力病院は災害拠点病院及び町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

5. 医薬品等の確保・供給

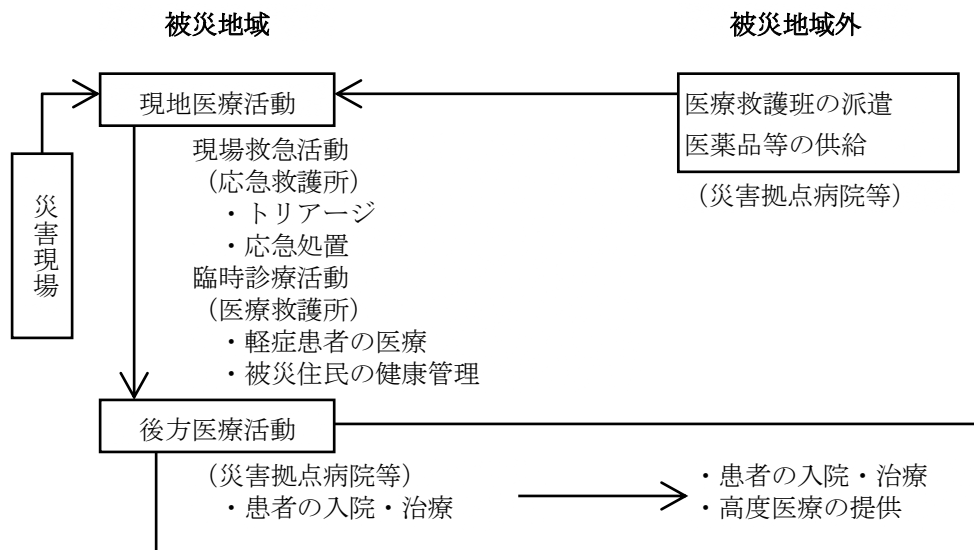
本町は、富田林医師会や薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達、供給活動を実施する。

なお、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行い確保する。

6. 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

【参考:町内の医療機関等】



医院名	氏名	診療科名	住所	電話
天城医院	天城完二	内科、小児科	春日 98-24	98-1163
つついクリニック	筒井孝則	内科、消化器内科	山田 78	98-2888
きたかぶ医院	北株義純	内科、小児科	春日 103-7	98-3539
村田歯科	村田省蔵	歯科、矯正歯科	春日 151-8	98-3741
貴治歯科医院	貴治鏡太郎	歯科	太子 466	98-6480
石田歯科医院	石田哲也	歯科、小児歯科	春日 1726-1	98-4180

参考:近隣 (藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市) の災害医療協力病院 (救急病院等を定める省令に基づく救急病院としての認定)
 災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

病院名	所在地	連絡先	協力診療科目	
			固定・通年制	輪番制
しまだ病院	羽曳野市榎山 100 番 1 号	072-953-1001	整形外科	
城山病院	羽曳野市はびきの 2 丁目 8 番 1 号	072-958-1000	内科・循環器内科・外 科・心臓血管外科・整 形外科・脳神経外科	—
丹比荘病院	羽曳野市野 164 番 1 号	072-955-4468	精神科	精神科（大阪精 神病院協会の輪 番制度に参画）
藤本病院	羽曳野市誉田 3 丁目 15 番 27 号	0729-58-5566	内科・外科・整形外科	—
田辺脳神経 外科病院	大阪府藤井寺市野中 2-91	072-937-0012	神経内科・脳神経外科	—
結のぞみ 病院	富田林市伏見堂町 95 番地	0721-34-1101	精神科	—
富田林病院	富田林市向陽台 1 丁目 3 番 36 号	0721-29-1121	内科・外科	—
P L 病院	富田林市新堂 2204	0721-24-3100	内科	—
大阪南 医療センター	河内長野市木戸東町 2 番 1 号	0721-53-5761	内科・循環器内科・脳 神経外科	—
岡記念病院	河内長野市西之山町 11 番 18 号	0721-55-1221	内科・整形外科	
寺元記念病院	河内長野市古野町 4 番 11 号	0721-50-1111	循環器内科・内科・脳 神経外科・整形外科・ 外科	—

【(参考)町内薬局一覧表】

薬局名	住所	電話
太子薬局	春日 1461	0721-98-0687
春日薬局	山田 98-5	0721-98-0046
ふぁいん堂薬局	山田 84-1	0721-21-6025

【(参考)町内施術所一覧表】

院名	氏名	施術名	住所	電話
中井鍼灸接骨院	中井道夫	接骨、針灸	太子 630-4	98-4588
楠鍼灸整骨院	楠勝次	接骨、針灸	春日 1889	98-4725
牧野整骨院	牧野有良	整骨	春日 173-1	98-4474
伊達鍼灸接骨院	伊達和秀	鍼灸、接骨	春日 205-3	55-2216
南鍼灸整骨院	南直樹	整骨、針灸	山田 71	98-3804
すずらん整骨院	木村康治郎	整骨、針灸	春日 108-12-102	80-3737

第8節 避難誘導

実施機関 政策総務部・健康福祉部

災害から住民の安全を確保するため、本町をはじめ防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、本町は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「太子町避難行動要支援者支援プラン」に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて本町をいくつかの地域に分類した上で、土砂キキクル（危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害（特別）警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、「太子町避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

1. 指示者

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長 (指示)	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
町長 (「安全確保措置」 の指示)	災害全般	避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部または一部を代行する	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、または町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		生命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項

知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

2. 緊急安全確保、避難指示の一般的基準

避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

【避難指示等の標準的な意味合い（土砂災害、浸水害の場合）】

	発令の状況	住民に求める行動
警戒レベル 3 高齢者等避難	・災害発生の可能性があり、避難指示が発表されることが予想される状況	・高齢者等※1は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
警戒レベル 4 避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
警戒レベル 5 緊急安全確保	・災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	・命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその避難を支援する者

本町は、住民に対して、避難指示等を発令するにあたり、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険区域が含まれる地域や災害が想定される区域などを対象地域として適切な設定等に留意するとともに、警戒レベル4避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における警戒レベル3高齢者等避難の発令に努める。

(1)高齢者等避難

町長は、土砂災害（特別）警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険区域において、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難等情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、防災行政無線等により住民に高齢者等避難を広報する。

また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

原則として、次のような状態になったときに発令する。

ア) 大地震の発生により、人的被害が発生するおそれのある時

イ) 大地震の発生に伴う土砂災害、浸水害の発生が、本町避難指示等の判断・伝達マニュアルにおける警戒レベル3に到達したとき

(2)避難指示

避難指示は、原則として次のような状況になったときに発令する。

ア) 災害が発生するおそれが高い状況

イ) 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
住民に対する伝達事項は下記のとおりとする。

- (a) 指示者
- (b) 避難すべき理由
- (c) 避難対象地域
- (d) 避難先
- (e) 避難経路
- (f) 避難時の注意事項

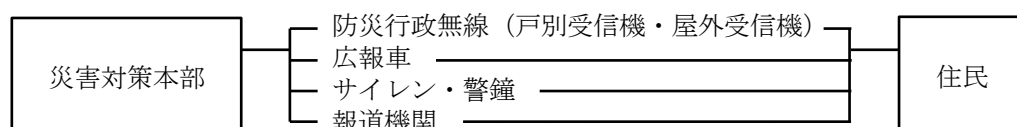
3. 住民などに対する避難の周知方法

(1)周知方法

避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、町防災行政無線（戸別受信機・屋外受信機）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

町長は、避難指示等を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。



(2)避難指示文及び信号

ア) 指示例文

(a)警戒レベル3高齢者等避難指示例文

こちらは太子町です。この放送は〇〇〇〇周辺にお住まいの約〇〇世帯に対して放送しています。

ただいま、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。

〇〇〇の発生の恐れがあります。

〇〇、〇〇、〇〇、〇〇を避難所として開設しています。

お年寄りや障がい者と支援する人は、避難してください。

それ以外の方は、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難してください。

避難される方は、避難路などの安全性を十分確認し、適切な避難行動を取ってください。

また避難されるときは、食料や飲料水、身の回りの品は各自でご持参ください。

(b)警戒レベル4避難指示例文

こちらは太子町です。緊急放送として、この放送は〇〇〇〇周辺にお住まいの約〇〇世帯に対して放送しています。

ただいま、警戒レベル4避難指示を発令しました。繰り返します。避難指示を発令しました。

〇〇〇の発生が非常に高まっています。

〇〇、〇〇、〇〇、〇〇を避難所として開設しています。

危険な場所にいる、まだ避難していない方はただちに避難してください。繰り返します。ただちに避難してください。

なお、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

4. 指定緊急避難場所の開設及び避難

町長は、災害の発生または発生するおそれがあり、避難指示を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、住民に周知する。

選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに避難場所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

自主避難あるいは避難指示等の発令に応じて避難行動を開始した住民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。

健康福祉部は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

指定避難所が開設されていた場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

5. 避難者の誘導

(1)誘導員の派遣

避難誘導に当たっては、本町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害(特別)警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

住民の避難誘導は、原則として町会・自治会単位や自主防災組織による自主避難とす

る。ただし、緊急事態が発生したときは、速やかに誘導員を派遣し、避難の誘導にあたらせる。

誘導員は、本町職員、消防団員等をもってし、警察署と連携して広報車、携帯マイク、メガホン等を十分活用して、住民に周知徹底を図り、対象者を誘導するものとし、誘導にあたっては、できるだけ町会・自治会ごとに集団避難を行わせる。また、府が示す指針に基づき、本町が作成するマニュアルに即して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

(2)避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じておおむね次のように実施する。

- ア) 安全な経路を通して避難所へ徒歩により誘導する。火災発生時にあつては、一時避難場所または広域避難場所へ誘導する。
- イ) 避難の誘導にあつては、避難行動要支援者を優先するとともに、できる限り早めに避難させる。
- ウ) 火災等で最初の一時避難場所が危険と判断された場合、近くの一時避難場所か広域避難場所または指定避難所へ移動する。

(3)携行品の制限

避難誘導員は避難立退きにあつての携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて指導する。(携行品の例:現金、食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等)

(4)避難者の確認

避難の指示を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、誘導員・補助誘導員の協力を得て巡視を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。

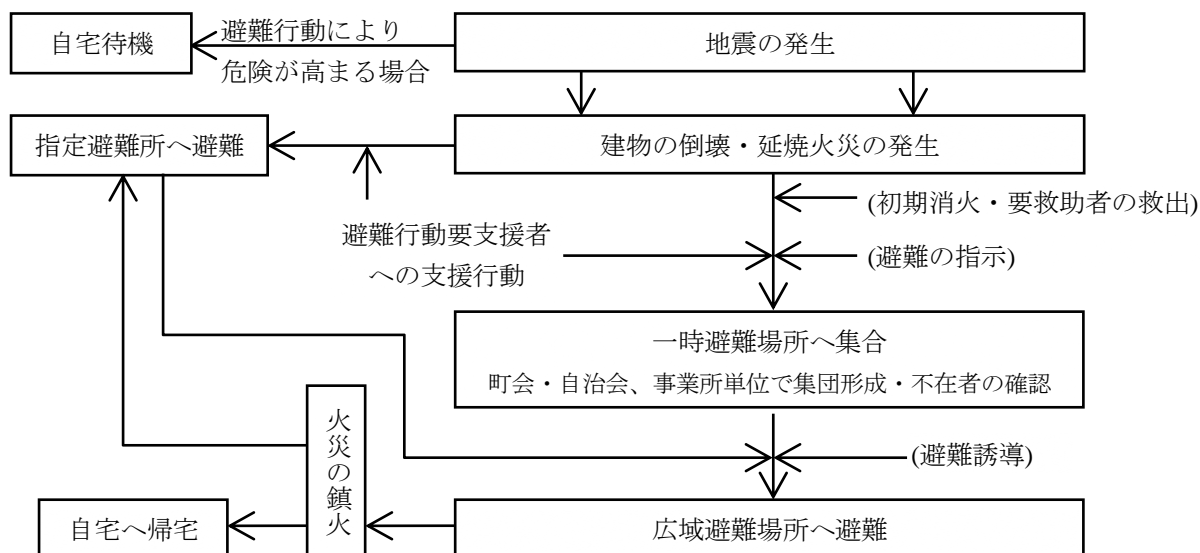
6. 避難路の確保

町、大阪府、富田林警察署及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

7. 学校等の施設管理者

学校、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

【避難誘導フロー】



第2 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、町長は職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外のものに対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し町長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

1. 設定者

設定権者	種類	要件(内容)	根拠法令
町長	災害全般	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、町が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの災害応急対策の全部または一部を代行する	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、町長(権限の委託を受けた町の職員を含む)が現場にいないとき、または町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員または消防団員は、火災や他の災害(ただし、水災を除く)の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、 第36条第7項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員または消防団員が火災や他の災害(ただし、水災を除く)の現場にいないときまたは消防吏員または消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、 第36条第7項
消防長 又は 消防署長	火災	ガス、火薬または、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長もしくは消防署長またはその委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいない場合、または消防長もしくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者が居ないとき、またはこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

2. 警察官等に対する警戒区域の設定要求

実施責任者は、次の場合、災害対策基本法第63条第2項、消防法第23条の2第2項、消防法第28条第2項の規定により、警察官等に警戒区域の設定を要求する。なお、警察官等

は、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を実施者に通知する。

- ア) 地すべり、山崩れ、がけ崩れが発生し、または発生するおそれがある場合
- イ) 火災が発生し非常に危険な状態となった場合、または付近に延焼のおそれがある場合
- ウ) その他災害、または災害発生のおそれがあり、町長等が必要と認める場合

3. 規制の内容及び実施方法

町長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、富田林市消防本部（太子分署）
------	-------------------------------

本町及び防災関係機関は、余震または大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設など）

1. 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、ため池等管理者、富田林市消防本部（太子分署）は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長、富田林警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 知事またはその命を受けた職員若しくは水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 水防管理者（町長）、ため池等管理者、富田林市消防本部（太子分署）は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2. 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 町及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 府、町及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 府、町及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3. その他公共土木施設

- (1) 町及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 府、町及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 府、町及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じて適切な避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4. 土砂災害危険箇所

本町は、二次災害の防止のため、必要に応じて府に斜面判定士の派遣を要請する。府は、本町の派遣要請に基づき、大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

第2 建築物

1. 公共建築物

建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物（宅地）

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。本町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては必要に応じて府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請する。

本町は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知するとともに、危険な宅地の使用者に使用中止を勧める等、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設）

1. 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な避難誘導措置を講ずる。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質

1. 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2. 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなった後、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第10節 交通規制・緊急輸送活動

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、健康福祉部、富田林警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府
------	--

本町及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

富田林警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第1 緊急交通路の確保

1. 大地震発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された「重点14路線」（本町域においては、該当路線はないが、近隣においては国道25号、大阪中央環状線が該当している。）について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

2. 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第二次交通規制）と関係機関の役割

府は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、町、富田林警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

富田林警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び町に連絡する。

(1)道路管理者

ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び富田林警察署に連絡する。

イ) 通行規制

道路の破損、欠損等により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、富田林警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(2)富田林警察署

ア) 道路の区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点14路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管

理者に連絡する。

イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、町、道路管理者と協議して区域規制を行う。

ウ) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

3. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両のため、同様の措置を講じる。

(1)交通規制の標識等の設置

富田林警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(2)社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて社団法人大阪府警備業協会に対して「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づく出動要請を行う。

富田林警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

第2 交通規制の実施

1. 交通規制

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見されたとき、もしくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行う。本部長が道路交通の規制を行うにあたっては、富田林警察署長と協議して行う。
 なお、警察官がいない場合の自衛官、消防吏員による交通規制もある。

実施責任者		範囲	根拠法令
警察	道路管理者 町長 知事 国土交通大臣	1. 道路施設の破損、決壊その他の事由により交通の危険を防止するため必要があると認められる場合 2. 道路施設に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
	公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項

警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、交通の危険が生じるおそれのある場合	道路交通法 第6条第2項、 第4項
-----	---	-------------------------

2. 措置命令

災害対策基本法第76条に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防隊員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、同様の措置をとることができる。

3. 町道以外の規制

交通施設などの危険な状況が予想され、または発見されたときは、速やかに道路管理者、警察官に通報し、必要な応急措置をとる。

4. 迂回道路の選定

町道の交通規制を行った場合、富田林警察署と協議の上、迂回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

5. 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能または障害のある地域については、警戒区域の設定、交通の規制を行うとともに、障害物の除去等により災害応急対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、町長は、警戒区域を設定し、または交通規制を行うときは、あらかじめ富田林警察署長と協議する。

6. 相互連絡

町、道路管理者、公安委員会、富田林警察署は、被災地の実態、道路、橋梁及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。

第3 地域緊急交通路の整備（地域緊急交通路の選定）

本町は、災害対策本部、防災拠点、災害時用臨時ヘリポート、避難所等主要施設を連絡する道路を次のとおり選定し、府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化する緊急交通網を確保する。

道路名	起終点	主な施設
府道美原太子線	町内全線	町役場・万葉ホール・保健センター・太子集会所・町立幼稚園・磯長小学校・生涯学習センター・臨時ヘリポート等
国道166号	町内全線	春日集会所・生涯学習センター・町役場・万葉ホール・山田集会所・山田小学校・総合福祉センター等

第4 緊急輸送

1. 緊急輸送手段の確保

町は、緊急交通路の道路状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。輸送手段の確保にあたっては、次のとおりとする。

(1)緊急通行車両の調達

町が保有する車両等の一括管理により対応する。また、必要に応じ、町内事業者の協

力を得て、車両を確保する。

(2)府への車両の確保の調達あつせん

町内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あつせんを要請する。

- ア) 輸送区間及び借り上げ期間
- イ) 輸送人員または輸送量
- ウ) 車両等の種類及び台数
- エ) 集結場所及び日時
- オ) その他、必要な事項

(3)ヘリコプターの支援要請

本部長は、現に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、次に該当する場合は、大阪市消防局、府警察、または府を通じ、自衛隊のヘリコプター派遣を要請する。

- ア) 緊急に人命救助を行なう必要があるとき。
- イ) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき。
- ウ) その他、本部長が緊急性を認めた場合。

支援要請は本部長名をもって支援を求める理由、緊急輸送の内容等を明らかにし、電話等による支援要請を行う。事後速やかに支援要請の書面を提出する。

ヘリコプターの緊急輸送に際しての受入れを行うための災害時用臨時ヘリポートは次のとおりであるが、使用できない場合は、府、大阪市消防局、府警察、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを決定する。

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ
太子町立中学校	春日 1479 番地	太子町立中学校	98-0043	125×65m

2. 災害時の車両燃料の確保

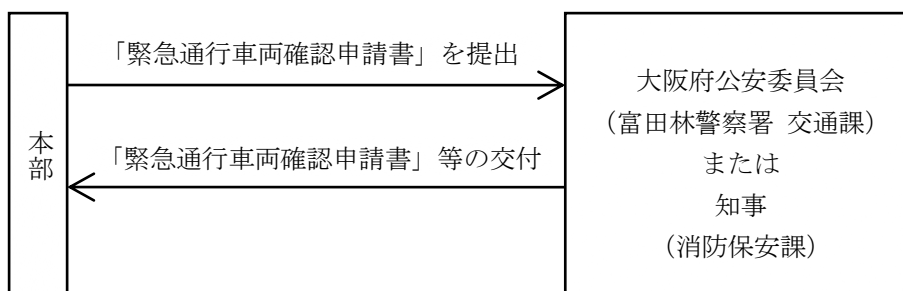
災害時における車両燃料を確保するために、町内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

3. 緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項により通行の禁止または制限を行った場合、大阪府公安委員会（富田林警察署長）、又は知事（消防保安課）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

(1)申請手続き

町長は「緊急通行車両確認申請書」を大阪府公安委員会（富田林警察署）または知事（消防防災課）に提出する。ただし、事前届出をしている車両については、大阪府公安委員会（富田林警察署）に提出する。



(2)緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、大阪府公安委員会から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」が交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼り付けて輸送を実施する。

(3)緊急通行車両指定の範囲

緊急通行車両は、次の業務のいずれかに従事する車両をいう。

- ア) 避難の指示に使用するもの
- イ) 消防、水防、その他応急措置に使用するもの
- ウ) 被災者の救援、救護活動に使用するもの
- エ) 施設及び設備の応急復旧に使用するもの
- オ) 清掃及び防疫その他保健衛生に使用するもの
- カ) 遺体の搬送等に使用するもの
- キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害現場における社会秩序の維持に使用するもの
- ク) その他、本計画に基づき災害に係る応急対策を実施するために使用するもの

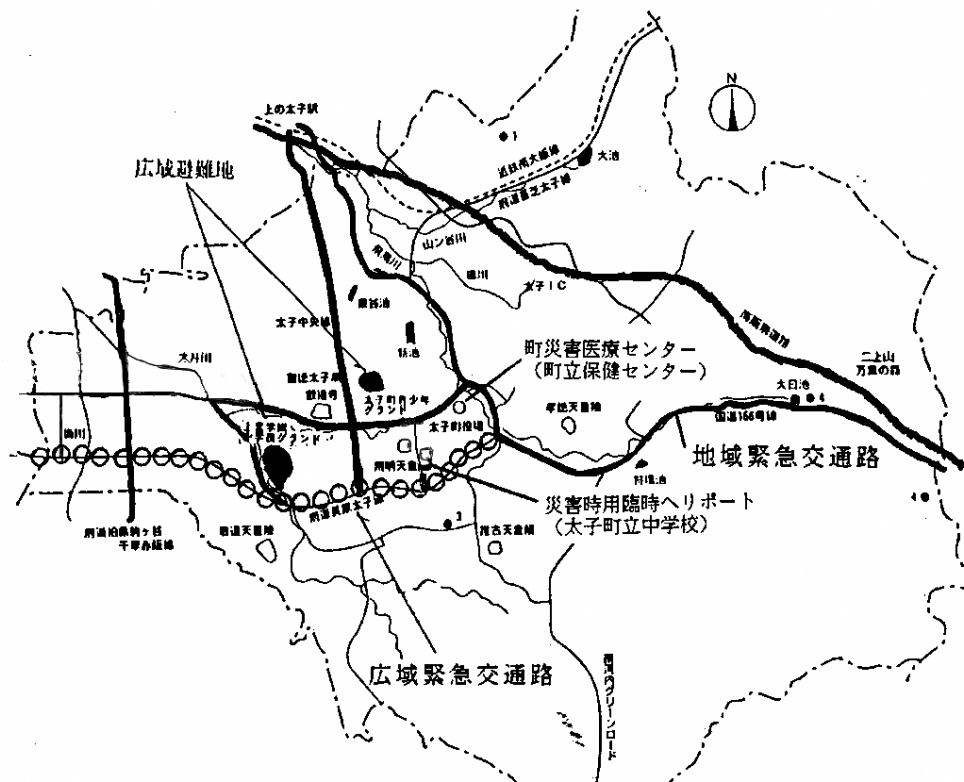
4. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時から地域緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集や応急点検の体制を整備する。

5. 緊急交通路の周知

本町は、災害時に緊急交通路の機能を十分発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

【緊急交通路等】



第11節 ライフラインの緊急対応

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）、大阪ガス、大阪エルピーガス協会（南河内支部）
------	---

本町及びライフライン事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施する。災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

1. ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は府に報告する。
2. 関西電力送配電株式会社及び西日本電信電話株式会社（関西支店）は、サービス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

第2 各事業者における対応

1. 上水道、下水道施設

本町が管理する下水道、大阪広域水道企業団が管理する上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、警察署及び付近住民に通報する。また、まちづくり推進部その他関係各部並びに、消防機関等と連絡を密にしながら応急活動に対処する。

被害状況に応じて給水車、トラック等により応急給水を行うとともに、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。

また、水道施設等の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、応急復旧の状況等の幅広い広報に努める。

2. 関西電力送配電株式会社

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府、消防機関、警察署及び付近住民に通報する。

被害状況に応じて、緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

また、二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。

3. 西日本電信電話株式会社（関西支店）

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常・緊急電報を一般の通話または電報に優先して取り扱うこととする。

また、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

4. ガス（大阪ガス株式会社）

ガスの漏洩による二次災害の恐れがある場合は、供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

被害状況に応じて、必要度の高いもの、緊急を要する重要施設を中心に代替燃料・機器等

を貸し出すなど、応急供給を行う。

また、ガス漏洩時の注意事項についての情報や被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しなどについての情報を広報する。

第12節 交通の安全確保

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、府道路公社、近畿日本鉄道株式会社
------	--

鉄軌道、道路等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1. 鉄軌道施設

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せもしくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2. 道路施設

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

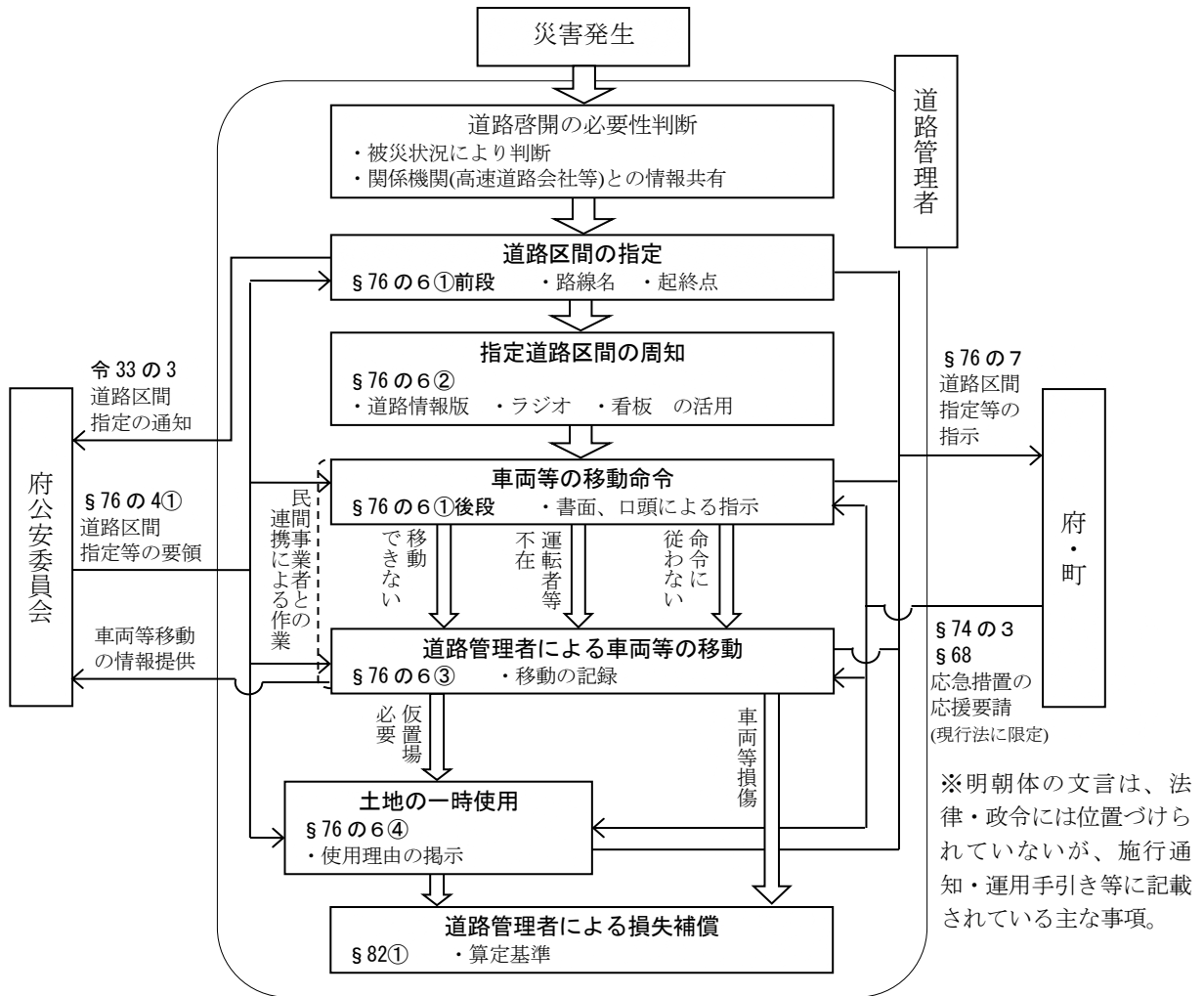
第3 交通の機能確保

1. 障害物の除去

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。

【災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ】



資料「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月・国土交通省）より

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

ア) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

- ウ) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- エ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第13節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、本町が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府と連携し、本町をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、本町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 オペレーション体制

実施機関	本部事務局（政策総務部自治防災課）
------	-------------------

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復に繋げるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

オペレーション体制の整備にあたっては、ボランティア団体や民間企業との連携、ボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて「大阪府災害等応急対策実施要領」を踏まえ、府と協力して整備を図る。

第2節 住民等からの問い合わせ

実施機関	本部事務局（政策総務部自治防災課）
------	-------------------

本町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利などに配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

実施機関	本部事務局（政策総務部自治防災課）
------	-------------------

第1 災害救助法の適用

本町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を受けるため、町長は直ちにその旨を知事に報告する。ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

災害救助法が適用されたとき、町長は知事の委任により、法に基づく救助事務を実施する。また、町長は災害救助法の適用を要請する場合には、府に対して次に掲げる事項について無線または電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 適用を要請する理由
- 4 適用を必要とする期間
- 5 既に行った緊急処置及び取ろうとする緊急処置
- 6 その他必要な事項

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条の定めるところによるが、本町における適用基準は次のとおりである。

- 1 町内における家屋の全壊、全焼等によって住家を失った世帯数(住家減失世帯数)が、40世帯以上であること。(人口が5千人以上1万5千人未満の市町村に該当するため：法施行令第1条第1項第1号)
- 2 府の区域内における住家の全壊、全焼等によって住家を失った世帯数が、2,500世帯以上であって町内の住家を失った世帯数が、20世帯以上であること。(人口が5千人以上1万5千人未満の市町村に該当するため：法施行令第1条第1項第2号)
- 3 府の区域内における家屋の全壊、全焼等によって住家を失った世帯数が、12,000世帯以上であって町内の住家が減失した世帯数が多数であること。(法施行令第1条第1項第3号前段)
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号後段)
- 5 多数の者の生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。(法施行令第1条第1項第4号)

(注) 内閣府令が定める基準

- ① 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 住家減失世帯数の算定基準

- ①全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。
- ②半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家減失1世帯とする。
- ③床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家減失1世帯とする。

第3 災害救助法による救助の実施

1. 実施機関

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の実態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合、町長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、町長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2. 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。なお、町長は救助を迅速、的確に行うため職権の一部を委任されている。ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については府が実施し、その他については、災害救助法第13条の規定に基づき、予め市町村長に委託されているため、町長が実施する。

- (1)避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2)炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3)被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- (4)医療及び助産
- (5)被災者の救出
- (6)被災した住宅の応急修理
- (7)生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- (8)学用品の給与
- (9)死体の捜索及び処理
- (10)埋葬
- (11)災害によって住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3. 適用手続き

- (1)町長は、本町における災害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、次の系統により直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

【報告等系統】



- (2) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合には、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。
- (3) 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」のとおりである。ただし、救助の期間については、やむを得ない事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、知事に要請し厚生大臣の承認を得て延長することがある。

第4節 指定避難所の開設・運営

実施機関	健康福祉部
------	-------

本町は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設する。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

[第2編災害予防対策編/第2章災害応急対策・復旧対策への備え/第7節避難受入れ体制の整備/第3避難所の選定、整備/避難所一覧表]

第1 指定避難所、福祉避難所の開設

1. 指定避難所の開設

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、避難所の收容能力を超える避難者が生じた場合は、災害時における協力協定を締結している民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、收容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2. 指定避難所開設の報告

町長は避難の指示をしたとき、または指定避難所を開設したときは、直ちに知事(危機管理室長)、富田林警察署長に報告する。

- (1) 指定避難所開設の日時・場所
- (2) 設置箇所数及び收容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 避難対象地区名
- (5) その他、参考となるべき事項

第2 指定避難所の管理、運営

本町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

1. 避難収容の対象者

(1)災害によって現に被害を受けた者

- ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ) 現に災害を受けた者であること

(2)災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア) 高齢者等避難が発せられた者
- イ) 避難指示が発せられた者
- ウ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である者

(3)その他避難が必要と認められる者

2. 指定避難所の管理、運営の留意点

避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所の管理運営マニュアルに基づき次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受け入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための、食事供与及びトイレ設置状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置を講じる。
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配慮）
- (9) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）への配慮
- (10) 指定避難所運営組織への女性、障がい者、高齢者の参加。
- (11) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (12) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮。
- (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること

- (15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼育者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
- (16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること。
- (17) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行なうこと。
- (18) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

3. 避難所の閉鎖

- (1) 町長は災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所担当職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所担当職員は、町長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な措置をとる。
- (3) 町長は避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な者がある場合について、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第3 避難所の早期解消のための取組み等

避難所の早期解消のために府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行う。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第5節 避難行動要支援者への支援

実施機関	健康福祉部
------	-------

本町は、被災した避難行動要支援者に対して被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 災害発生直後には、町が作成する「避難行動要支援者名簿」を活用して、民生委員・児童委員をはじめ、太子町社会福祉協議会、福祉施設関係者、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握と、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、併せて情報の提供についても十分配慮する。

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、保健所等と連携し被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

また総合福祉センターを福祉避難所として活用し、一体的な介護サービス等を提供する。

3. 広域支援体制の確立

避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、府を通じて国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員等の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制の確立を図る。

第6節 広域一時滞在

本町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、本町区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対して当該他の都道府県との協議を求める。

本町の行政機能が著しく低下した場合などに、府は広域一時滞在のための協議を本町に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いて被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7節 緊急物資の供給

実施機関 政策総務部、健康福祉部、大阪広域水道企業団

府及び本町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地でのニーズは時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

府及び本町は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、府及び物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）または非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

第1 給水活動

災害のため水道施設の破損あるいは飲料水の汚染または枯渇した場合等に飲料水を得ることができない者に対する給水活動に関し、次のとおり定め、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して速やかな給水に努める。

府は、被災者の飲料水等の供給を行い、町域で震度5弱以上を観測した地震の場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1. 水源の確保

飲料水の確保については、次の方法によって行う。

- (1) 配水管等が破損した場合については、配水池等において貯水されている浄水により確保する。
- (2) 上記施設の使用が不能となった場合は、大阪広域水道企業団水道送水管路に設置されている「あんしん給水栓」を使用し飲料水を確保する。

2. 給水の実施

(1)給水の基準

災害発生直後の給水にあたっては、住民1人あたり1日3リットルを目標とし、医療機関や保健福祉施設等緊急性の高いところを重点として給水を実施する。その後は応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加していく。

給水量の目安	1人当たり1日量	時期区分
初期飲料水の確保	3ℓ	災害発生直後3日目まで
復旧期飲料水・生活用水の確保	3ℓ～20ℓ	発生後4日目以降7日目

移行期飲料水・生活用水の確保	20リットル～100リットル	発生後8日目以降14日目まで
地震前とほぼ同水準	100リットル～250リットル	発生15日目から28日目まで

(2)給水活動に関する情報の提供

給水にあたっては、事前に広報車、町防災行政無線等により給水方法、場所、時間帯、その他の必要事項を住民に周知する。

3. 給水方法

(1)応急給水所の設置

避難所設置施設となる小学校等において、応急給水所を設置する。また、以下の配水池の内、主に磯長台配水池及び中央配水池において直接給水する。

【拠点給水場所一覧】

拠点給水場所の名称	所在地	現況	送水方式の別	設置状況
		公称貯水容量 (立方メートル)		緊急遮断弁の機能
磯長台配水池	春日 1583-7	2,000	自然・圧送・併用	○
聖和台配水池	聖和台 1-1-7	2,000	自然・圧送・併用	×
中央配水池	山田 194-1	1,200	自然・圧送・併用	○

(2)応急給水所での応急給水

応急給水は、応急給水所となった施設の担当職員等が行う。

容器は、各家庭において自ら持参するが、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、町会・自治会等に対して援助・相互融通を要請し、町による応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。

(3)車両輸送による応急給水

被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、給水タンクを車両により搬送し、給水する。

(4)備蓄水等の配布

【給水器材の状況】

区分	容量	数量	保管場所
給水タンク	1,500 (リットル)	1	板屋橋浄水場
	1,000 (リットル)	2	
ポリ袋	6 (リットル)	1,300	板屋橋浄水場
災害用備蓄水	490 (ミリリットル)	1,800	板屋橋浄水場

(5)仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管により仮設給水

栓を設置し、応急給水を実施する。

(6)飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(7)応援要請

応急給水に相当期間を要すると判断される場合は、大阪広域水道震災対策相互応援協定等に基づき、大阪広域水道企業団や隣接市町村へ必要な資器材及び要員等の応援要請を行う。

また、自衛隊の応援要請が必要な場合は、町長は知事に要求する。

第2 食料の供給

本町は、災害が発生したときは、避難者、被災者に対する応急的な炊き出し、食品の供給及び調達を迅速かつ円滑に実施する。また、不足する場合は府に応援要請を行う。近隣市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

1. 食料の調達及び供給

(1)食料の供給

ア) 本町は、避難所ごとの必要量を算定し備蓄食料を供給する。炊き出しは、避難所に収容された避難者、被災者に対し健康福祉部が教育委員会と調整の上、各避難所等及び町立給食センター等において実施する。各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現状を把握しておくとともに器材等の調達についても、調達器材、調達先等を定めておく。

イ) 供給の期間は、災害発生の日から7日以内とし、町長が必要と認めたときは、延長することができる。

(2)調達方法

ア) 民間協定先（サンプラザ、大阪いずみ市民生活協同組合、ダイドードリンコ）等より調達するが、さらに不足する場合は府及び近隣市町村に応援を要請する。なお、災害救助法の適用を受けた場合には、府に対して「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」により、米穀、乾パン及び漬物の引渡しの申請を行ない、大阪府災害用備蓄倉庫、大阪府南部広域防災拠点または農林水産省指定倉庫等から現品を受領する。

- ・アルファ化米、高齢者用食等
- ・米穀、乾パン、漬物（大阪府災害救助用食料緊急引渡要領）

イ) 府等防災関係機関に応援を要請した場合、府に報告する。

ウ) 副食物、その他町内食料品店から購入する等、その確保に努める。

(3)その他

ア) 住民等の協力

炊き出し及び食料の配給にあたっては、町会・自治会やボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

イ) 要配慮者への配慮

高齢者、乳幼児に対する炊き出し等、食料の供給は、温かなもの、軟らかなもの、調整粉乳等、配慮したものを供与する。

ウ) 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、本部事務局を通じ大阪府エルピーガス協会等にガス等及び燃料の供給を要請して調達する。

エ) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生だけでなく、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

2. 供給品目と数量

【大阪府災害救助用食料緊急引渡要領による数量】

区分 \ 品目	米穀	乾パン等	漬け物
被災者供給用	精米 1人1食当たり 200g または 玄米 1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者用	精米 1人1食当たり 300g または 玄米 1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g	1人1食当たり 20g

その他、必要に応じてパン、弁当、インスタント食品類を業者より購入し供給する。本町が備蓄するアルファ化米、粉ミルク、高齢者用食等の供給を行う。

3. 供給対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、半焼、半壊等により炊事のできない者
- (3) 被災により供給機関が通常の配給を行うことができない場合、その供給機関を通じないで供給をする必要があるとき
- (4) 住家に被害を受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料を喪失するとともに、入手の手段がない場合
- (5) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

第3 生活必需品の供給

本町は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない寝具、衣服、その他の生活必需品を喪失又は棄損し、急場をしのげない者に対し次のとおり給付又は貸与する。

また、町単独で十分な生活必需品の供給を実施することが困難な場合は府に支援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

1. 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

(1) 対象者

- ア) 災害により、住家が全焼、全壊、半焼、半壊等の被害を受けた者
- イ) 寝具、衣服、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ) 寝具、衣服、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2)供給品目等の基準

ア) 寝具、衣服、その他の生活必需品の給付又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

	種類	品名
1	寝具	毛布(最小限のもの)
2	衣服	肌着等
3	炊事道具	鍋、炊飯器、包丁等
4	食器	茶わん、皿、はし等
5	保育用品	ほ乳びん等
6	光熱材料	マッチ、ローソク、燃料等
7	日用品	石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉

イ) 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

2. 調達方法

- (1)生活必需品の調達は避難所等からの生活必需品の需要情報を把握し、民間協定先（コメリ、カインズ等）より確保するが、困難な場合は、府に対し物資の調達あっせんを依頼する。また、近隣市町村にも応援を要請する。
- (2)他の市町村等に応援を要請した場合は、府に報告をする。

3. 供給の方法

(1)物資の供給

本町は避難所等ごとの必要量を算定し、備蓄品を供給する。また、物資の供給は、被災世帯・数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配分する。また、健康福祉部は在宅生活困窮者への供給について配慮する。

(2)住民等の協力

配分にあたっては、町会やボランティア等の協力を得る。

(3)物資の受払いの管理

物資の供給にあたっては、避難所ごとに物資の受払い責任者を設けるとともに、各避難所ごとに受払いを記録し、常に手持ち数量を明確にしておく。

第8節 保健衛生活動

実施機関	健康福祉部、まちづくり推進部、政策総務部
------	----------------------

本町は府の指導のもと、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、大阪府富田林保健所等と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1. 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症新法第27条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症新法第28条）
 - (3) 避難所の防疫指導
 - (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (5) 衛生教育及び広報活動
2. 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
3. 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
4. その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生管理

本町は、食品衛生の徹底を推進するなど、保健所の活動に協力する。

1. 食中毒の防止

- (1) 保健所は、物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 保健所は、避難所において、食品衛生監視員による食品の取扱状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 保健所は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。

2. 食中毒発生時の対応方法

本町は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

本町は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手

配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府の助言を得ながら、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善の指導を行う。

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後、ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置し、適切な医療機関を紹介する。
- (2) 保健所の指示のもと、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科相談を実施する。

第4 保健活動における連携体制

防疫活動、食品衛生監視活動又は医療救護、健康維持活動において、本町だけでは十分に実施できない場合は、府に応援を要請する。

さらに、府及び本町は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

本町は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 避難所における動物の適正な飼育

府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第6 し尿・ごみ処理

本町は、し尿及びごみ、がれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1. し尿処理

(1)初期対応

- ア) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- イ) 上下水道及びし尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ) 下水道施設が使用可能な場合は、簡易トイレを設置できる点検孔を利用する。
- エ) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者などの要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

(2)処理活動

- ア) し尿の収集運搬については、速やかに収集処理体制を確保する。
- イ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- ウ) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。
- エ) 収集したし尿は、原則として次の施設で処理する。

施設名	南河内環境事業組合資源再生センター(富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村)
所在地	大阪狭山市東池尻6丁目1622-1
処理能力	200kℓ/日

2. ごみ処理

(1)初期対応

- ア) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2)処理活動

- ア) 被災地の生活に支障が生じないよう、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所の衛生状態を保つ。
- オ) 必要に応じて、府、近隣市町村及び関係団体に協力を求める。
- カ) 収集したごみは、原則として次の施設で処理する。

施設名	南河内環境事業組合(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村)		
工場名	第1清掃工場	第2清掃工場	
所在地	富田林市甘南備大字2345番地	河内長野市日野1564-3	
処理能力	焼却	300t/24H(150t/24H×2基)	190t/24H(95t/24H×2基)
	破碎	50t/5H	30t/5H 5t/5H(せん断式)

第7 災害廃棄物等処理

1. 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 本町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) 府又は本町は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (6) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第8 死亡獣畜対策

1. 初期対応

死亡獣畜の発生状況を把握する。

2. 死亡獣畜の処理

(1)処理責任者

災害によって死亡し、放置された獣畜等は、まちづくり推進部が収集・処理を行う。

(2)処理方法

- ア) 死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を行う。
- イ) 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

第9 環境保全対策

1. 初期対応

被災によって有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

2. 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査について、その都度、国・府・関係機関等と協議して決める。

3. 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1)粉塵飛散防止対策

建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

(2)アスベスト飛散防止対策

- ア) 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。
- イ) 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。
 - a) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。
 - b) 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。
 - c) 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。
- ウ) 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

(3)がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第9節 社会秩序の維持

実施機関	各機関共通
------	-------

本町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、また、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

自主防犯組織等は、府警察よりパトロール及び生活の安全に関する情報等の提供をうけ、必要に応じて地域の安全確保に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1. 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2. 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資または燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

第10節 ライフラインの確保

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）、大阪府エルピーガス協会（南河内南支部）、南河内環境事業組合
------	--

本町及びライフライン事業者は、災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

1. 応急給水及び復旧

- (1) 町域内に震度5弱以上を観測した場合には、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と協力し、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (2) 各配水池を拠点とし、かつ、大阪広域水道企業団の水道送水管路に設置された「あんしん給水栓」を活用し、給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- (3) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

2. 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第2 下水道（太子町）

1. 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 停電等によりマンホールポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転等の措置を取る。
- (3) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。
- (4) 一般廃棄物処理業者・建設機器リース業者等との協力体制の整備。

2. 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 ごみ処理施設（南河内環境事業組合）

1. 応急措置及び復旧

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況を迅速に調査し、ごみ処理施設等の応急復旧を実施するとともに、ごみ収集作業に支障がないように収集車両等の確保・点検措置を講じる。

2. 広報

- (1) ごみ処理施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報提供を行う。

(2) 住民に対して収集業務の中止情況、臨時収集方法等について広報する。

第4 し尿処理施設（南河内環境事業組合）

1. 応急措置及び復旧

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) し尿処理施設の被害状況を迅速に調査し、し尿処理施設等の応急復旧を実施するとともに、し尿収集作業に支障がないように収集車両等の確保・点検措置を講じる。

2. 広報

- (1) し尿処理施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報提供を行う。
- (2) 住民に対して収集業務の中止情況、復旧状況等について広報する。

第5 電力(関西電力送配電株式会社)

1. 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずると共に、町、府、富田林市消防本部（太子分署）、富田林警察署及び付近住民に通報する。

2. 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等による応急送電を検討し、早期に対応する。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社））

1. 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社（関西支店））。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2. 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の

設置に努める。

- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

3. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第7 ガス（大阪ガス株式会社、大阪府エルピーガス協会（南河内南支部））

1. 応急措置（大阪ガス）

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2. 応急供給（大阪ガス）

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

- (3) 利用者に対しては、広報車等により、ガスの安全使用の周知徹底を行う。

第11節 障害物の除去

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、富田林警察署、大阪府
------	---------------------------

被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に運びこまれた土砂、竹木、がれき等の障害物及び廃棄物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する活動に関し、次のように定める。

1. 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物及び廃棄物があるときは、国道及び府道については府が、町道については本町がそれぞれ除去するとともに、必要に応じて相互に支援を行う。

2. 河川等の障害物の除去

流木等が氾濫して、河川等の流れに支障を来すおそれがあるときは、河川の管理者である府、本町が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

3. 障害物処理資機材の調達

障害物及び廃棄物の除去に必要な資機材が不足したときは、町内建設業者等の協力を得て調達する。

第12節 農林関係応急対策

実施機関	まちづくり推進部
------	----------

本町及び大阪南農業協同組合は、災害時において農林施設の被害を早期に調査し、連携して農林業に関する応急対策を講ずる。

第1 農業用施設

本町は、農道、林道、用排水路、あぜ等農林業施設の被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

第2 農作物

1. 技術の指導

本町及び大阪南農業協同組合は、府と連携して、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2. 主要農作物種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみのあっせんに依頼する。

3. 園芸種子の確保あっせん

府は、園芸種子需給安定措置要綱に基づき、社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

4. 病害虫の防除

府は、本町その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

第3 畜産

本町は、防災関係機関の協力を得て、家畜伝染病の予防等、災害時における家畜に関する応急対策を行う。

1. 本町は、府や畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
2. 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
3. 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指示により実施する。

第4 林産物

本町は、府及び森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。また、被災林地については、府と協力し、事業の実施を図るなど早期復旧に努める。

第13節 住宅の応急確保

実施機関	まちづくり推進部
------	----------

本町及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

1. 実施機関

災害救助法が適用された場合の応急修理は知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、本町が実施する。

2. 実施基準

住宅の応急修理の実施基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。

その主な基準等は、次のとおりである。

- (1) 住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (2) 住家の居室、炊飯場及び便所等、必要最小限の部分に対し、現物をもって行なう。

第2 住居障害物の除去

1. 実施機関

災害救助法が適用された場合の応急修理は知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、本町が実施する。

2. 実施基準

住宅関係障害物の除去の基準は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」を準用する。

その主な基準等は、次のとおりである。

- (1) 自らの資力をもって障害物を除去することができないこと。
- (2) 居室、炊事場等日常生活に欠くことができない部分、または玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態であること。

第3 応急仮設住宅の建設

1. 実施機関

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合は、本町が実施する。

2. 実施基準

応急仮設住宅の実施基準は「災害救助法による救勤の程度、方法及び期間等早見表」を準

用する。

その主な基準等は、次のとおりである。

- (1) 家が全壊し、全焼し、または流出し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができない者。
- (2) 入居者に供与する期間は、完成の日から原則として2年以内とする。

3. 建設敷地

応急仮設住宅の建設用敷地は、太子町立総合スポーツ公園総合グラウンドを候補地としているが、状況に応じて、公園、公共空地等の選定も視野に入れ、保健衛生、交通、教育、ライフラインの整備等を総合的に検討し、決定する。

【応急仮設住宅建設候補地】

施設名	所在地	面積(m ²)
太子町立総合スポーツ公園 グラウンド	山田 1221 番地	18,236.0 m ²

4. 入居者の選考

入居者の選考にあたっては、被災者の資力、福祉面、その他生活条件等を十分調査して優先度を決定する。

5. 応急仮設住宅の建設及び資機材等の確保

応急仮設住宅の建設にあたっては、建設業者、木材業者等から必要に応じ調達するが、災害時の混乱等により確保が困難な時は府に協力を要請する。

6. 応急仮設住宅の管理

府と管理委託契約を結び、本町の責任において管理を行う。

7. 公共住宅への一時入居

本町及び府は、応急仮設住宅の建設及びみなし応急仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第4 住宅に関する相談窓口の設置等

1. 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
2. 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第5 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第14節 応急教育等

実施機関	教育委員会
------	-------

本町教育委員会及び府教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第1 教育施設の応急整備

本町教育委員会及び府教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1. 応急教育の実施

(1) 学校長

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ア) 校舎が避難所として利用されている場合の本町との協議
- イ) 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 園長

教職員及び園児の被災状況や所在地を確認するとともに、幼稚園施設の状況を踏まえ、町教育委員会と協議し、園児の安全を確保するため、休園、中途帰宅等の適切な措置を講じる。

(3) 町

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(4) 町教育委員会、府教育委員会

町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

府教育委員会は、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、町教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

2. 学校給食の応急措置

学校長及び町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 災害救助のため学校給食施設で炊出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

第3 就学援助等

1. 就学援助等に関する措置

本町教育委員会は、被災した町立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

本町は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

学用品給与の実施基準は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」による。その主な基準等は、次のとおりである。

- (1) 住家が全壊、全焼、半壊・半焼等により学用品を喪失し、または、き損し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対して行なう。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を支給する。
 - ア) 教科書
 - イ) 文房具
 - ウ) 通学用品

(措置方法)

対象となる児童・生徒数を各学校の学籍簿と照合し、被害別、学齢別に分類し、対象人員を正確に把握して、教科書にあつては学年別・学科別・発行所別に調査集計し措置する。文房具、通学用品にあつては、対象人員に基づいた学用品を購入し、支給する。

3. 児童・生徒・園児の健康管理

本町教育委員会、府教育委員会及び学校園長は、被災児童・生徒・園児の心と体の健康管理を図るため、学校医、富田林保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第4 文化財の応急対策

指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。

町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者または管理責任者に対して応急措置をとるよう、指導・助言を行う。

第15節 遺体対策

実施機関	政策総務部、富田林警察署
------	--------------

本町及び富田林警察署は遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとる。

第1 事前措置

本町は、遺体の処理、火葬等に際し、次の事前措置を講じる。

1. 遺体安置所の確保
2. ドライアイス、柩等の資機材の調達
3. 作業要員の確保
4. 火葬場までの搬送手段の確保や必要な手続き事項
5. 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める

第2 遺体対策

1. 本町は、富田林警察署及び医療機関等と協力して遺体の処理、収容にあたる。
2. 遺体の処理、収容の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。
3. 警察による検視（死体調査）、医師による検案の後、身元が判明した遺体については、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。
4. 身元判明の遺体については、富田林警察署その他関係機関に連絡の上、その調査にあたるとともに、身元確認の資料となる遺品などを保存する。
5. 遺体の検案は、警察署が要請した検案医が行う。
6. 遺体の収容措置が生じたときは、寺院等の協力も得ながら、遺体安置所を開設する。
7. 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
8. 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

第3 遺体安置所の設定

1. 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
2. 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
3. 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
4. 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
5. 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
6. 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
7. 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等について

でもあらかじめ検討しておく。

第4 遺体の火葬等

1. 身元不明の遺体や遺族が遺体の処理、火葬等を行なうことが困難、若しくは不可能である場合、本町が代わって実施する。
2. 遺体の埋葬の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」を準用する。
3. 納棺又は火葬に至るまでの業務（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置）は、葬儀取扱店等の協力を得て実施する。
4. 遺体の埋葬は、火葬により実施する。
5. 身元が判明しない遺体や引き取り手のない遺体は、身元確認の資料及び遺品などを保存の上、本部の判断で火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後の遺骨は寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
6. 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

第5 応援要請

本町は、自ら遺体の処理、埋葬または火葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

【町内の寺院】

名称	所在地
叡福寺	大字太子 2146
西方院	大字太子 1663
善久寺	大字春日 1716
光福寺	大字春日 1786
了徳寺	大字春日 1775
林光寺	大字山田 2798
仏陀寺	大字山田 2900
正泉寺	大字山田 1769

【応援協定企業】

名称	所在地
株式会社 花仙	富田林市富田林町 18 番 19 号
株式会社 安楽社	富田林市甲田 2 丁目 9 番 10 号
株式会社 花安	富田林市富田林町 24 番 17 号

第16節 自発的支援の受入れ

実施機関	健康福祉部、社会福祉協議会
------	---------------

町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

府、本町、日本赤十字社大阪府支部、町社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう対処する。

1. 受入れ窓口の開設

町社会福祉協議会は、町と連携し、ボランティアの受け入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2. 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。また活動内容としては、およそ以下の範囲とする。

- (1) 避難誘導補助及び避難者支援
- (2) 救護物資の配布支援
- (3) 避難所運営支援
- (4) 要配慮者支援
- (5) 災害廃棄物等処理支援
- (6) その他、災害応急対策に関する作業

第2 義援金品の受付・配分

本町等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1. 義援金

(1) 受付

- ア) 町に寄託される義援金、見舞金は、健康福祉部が受付窓口を開設して受け付ける。
- イ) 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、健康福祉部に窓口を設置し、受け付ける。

(2) 配分

- ア) 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。
- イ) 町は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2. 義援物資

(1) 受付

- 町に寄託される義援物資は、健康福祉部に窓口を設置し、受け付ける。
- 義援物資の募集に際し、または電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し、次の事項にも配慮頂くよう要請する。

ア) 受け入れ品目の限定

- (a) 必要とする物資
- (b) 不要である物資
- (c) 当面必要でない物資

イ) 義援物資送付の際の留意事項

- (a) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること
- (b) 複数の品目を梱包しないこと
- (c) 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願いする

(2)保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、町立総合体育館（山田 1221 番地）で保管する。また、受入れた義援物資は、数量等を把握し、種類、品目ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理する。

(3)配分

義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

3. 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、本町と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

府及び本町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第3 海外からの支援の受入れ

本町及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1. 次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

2. 海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- (1) 案内者、通訳等の確保
- (2) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第4編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

実施機関	政策総務部
------	-------

府及び本町をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第1 気象予警報等

1. 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等により南河内に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

【気象注意報の種類】

種類	発表基準	
気象 注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には下表(※2)の条件に該当する場合である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
	雷注意報 ※1	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 40% 以下になると予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が -2℃ ~ +2℃ になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5℃ 以下になると予想される場合。	
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水 注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水 注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には下表(※3)の条件に該当する場合である。

☆: 気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

※1: 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

【水防活動の利用に適合するもの】

種類		発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報※	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報※	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

※注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(2) 警報

気象現象等により、南河内に重大な災害が予想される場合、一般及び関係機関の警戒を促すために発表する。

【気象警報の種類】

種類		発表基準
気象 警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報 ※1	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には下表(※2)の条件に該当する場合である。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。
地面現象 警報☆	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には下表(※3)の条件に該当する場合である。

☆:気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

※1:大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

【水防活動の利用に適合するもの】

種類		発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報※	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報※	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

※注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

【大雨警報、注意報の基準】※2

市町村を まとめた 地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準	
		表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)	表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)
南河内	太子町	17	123	7	84

【洪水警報の基準】※3

市町村を まとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
南河内	太子町	R1=50、R3=110	飛鳥川流域 =(8.3) 太井川流域 =(5.9)	—	大和川水系石川(金剛大橋・玉手橋)

※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。

(3)特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

【特別警報の種類】

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

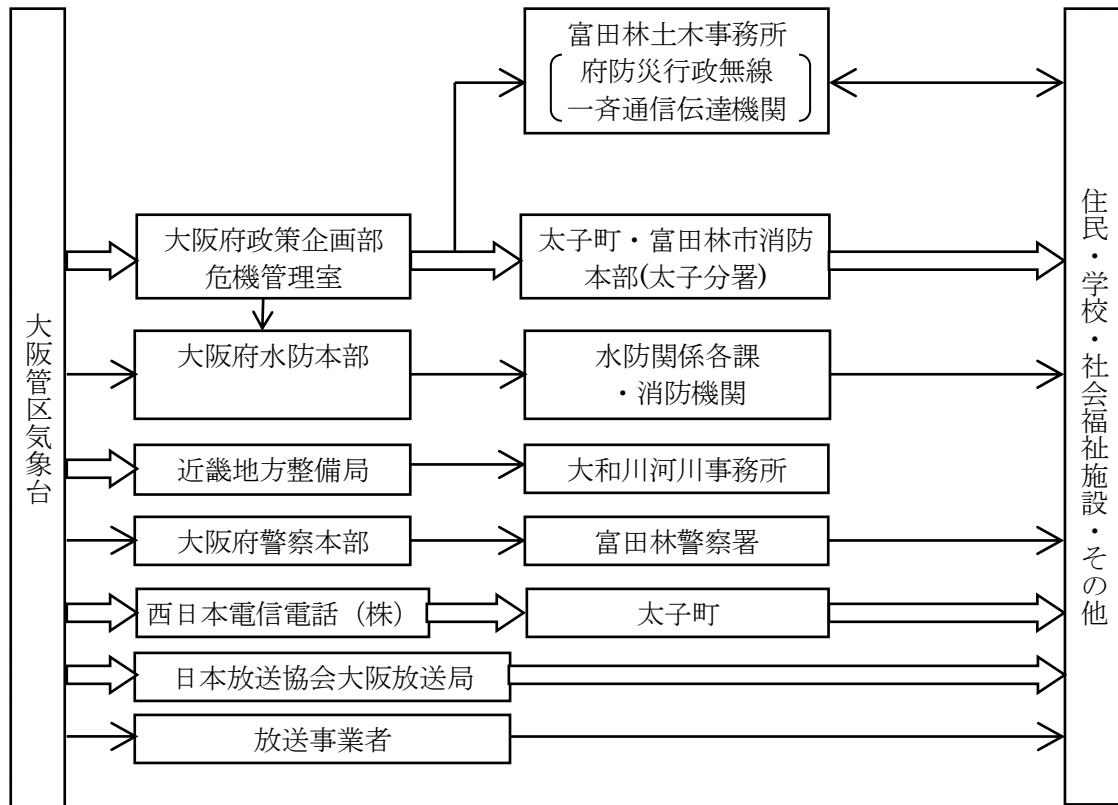
※表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

(4)気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、竜巻等突風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

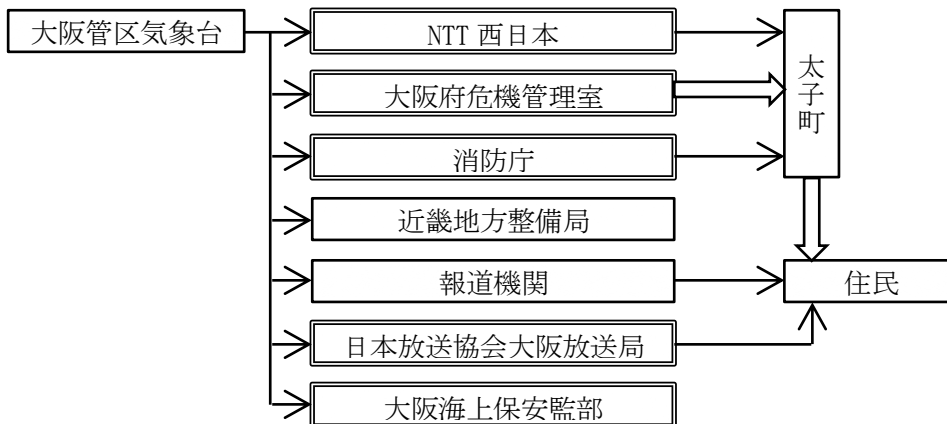
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm
------------	-------------

(5)気象予警報等の関係機関への伝達経路
【気象予警報等の関係機関への伝達経路】



⇒ : 気象業務法に規定される伝達経路を示す。

【特別警報の関係機関への伝達経路】



※二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
※太矢印の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2. 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（石川）

大阪管区气象台及び大阪府は共同して「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、次の大阪府知事指定河川の注意報及び警報を行う。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

【大阪府知事指定河川】

水系名	河川名	管理者
一級河川大和川	石川	富田林土木事務所

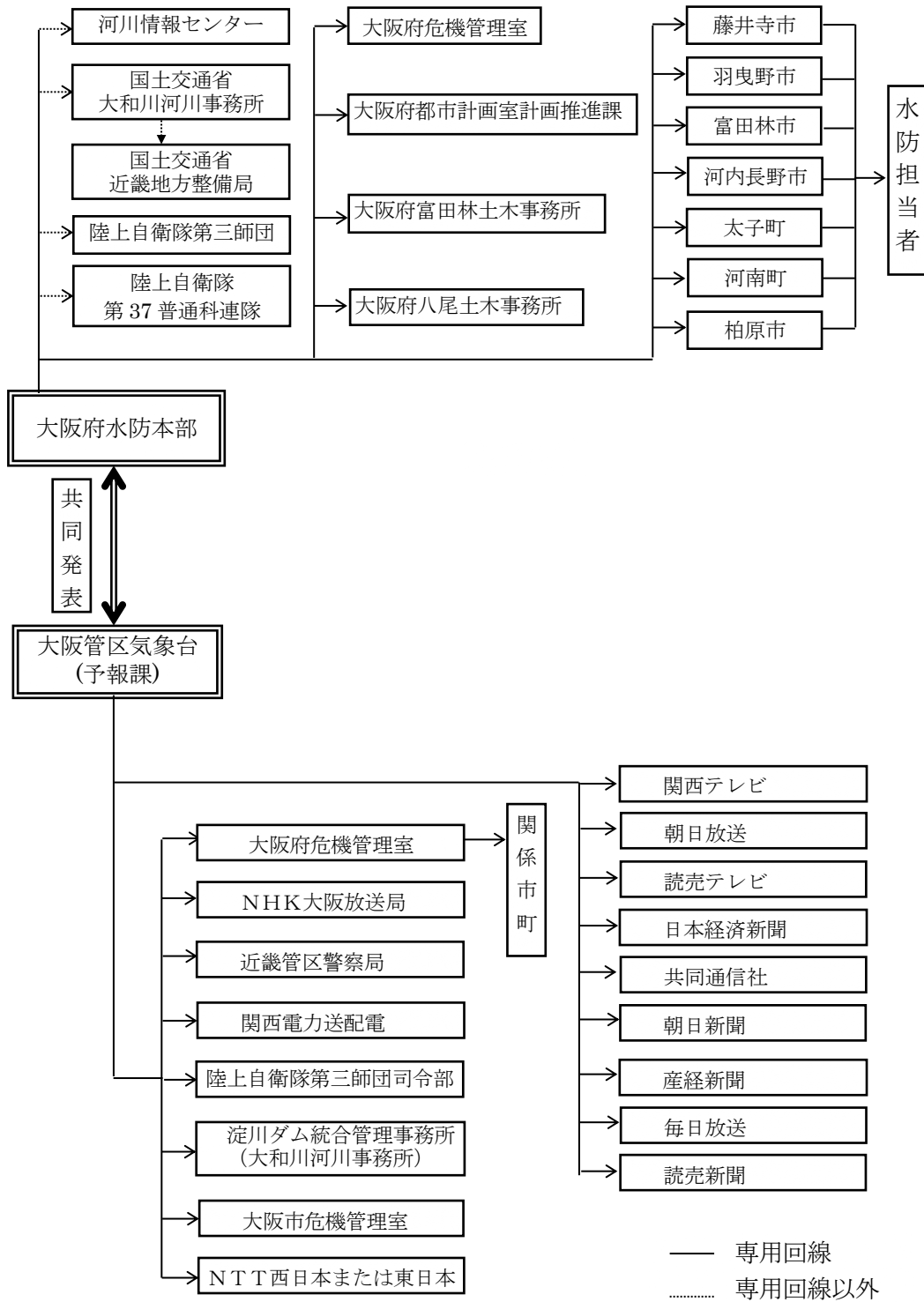
【注意報・警報の種類】

表題（種類）	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	石川洪水注意報基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報（洪水警報）	石川洪水注意報基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報（洪水警報）	石川洪水注意報基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

【大和川筋の通報水位及び警戒水位】

河川名	対象量水標	水位（m）			
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
石川	河南橋	1.3	1.6	1.8	2.1
石川	金剛大橋	1.4	2.0	2.2	2.4

【石川洪水予報通信連絡経路図】



3. 大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（大和川）

本町域には該当しないが、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同で行う。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

【注意報・警報の種類】

表題（種類）	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	大和川洪水注意報基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報（洪水警報）	大和川洪水注意報基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報（洪水警報）	大和川洪水注意報基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

第2 土砂災害警戒情報

1. 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

この時、本町は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

(1)発表基準

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(2)解除基準

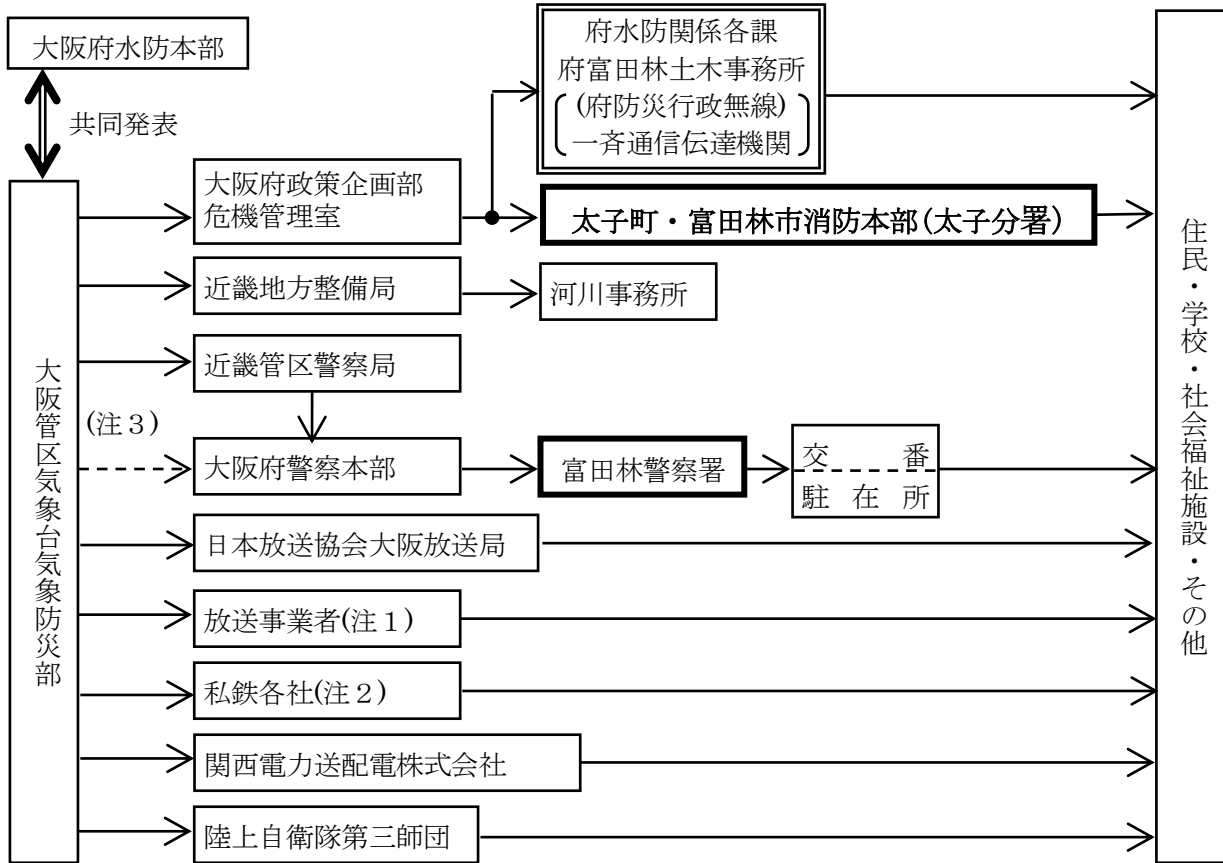
土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下廻らない場合は、災害発生の状況及び土壌雨量指数を第2タンクの下降を確認した場合に大阪府と气象台の協議の上解除する。

※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指

数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

【伝達体制】



- (注) 1 放送事業者とは、朝日報道株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の7社である。
- 3 大阪管区气象台からの伝達経路で--->及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

2. 土砂災害警戒情報の留意点

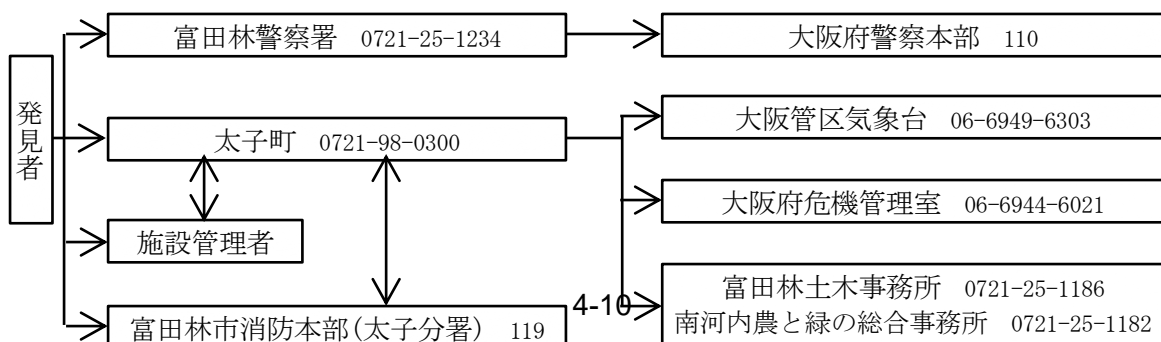
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

第3 異常現象等の通報

1. 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、遅滞なく施設管理者、町長、警察官に通報する。
2. 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長に通報する。
3. 通報を受けた町長は、直ちに関係機関に連絡し、早期にそれに対する応急対策を講ずる。
4. 通報を受けた町長は、住民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区气象台、府（大阪府政策企画部危機管理室）及び関係機関に通報するとともに、住民に対してその周知徹底を図る。
5. 異常現象の種類
 - (1) 水害に関する異常現象
 - ア) 堤防の亀裂又は欠け、崩れ
 - イ) 堤防からの溢水
 - ウ) 堤防の天端の亀裂又は沈下など
 - (2) 土砂災害（土石流）に関する異常現象
 - ア) 山鳴り
 - イ) 降雨時の川の水位の低下
 - ウ) 川の流れの濁り及び流木の混在など
 - (3) 土砂災害（地すべり）に関する異常現象
 - ア) 地面のひび割れ
 - イ) 沢や井戸水の濁り
 - ウ) 斜面からの水の吹きだしなど
 - (4) 土砂災害（がけ崩れ）に関する異常現象
 - ア) わき水の濁り
 - イ) がけの亀裂
 - ウ) 小石の落下など
 - (5) 土砂災害（山地災害）に関する異常現象
 - ア) わき水の量の変化（増加又は枯渇）
 - イ) 山の斜面を水が走る
6. ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあることを認めたときは、直ちに町長に通報しなければならない。
7. 町長は前項の通報を受けたときは、ただちに富田林警察署に通報する。なお、必要に応じ富田林土木事務所・南河内農と緑の総合事務所に通報する。
8. 異常現象等通報伝達系統図



第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：危険な場所から高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備え防災マップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短期時間予報）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

第5 住民への周知

- 1 近畿地方整備局、大阪管区气象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。
- 2 大阪管区气象台は、台風等による暴風時や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、暴風警報や竜巻注意情報等の暴風や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。
- 3 府は、日本放送協会（大阪拠点放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて緊急警報放送を要請する。
特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。なお、竜巻注意情報については、大阪府によるポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。
- 4 本町は、防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。
- 5 本町は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。
また、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、本町の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。
- 6 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第2節 組織動員

実施機関	各部共通
------	------

本町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、組織動員体制は、「災害・動員配備マニュアル」の定めるところによる。

第1 組織計画

町域に災害が発生(又は発生するおそれのある)した場合、太子町災害対策本部条例(改正平成24年9月28日条例第12号)の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

なお、本部を設置するに至らない災害にあっても必要に応じて本部に準じた体制を整え、事態に対処する。また、府が現地対策本部を設置した場合、それらと連携を図り、応急対策にあたる。

1. 事前警戒体制の設置及び廃止の基準

(1)設置の基準

- ア) 暴風、大雨及び洪水警報等が発表されたとき。
- イ) 降雨量、水位等の観測状況から見て、災害の発生のおそれがあり、災害警戒本部の設置にいたらないものの、災害応急対策をとる必要があると認められたとき。
- ウ) その他必要により町長が認めたとき。

(2)廃止の基準

- ア) 町内において災害のおそれが解消したとき。
- イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき。
- ウ) 災害警戒対策本部が設置されたとき。
- エ) その他町長が適当と認めたとき。

2. 事前警戒体制の組織及び業務

(1)事前配備体制の組織

政策総務部は収集した情報に基づき、災害の予防、事前警戒体制等について具体的な対策を定め、町長と協議を行い、必要に応じ関係各部の部長を招集し、事前警戒体制を整える。

(2)事前配備体制の業務

災害警戒本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- ア) 気象情報等の収集・伝達に関すること。
- イ) 職員の配備に関すること。
- ウ) 関係機関との連絡連絡に関すること。
- エ) 災害危険箇所等の巡視
- オ) 災害警戒本部の設置の必要性に関すること。
- カ) 防災資機材の点検、準備

3. 災害警戒本部の設置及び廃止の基準

(1)設置の基準

- ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

- イ) 石川に、氾濫危険情報が発表されたとき。
- ウ) 小規模な災害が発生したとき、または降雨量、水位等の観測状況から見て、発生のおそれがあるとき。
- エ) その他必要により副町長が認めたとき。

(2)廃止の基準

- ア) 町域において災害のおそれが解消したとき。
- イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ウ) 災害対策本部が設置されたとき。
- エ) その他副町長が適当と認めたとき。

4. 災害警戒本部の組織及び業務

(1)災害警戒本部の組織

- ア) 警戒本部長には、副町長を、副本部長には、政策総務部長、まちづくり推進部長を充てる。
- イ) 警戒本部員には、健康福祉部長、教育次長、自治防災課長を充てる。

(2)災害警戒本部の業務

- 災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。
- ア) 情報の収集・伝達に関すること。
 - イ) 職員の配備に関すること。
 - ウ) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - エ) 災害対策本部の設置の必要性に関すること。
 - オ) 災害応急対策に関すること。

5. 災害対策本部の設置及び廃止の基準

(1)設置の基準

A号配備

- ア) 中規模または大規模な災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき。
- イ) 石川に、氾濫発生情報が発表されたとき。
- ウ) その他必要により町長が認めたとき。

B号配備

- ア) 大規模な災害が発生したとき、または発生のおそれがあるとき。
- イ) その他必要により町長が認めたとき。

(2)設置場所

災害対策本部は、太子町役場庁舎3階第1会議室に配置する。ただし、庁舎が被災したときは、適切な公共施設に設置する。この場合は、各関係機関に防災行政無線等により周知する。

(3)廃止の基準

- ア) 町内において災害のおそれが解消したとき。
- イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ウ) その他町長が適当と認めたとき。

(4)本部の設置及び廃止の通知

町長は災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちにその旨を知事及び防災関係機関に通知する。また、職員の周知を要するものは、防災行政無線、庁内放送等により速やかに周知徹底を図る。

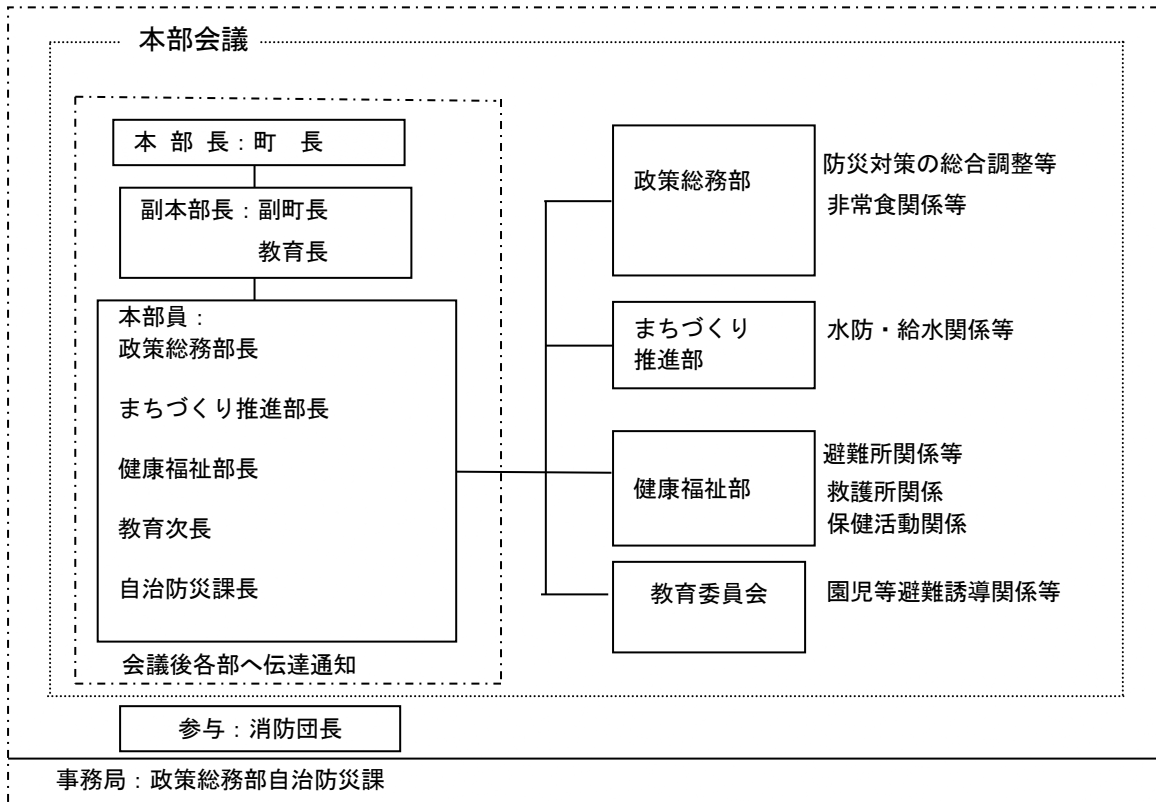
6. 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア) 本部長には、町長を充てる。また、町長に事故あるとき等については副本部長を充てる。(副町長、教育長の順)
- イ) 副本部長には副町長、教育長を充てる。
- ウ) 本部会議は、本部長・副本部長及び下記職の本部員をもって充てる。

【太子町災害対策本部】



(2) 災害対策本部会議

災害対策を実施するための意思決定機関として、本部会議を設置し、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。本部会議は、本部長が招集し、次の方針について決定し、その実施を推進する。

- ア) 災害予防、災害応急対策、復旧の推進に関すること。
- イ) 災害対策本部の設置、廃止に関すること。
- ウ) 配備体制の決定に関すること。
- エ) 府、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。
- オ) 府の現地災害対策本部との連携に関すること。
- カ) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- キ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- ク) 住民の避難誘導の決定に関すること。
- ケ) その他災害に関する重要な事項。

(3)対策の実施

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第1節組織動員/第1組織計画/4. 災害対策本部の組織及び運営/(4)対策の実施 に同じ。]

7. 災害対策本部業務分担表

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第1節組織動員/第1組織計画/5. 災害対策本部業務分担表 に同じ。]

第2 配備計画

災害が発生するおそれがある場合又は、発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による配備体制をとる。

【町災害対策本部等各部配備人員及び配備の基準】

	配備区分	配備基準	配備内容
事前警戒態勢	事前配備 1	1. 暴風・大雨・洪水警報等が発表されたとき。 2. 石川に、氾濫注意情報が発表されたとき。 3. その他必要により、政策総務部長が認めたとき	動員人数 19 人
	事前配備 2	1. 町域に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂キキクル（危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合で、さらに降雨が継続すると予測される場合。 2. 石川に、氾濫警戒情報が発表されたとき 3. 町域で大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い場合 4. 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5. その他必要により、政策総務部長が認めたとき。	動員人数 32 人
災害警戒本部	警戒配備	1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2. 石川に、氾濫危険情報が発表されたとき。 3. 小規模な災害の発生及び発生のおそれがあるとき 4. その他必要により、副町長（災害警戒本部長）が認めたとき。	小規模の災害応急対策を実施する体制 動員人数 62 人
災害対策本部	A号配備	1. 石川に、氾発生情報が発表されたとき。 2. 中規模な災害の発生及び発生のおそれがあるとき 3. その他必要により、町長（災害対策本部長）が認めたとき。	中規模の災害応急対策を実施する体制 動員人数 80 人
	B号配備	1. 大規模な災害の発生及び発生のおそれがあるとき 2. その他必要により、町長（災害対策本部長）が認めたとき。	町の全力をあげて、災害応急対策を実施する体制 全職員を導入

第3 動員計画

1. 災害時における職員の服務

- (1) 職員はこの計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 勤務時間外においても、職員は配備指令が出されたときは、配備基準に従い速やかに所定の場所に参加しなければならない。

2. 配備指令の決定

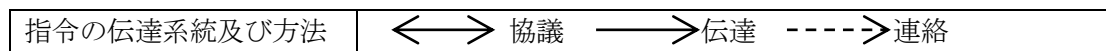
職員の配備は前項の配備基準に従い町長が決定し、指令を発する。

3. 指令の伝達系統及び方法

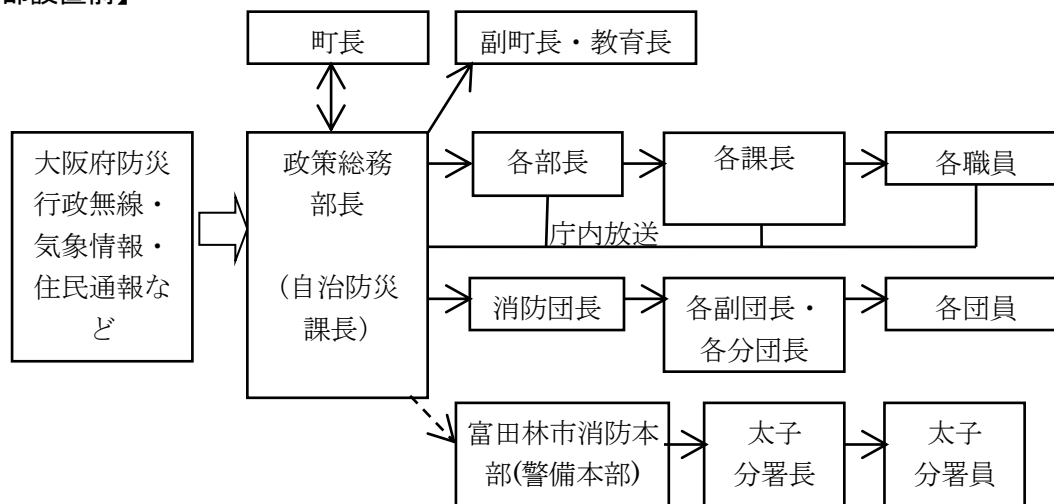
(1) 勤務時間内の伝達

町域において災害発生若しくは発生のおそれのある情報を覚知したときは、直ちに政策総務部長（不在の場合は自治防災課長）は町長と組織体制について協議を行ない、各部長へ連絡し、各部長は各課長を経て各職員に伝達する。

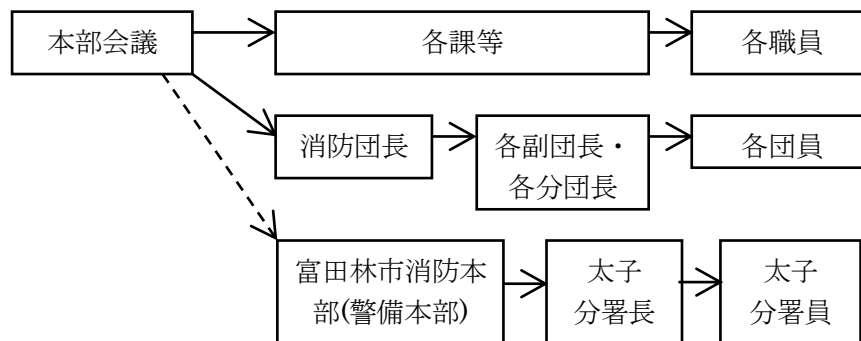
災害警戒本部、災害対策本部が設置されたときは、庁内放送・防災行政無線等により全職員に配備体制を伝達し、速やかに実働体制を整え、防災活動を実施する。



【本部設置前】



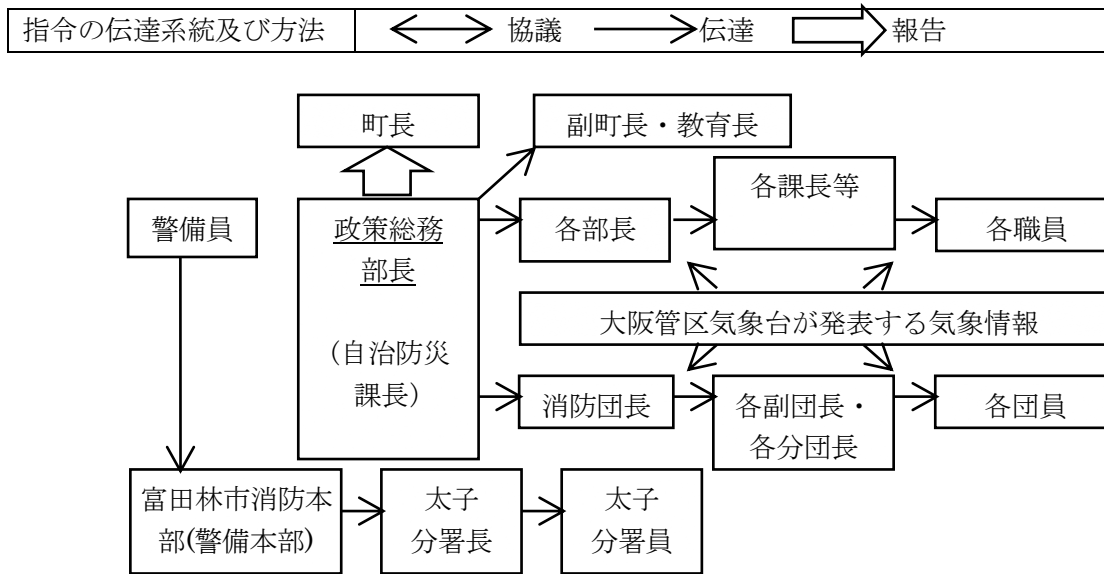
【本部設置後】



(2) 勤務時間外の伝達

配備基準に応じた動員配備となるが、政策総務部長（不在の場合は自治防災課長）は、

電話連絡可能な場合、本庁舎の警備員から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各部長に連絡する。各部長は各課長等を経て各職員に伝達する。停電等によって気象予警報等が確認できない場合は、職員各自の判断によって自主参集する。



4. 各課の動員

- (1) 各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ各配備基準の指令ごとに出勤職員を定め、各職員に徹底しておく。
- (2) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため、連絡責任者及び連絡順序等を定めておく。

5. 勤務時間外の体制の確立

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。

- (1) 庁舎の警備員は、富田林市消防本部（太子分署）の協力を得て、情報収集にあたりとともに住民からの通報等による被害情報の収受も行う。
- (2) 富田林市消防本部（太子分署長）は町域に被害が発生した場合には、速やかに庁舎の警備員に連絡するとともに、職員登庁までの間、情報収集等、必要な措置を講じる。
- (3) 町長があらかじめ指名した職員（緊急非常配備要員）及び自治防災課職員は、速やかに自主参集し、本部体制が確立できるよう富田林市消防本部（太子分署）と連携して、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

【自主参集の基準】

気象警報（暴風・大雨・洪水警報等）が発表された場合は、事前配備1要員が参集。
土砂災害警戒情報が発表された場合は、警戒配備要員が参集する。

6. 職員の参集

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第1節組織動員/第3動員計画/6. 職員の参集 に同じ。]

7. 福利厚生

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第1節組織動員/第3動員計画/7. 福利厚生 に同じ。]

8. 防災会議の開催

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第1節組織動員/第3動員計画/8. 防災会議の開催 に同じ。]

第3節 警戒活動

実施機関	本部事務局、政策総務部、まちづくり推進部、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、府道路公社、近畿日本鉄道株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）
------	--

本町及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 気象観測情報の収集伝達

本町は、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1. 気象情報等の収集

大阪管区气象台が発表する気象予警報等を収集するとともに、府防災情報システム等を活用し、気象情報を把握する。又、土石流雨量については、管内の土石流雨量監視局（設置場所：地域整備課）・観測局（設置場所：東條 山田2424番地）の情報を把握する。

2. 雨量の把握

管轄雨量観測所の正確な雨量の把握に努める。（観測所名：北今池、東條、役場庁舎）

3. 河川、ため池水位の把握

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報等を受けたときは、水位を観測し、本町に通報しなければならない。
- (2) ため池管理者はその管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨、地震により溢水、決壊のおそれがある察知したときは、直ちに本町に通報しなければならない。
- (3) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、本町に水位状況を通報しなければならない。

第2 水防活動

本町は河川、水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限にするため、関係機関と連携して適切な水防活動を実施する。また、その際には水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1. 河川、ため池の監視、出動

(1) 警戒基準

- ア) 河川、ため池の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがある場合。
- イ) 知事が指定する河川（石川）において水防警報の「準備段階」が発せられたとき。
- ウ) その他水防上必要があると認められるとき。

(2) パトロール

まちづくり推進部は河川、ため池等を巡視し、水位、堤防等の状況、点検、監視を行う。

(3) 出動基準

- ア) 河川の水位が警戒水位に達したとき。
- イ) 知事が指定する河川（石川）において水防警報の「出動段階」が発せられたとき。
- ウ) 水防管理者等からの要請を受けたとき。
- エ) その他水防上必要があると認められるとき。

2. 応急措置

- (1) 地域整備課は水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- (2) 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- (3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防活動を開始すると共に水防施設の管理者及び富田林土木事務所他関係機関へ連絡・通報する。
 - ア) 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ) 堤防からの溢水状況
 - ウ) 樋門の水漏れ
 - エ) 橋梁等構造物の異常
 - オ) ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (4) 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。
- (5) 必要に応じて、委託した民間事業者及び太子町災害活動支援隊により水防活動を実施する。

3. 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には町内業者あるいは富田林土木事務所から調達を行う。

第3 土砂災害警戒活動

本町は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1. 警戒活動の基準

(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

- ア) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 - 第1次警戒体制：予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時
 - 第2次警戒体制：土砂災害警戒情報を発表時
- イ) 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域
 - ア) を参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大阪府と大阪管区气象台が共同して、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し発表する。

発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合に発表される。

2. 警戒活動の内容

(1) 第1次警戒体制

- 災害警戒本部体制で警戒活動を行なう。
- ア) 各危険箇所の前兆現象の把握に努める。
 - イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。
 - ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2)第2次警戒体制

災害対策本部体制で警戒活動を行なう。

ア) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

3. 斜面判定制度の活用

必要に応じて、大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所(point)の点検巡視を行う。

4. 情報交換の徹底

本町、大阪府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第4 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1)上水道、下水道

ア) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ) 応急対策用資機材の確保

(2)電力（関西電力送配電株式会社）

ア) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ) 応急対策用資機材の確保

(3)電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）等）

ア) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ) 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ) 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ) その他安全上必要な措置

(4)ガス（大阪ガス株式会社）

ア) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ) 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ) ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

2. 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1)鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

ア) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2)道路施設（町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、府道路公社）

ア) 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

第5 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び本町は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第4節 避難誘導・避難所開設

実施機関 健康福祉部

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、本町は「太子町避難行動要支援者支援プラン」に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 防災気象情報等の利用

避難指示等の発令に向けて、利用可能な気象防災情報として次のようなものがある。

1. 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種類	発表間隔	特徴
気象状況の監視	気象レーダー	5分ごと	半径300～400kmの範囲内の雨や雪を観測
	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせて降水量分布を1km四方の細かさで解析
気象状況の予報	大雨警報・注意報	随時	市町村単位で発表される
	天気予報	1日3回	発表単位は大阪府
	降水短時間予報	30分ごと	6時間先までの各1時間降水量を1km四方の細かさで予測
	降水ナウキャスト	5分ごと	1時間先までの5分ごとの降水の強さを1km四方の細かさで予測

※実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキャスト」を、1時間先から6時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

2. 防災情報提供システム

気象庁では、発表されている防災気象情報を町の防災担当者が分かりやすく見ることができるよう、防災情報提供システムによるインターネットの専用ページを設けており、一般閲覧より詳細な情報が利用できる。

3. ホットライン

大阪管区気象台は、地域の災害特性、気象特性等を踏まえつつ、最新の気象状況や気象の見通しなどを、町とのホットラインにより解説することで、町の避難指示等の判断を支援する。

第2 緊急安全確保、避難指示

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。この時、その通信のため特別の必

要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者に求める。

また、「太子町避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

1. 指示者

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
町長 (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

2. 緊急安全確保、避難指示の一般的基準

本町は、避難指示等にあたり、土砂災害に対する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づくこととする。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂する。

避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の

方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。土砂災害に係る避難指示等の解除にあたっては、国土交通大臣又は知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。

【避難指示等の標準的な意味合い】

	発令の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等 避難	・災害発生の可能性があり、避難指示が発表されることが予想される状況	・高齢者等※1は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
警戒レベル4 避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
警戒レベル5 緊急安全 確保	・災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	・命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその避難を支援する者

(1)警戒レベル3 高齢者等避難

避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断、伝達マニュアル」等に基づき、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等に居住する高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の住民等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに立退き避難を完了すること。

また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

住民に対する伝達事項は下記のとおりとする。

- ア) 高齢者等が避難をすべき理由
- イ) 危険な区域
- ウ) 避難先、避難方法、持ち物や服装
- エ) 戸締り、火の始末等注意事項
- オ) 避難行動要支援者への対応

(2)警戒レベル4 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める住民等に対し発令される情報である。住民等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに立退き避難を完了することが期待できる。

住民に対する伝達事項は下記のとおりとする。

- (a) 指示者
- (b) 避難すべき理由
- (c) 避難対象地域
- (d) 避難先
- (e) 避難経路
- (f) 避難時の注意事項

(3)警戒レベル5 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況、即ち住民等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、未だ危険な場所にいる住民等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し発令される情報。

3. 住民などに対する避難の周知方法

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第8節避難誘導/第1避難の指示/3. 住民などに対する避難の周知方法 に同じ。]

4. 指定緊急避難場所の開設及び避難

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第8節避難誘導/第1避難の指示/4. 指定緊急避難場所の開設及び避難 に同じ。]

5. 避難者の誘導

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第8節避難誘導/第1避難の指示/5. 避難者の誘導 に同じ。]

6. 避難路の確保

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第8節避難誘導/第1避難の指示/6. 避難路の確保 に同じ。]

7. 学校等の施設管理者

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第8節避難誘導/第1避難の指示/7. 学校等の施設管理者 に同じ。]

第3 警戒区域の設定

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第8節避難誘導/第2警戒区域の設定 に同じ。]

第4 避難所の開設・運営

本町は、避難指示により緊急避難の必要のある住民や災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、

生活環境の確保が図られるよう努める。

[第2編災害予防対策/第2章災害応急対策・復旧対策への備え/第7節避難受入れ体制の整備/第3指定避難所の指定、整備/避難所一覧表 に同じ。]

1. 指定避難所、福祉避難所の開設

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第4節指定避難所の開設・運営/第1指定避難所、福祉避難所の開設 に同じ。]

2. 指定避難所の管理、運営

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第4節指定避難所の開設・運営/第2指定避難所の管理、運営 に同じ。]

3. 指定避難所の閉鎖

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第4節指定避難所の開設・運営/第2指定避難所の管理、運営/3. 避難所の閉鎖 に同じ。]

第5 避難所の早期解消のための取組み等

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第4節指定避難所の開設・運営/第3避難所の早期解消のための取組み等 に同じ。]

第5節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第5節避難行動要支援者への支援/第1避難行動要支援者の被災状況の把握等 に同じ。]

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第5節避難行動要支援者への支援/第2被災した避難行動要支援者への支援活動 に同じ。]

第6節 広域一時滞在

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第6節広域一時滞在 に同じ。]

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報収集報告計画

実施機関	各部共通
------	------

本町をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度などを勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間、発信者のなどの属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達

災害発生後、直ちに町防災行政無線、町消防無線及び大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。

1. 調査方法

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第2節災害情報の収集伝達/第1情報収集伝達/3.被害状況等の収集及び報告/(1)調査方法 に同じ]

2. 被害状況の把握

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第2節災害情報の収集伝達/第1情報収集伝達/3.被害状況等の収集及び報告/(2)被害状況の把握 に同じ]

3. 被害状況等の報告基準

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第2節災害情報の収集伝達/第1情報収集伝達/3.被害状況等の収集及び報告/(3)被害状況等の報告基準 に同じ]

4. 府及び国への報告

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第2節災害情報の収集伝達/第1情報収集伝達/3.被害状況等の収集及び報告/(4)府及び国への報告 に同じ]

第2 異常現象発見時の通報

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第2節災害情報の収集伝達/第2異常現象発見時の通報 に同じ]

第3 通信手段の確保

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第2節災害情報の収集伝達/第3通信手段の確保 に同じ]

第2節 オペレーション体制

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第1節オペレーション体制 に同じ。]

第3節 住民等からの問い合わせ

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第2節住民等からの問い合わせ に同じ。]

第4節 災害救助法の適用

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第3節災害救助法の適用 に同じ。]

第5節 災害広報・公聴計画

実施機関	政策総務部
------	-------

本町をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

第1 災害広報

本町は平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ア) 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- イ) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ) 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 風水害発生直後の広報

- ア) 気象等の状況
- イ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ) 土砂災害（二次的災害）の危険性 等

(3) その後の広報

- ア) 被災状況とその後の見通し
- イ) 被災者のために講じている施策
- ウ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- エ) 医療機関などの生活関連情報
- オ) 交通規制情報
- カ) 義援物資等の取扱いなど

2. 広報の方法

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第3節災害広報・公聴計画/第1災害広報/2. 広報の方法 に同じ。]

3. 災害時の広報体制

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第3節災害広報・公聴計画/第1災害広報/3. 災害時の広報体制 に同じ。]

第2 報道機関との連携

本町をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

なお、広報にあたっては、障がい者、外国人、避難行動要支援者といった要配慮者に配慮した広報を行う。

第3 広聴活動の実施

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第3節災害広報・公聴計画/第3公聴活動の実施 に同じ。]

第6節 広域応援等の要請・受入れ

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第4節広域応援等の要請・受入れ に
同じ。]

第7節 自衛隊の災害派遣要請

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第5節自衛隊の災害派遣要請 に同
じ。]

第8節 救助・救急活動

実施機関	政策総務部、富田林市消防本部（太子分署）、消防団、富田林警察署
------	---------------------------------

本町は、富田林市消防本部（太子分署）、太子町消防団、府、警察署及び自衛隊と連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

富田林市消防本部（太子分署）は、災害に伴う二次災害を防止するなど、被害の軽減を図る救助・救急活動を「富田林市消防本部非常警備計画」及び「富田林市救急業務計画」等に基づき、迅速かつ的確に実施する。

第1 町・富田林市消防本部（太子分署）

1. 災害発生状況の把握

被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2. 非常配備体制の確立

(1) 災害発生後直ちに救急・消防業務を委託している富田林市消防本部（太子分署）、太子町消防団、富田林警察署及び防災関係機関と密接な連携のもとに、配備した町職員とともに非常配備体制を整える。

なお、富田林市消防本部（太子分署）は気象警報が発表された場合、災害に伴う被害の軽減を図るため、「富田林市消防本部非常警備計画」に基づき速やかに非常警備体制を確立する。なお、非常配備区分は、気象状況、災害発生状況により発令される。

【富田林市消防本部（太子分署）職員の風水害配備体制】

配備の区分	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
発令動員	署長又は副署長 及び当務員 2人	毎日勤務及び当 務日にあたる週 休並びに休暇取 得管理職、分署 長、当務員 6人	全ての毎日勤務 者、当務日にあ たる週休及び休 暇取得者、当務 員 20人	全消防職員

(2) 消防職員の自主参集：富田林市消防本部（太子分署）職員は、非常警備発令の可能性が十分にあると判断したときは、自発的に参集し、非常配備体制の確立に努める。

3. 救助・救急活動

富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、富田林市消防本部（太子分署）及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、救命効果の高い活動を優先して実施する。

4. 相互応援

(1) 富田林市消防本部（太子分署）単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、他の市町村及び府などに応援を要請する。

(2) 本町が被災しなかった場合においても、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基

づき、被災市町村から火災の状況、地理、水利を得て、速やかに応援を行う。

☆消防・相互応援協定

- 1 大阪府中ブロック消防相互応援協定
- 2 大阪府下広域消防相互応援協定
- 3 南阪奈道路消防相互応援協定

☆林野火災消防相互応援協定

- 1 阪奈(金剛、葛城、生駒山系)林野火災消防相互応援協定

☆災害相互応援協定

- 1 中河内・南河内地域災害相互応援協定
- 2 聖徳太子ゆかりの町災害時相互応援に関する協定

☆航空消防応援協定

- 1 大阪市、太子町航空消防応援協定

第2 消防団

1. 消防団の活動

(1) 団本部

災害時における消防団の本部は、災害対策本部（本部設置前：政策総務部自治防災課）に設置し、団長、副団長及び若干名の分団員をもって運営する。災害発生後直ちに団本部は町防災行政無線等により招集及び参集要請を行なう。なお、団長が到着しない段階においては、先着上位の副団長が指揮する。また、団長に事故あるときは、あらかじめ定める順位にしたがい最上位の副団長が団長の職務を代行する。

(2) 招集及び参集

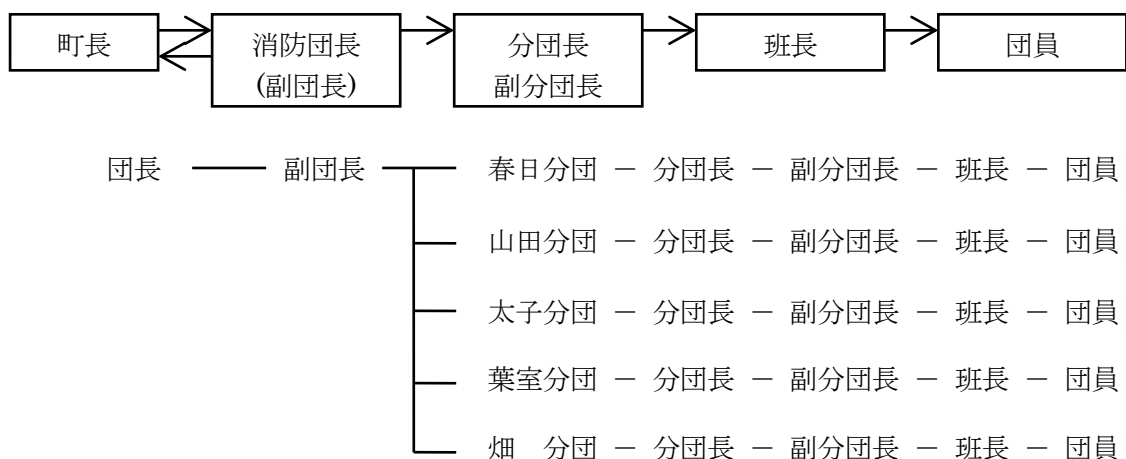
災害発生の初期においては、各分団が受け持ち区域を優先して出動し、以後消防団長の命に従う。

2. 救急救助

(1) 消防団は、富田林市消防本部、富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、住民と一体となって要救助者の救出を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(2) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

【指揮伝達系統】



第3 富田林警察署

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第6節消火・救助・救急活動/第3 富田林警察署 に同じ。]

第4 各機関による連絡会議の設置

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第6節消火・救助・救急活動/第4 各機関による連絡会議の設置 に同じ。]

第5 自主防災組織

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第6節消火・救助・救急活動/第5 自主防災組織 に同じ。]

第6 惨事ストレス対策

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第6節消火・救助・救急活動/第6 惨事ストレス対策 に同じ。]

第9節 医療救護活動

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第7節医療救護活動 に同じ。]

第10節 交通規制・緊急輸送活動

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、富田林警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府
------	--

本町をはじめ防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

富田林警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第1 緊急交通路の確保

1. 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第10節交通規制・緊急輸送活動/第1緊急交通路の確保/1.大地震発生直後の緊急交通路の確保(第1次交通規制) に同じ。]

2. 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）と関係機関の役割

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第10節交通規制・緊急輸送活動/第1緊急交通路の確保/2.災害応急対策実施のための緊急交通路の確保(第2次交通規制)と関係機関の役割 に同じ。]

3. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第10節交通規制・緊急輸送活動/第1緊急交通路の確保/3.警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 に同じ。]

第2 交通規制の実施

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第10節交通規制・緊急輸送活動/第2交通規制の実施 に同じ。]

第3 地域緊急交通路の整備

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第10節交通規制・緊急輸送活動/第3地域緊急交通路の整備(地域緊急交通路の選定) に同じ。]

第4 緊急輸送

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第10節交通規制・緊急輸送活動/第4緊急輸送 に同じ。]

第11節 公共土木施設等・建築物応急対策

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部
------	----------------

本町をはじめ防災関係機関は、大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設など）

1. 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、ため池等管理者、富田林市消防本部（太子分署）は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長、富田林警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 水防管理者（町長）、ため池等管理者、富田林市消防本部（太子分署）は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2. 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 本町及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 府、本町及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 府、本町及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び本町は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3. その他公共土木施設

- (1) 本町及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 府、本町及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 府、本町及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4. 土砂災害危険箇所

本町は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。府は、町の派遣要請に基づき、大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

第2 建築物

1. 公共建築物

建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物（宅地）

本町は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請する。

本町は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知すると共に危険な宅地の使用者に使用中止を勧める等、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設）

1. 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。そして、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な避難誘導措置を講ずる。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質

1. 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2. 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第12節 ライフラインの確保

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪広域水道企業団、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社（関西支店）、大阪ガス、大阪府エルピーガス協会（南河内南支部）
------	---

本町及びライフライン事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第11節ライフラインの緊急対応/第1被害状況の報告 に同じ。]

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。なお、生じた被害により本町域に影響を与える被害状況については、町にも報告する。

第2 各事業者における対応

1. 上水道（大阪広域水道企業団）

(1) 応急給水及び復旧

- (1) 町域内に震度5弱以上を観測した場合には、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と協力し、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (2) 各配水池を拠点とし、かつ、大阪広域水道企業団の水道送水管路に設置された「あんしん給水栓」を活用し、給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- (3) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(2) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2. 下水道（太子町）

(1) 応急措置

- ア) 停電等によりマンホールポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機によるポンプ運転等の措置を取る。
- イ) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ウ) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、富田林市消防本部（太子分署）、富田林警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急措置及び復旧

- ア) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

- イ) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。
- ウ) 一般廃棄物処理業者・建設機器リース業者等との協力体制の整備。

(3)広報

- ア) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3. 電力(関西電力送配電株式会社)

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第10節ライフラインの確保/第5電力(関西電力送配電株式会社) に同じ。]

4. 電気通信(西日本電信電話株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支社))

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第10節ライフラインの確保/第6電気通信(西日本電信電話株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支社) に同じ。]

5. ガス(大阪ガス株式会社、大阪府エルピーガス協会(南河内南支部))

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第10節ライフラインの確保/第7ガス(大阪ガス株式会社、大阪府エルピーガス協会(南河内南支部) に同じ。]

第13節 交通の安全確保

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、大阪府、富田林警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、府道路公社、近畿日本鉄道株式会社
------	---

鉄軌道、道路等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第12節交通の安全確保 に同じ。]

第2 交通の機能確保

1. 障害物の除去

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第11節障害物の除去 に同じ。]

2. 各施設管理者における復旧

[第3編地震災害応急対策/第1章発災直後の活動/第12節交通の安全確保/第2各施設管理者における対応 に同じ。]

第14節 農林関係応急対策

実施機関	まちづくり推進部
------	----------

本町及び大阪南農業協同組合は、災害時において農林施設の被害を早期に調査し、連携して農林業に関する応急対策を講ずる。

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第12節農林関係応急対策 に同じ。]

第15節 災害救助法の適用

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第3節災害救助法の適用 に同じ。]

第16節 緊急物資の供給

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、健康福祉部、教育委員会、大阪広域水道企業団
------	--------------------------------------

本町は家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

なお、被災地でのニーズは時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府及び物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

第1 給水活動

災害のため水道施設の破損あるいは飲料水の汚染又は枯渇した場合等に飲料水を得ることができない者に対する給水活動に関し、次のとおり定め、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して速やかな給水に努める。

1. 水源の確保

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第7節緊急物資の供給/第1給水活動/1. 水源の確保 に同じ。]

2. 給水の実施

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第7節緊急物資の供給/第1給水活動/2. 給水の実施 に同じ。]

3. 給水方法

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第7節緊急物資の供給/第1給水活動/3. 給水方法 に同じ。]

第2 食料の供給

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第7節緊急物資の供給/第2食料の供給 に同じ。]

第3 生活必需品の供給

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第7節緊急物資の供給/第3生活必需品の供給 に同じ。]

第17節 保健衛生活動

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第8節保健衛生活動 に同じ。]

第18節 社会秩序の維持

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第9節社会秩序の維持 に同じ。]

第19節 住宅の応急確保

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第13節住宅の応急確保 に同じ。]

第20節 応急教育等

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第14節応急教育等 に同じ。]

第21節 遺体対策

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第15節遺体対策 に同じ。]

第22節 自発的支援の受入れ

[第3編地震災害応急対策/第2章応急復旧期の活動/第16節自発的支援の受入れ に同じ。]

第5編 その他災害応急対策

第1節 林野火災等応急対策

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、富田林市消防本部（太子分署）、消防団
------	-----------------------------------

本町及び防災関係機関は、林野において火災の発生のおそれがある場合は、火災警報活動を実施するとともに大規模な林野等における火災が発生した場合には、相互に連携し、的確な消火活動等を実施する。

第1 火災の警戒

1. 火災気象通報

大阪管区气象台から府への通報は、気象情報伝送処理システム（アデス）から大阪府防災情報システム（0-DIS）に伝送することによって実施し、その後、大阪府から市町村へ伝送する。

通報基準は、大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とし、毎日5時頃に、通報基準に該当すると予想される場合は、注意すべき事項を付加して翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報し、これを以て火災気象通報とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

また、直前の通報内容と異なる乾燥注意報または強風注意報を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

2. 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けた場合又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

3. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで富田林市消防本部（太子分署）が指示する火の使用制限に従う。

4. 住民への周知

本町は町防災行政無線、広報などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などと連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第2 林野火災

1. 通報基準

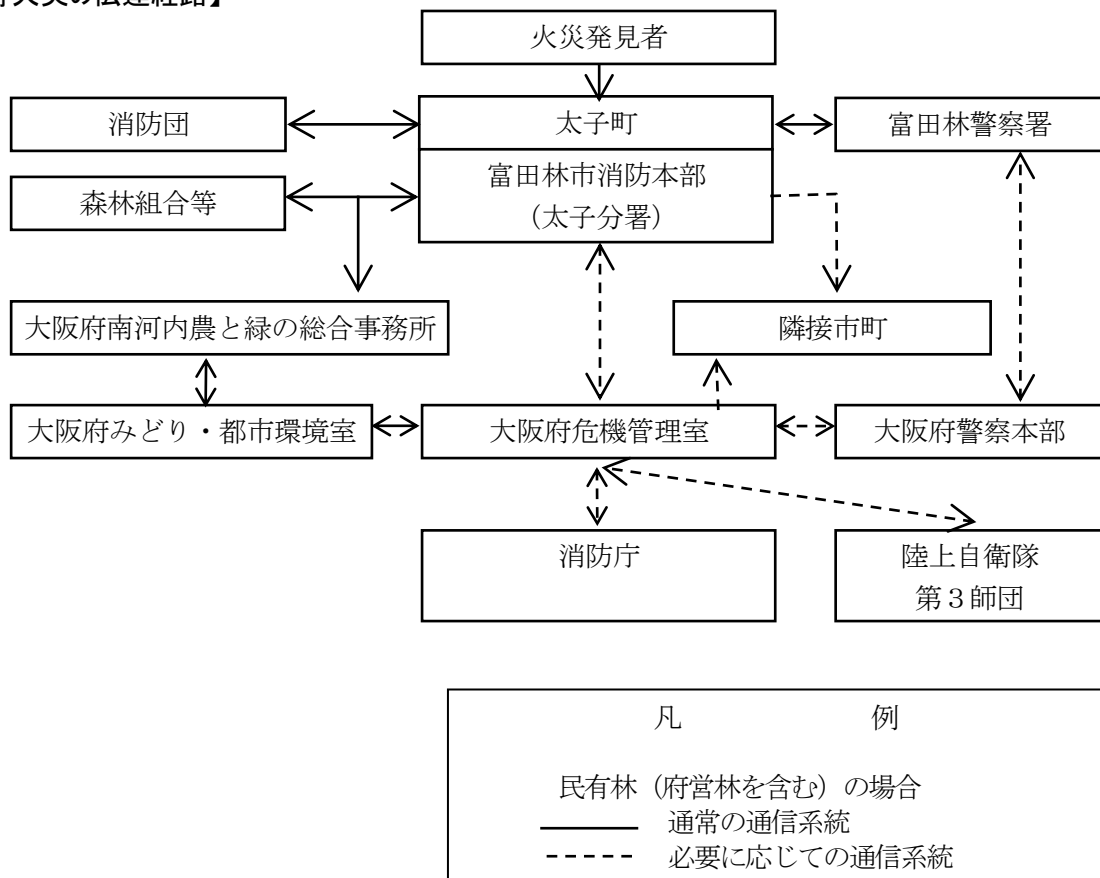
本町及び富田林市消防本部は、火災の規模等が以下に示す府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

2. 伝達経路

林野火災発見からの伝達経路は次のとおりである。

【林野火災の伝達経路】



3. 活動体制

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

(1) 現地指揮本部の設置

- ア) 林野火災発生 of 通報があった場合、本町及び富田林市消防本部は直ちに現地指揮本部を設置し、富田林警察署等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- イ) 火災規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- ウ) 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定等に基づく隣接市等への応援出動準備の要請を行う。

(2) 町林野火災対策本部の設置

- ア) 隣接市等に応援要請を行った場合は、林野火災対策本部を設置する。
- イ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。
- ウ) 警戒区域、交通規制区域の指定を行う。
- エ) 大阪市消防局航空隊に対し空中消火の要請を行うか、又は知事へ依頼する。
- オ) 火災規模等を勘案して、知事に対する広域航空消防の応援要請又は自衛隊派遣要請の要求を検討する。
- カ) 応援部隊の受入れを準備する。

第3 市街地火災

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、人命救助を他の活動に優先しつつ、必要な措置又は対策を実施する。

1. ガス漏洩事故

- (1)消防活動体制の確立
- (2)ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3)火災警戒区域の設定
- (4)避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察（富田林警察署）等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5)救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6)ガスの供給遮断

ア) ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ) 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2. 火災等

富田林市消防本部（太子分署）は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1)救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2)活動時における情報収集、連絡
- (3)排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4)浸水、水損防止対策

3. 広域応援体制

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動ができない場合には、府及び隣接市町村等に応援を要請し、相互に密接な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

第2節 危険物等災害応急対策

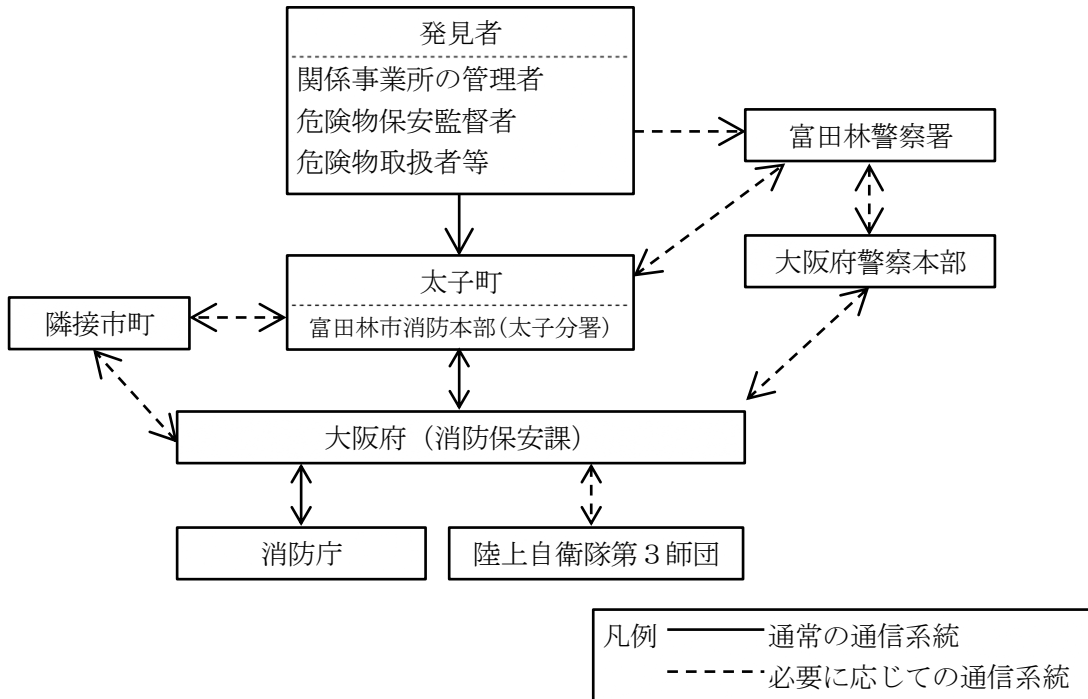
実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、富田林市消防本部（太子分署）、消防団
------	-----------------------------------

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1. 本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
2. 本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
3. 本町及び富田林市消防本部（太子分署）は施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
4. 町長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて隣接市町村長に対し応援を要請する。

【通報連絡体制】

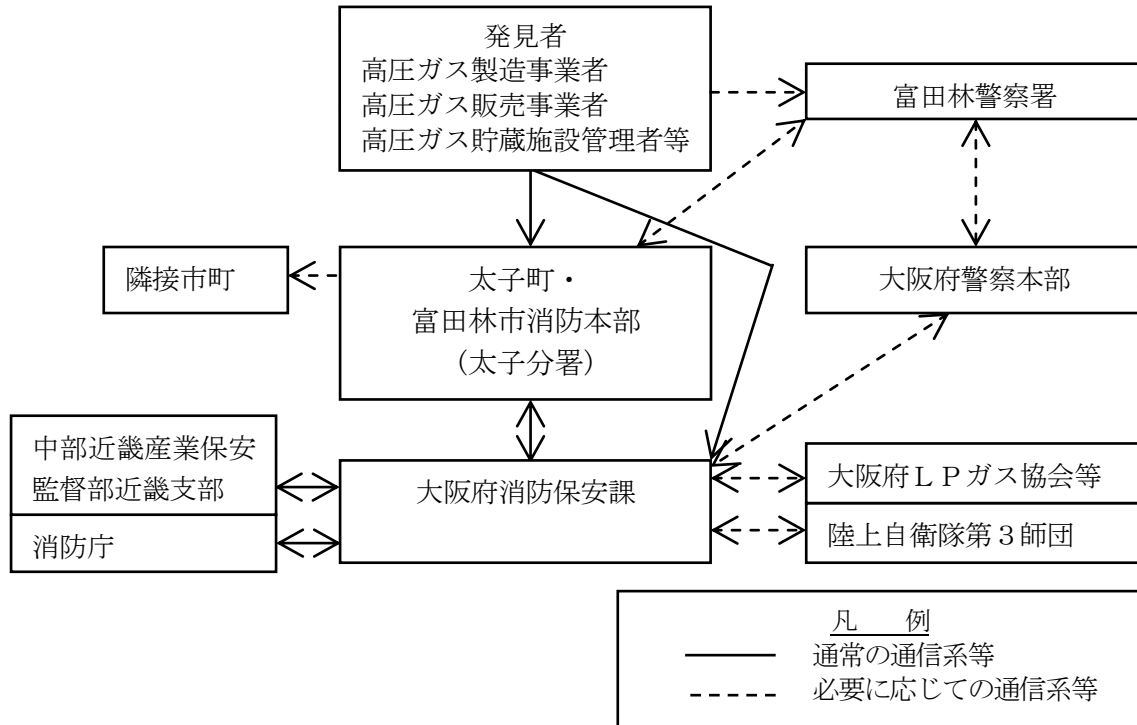


第2 高圧ガス災害応急対策

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

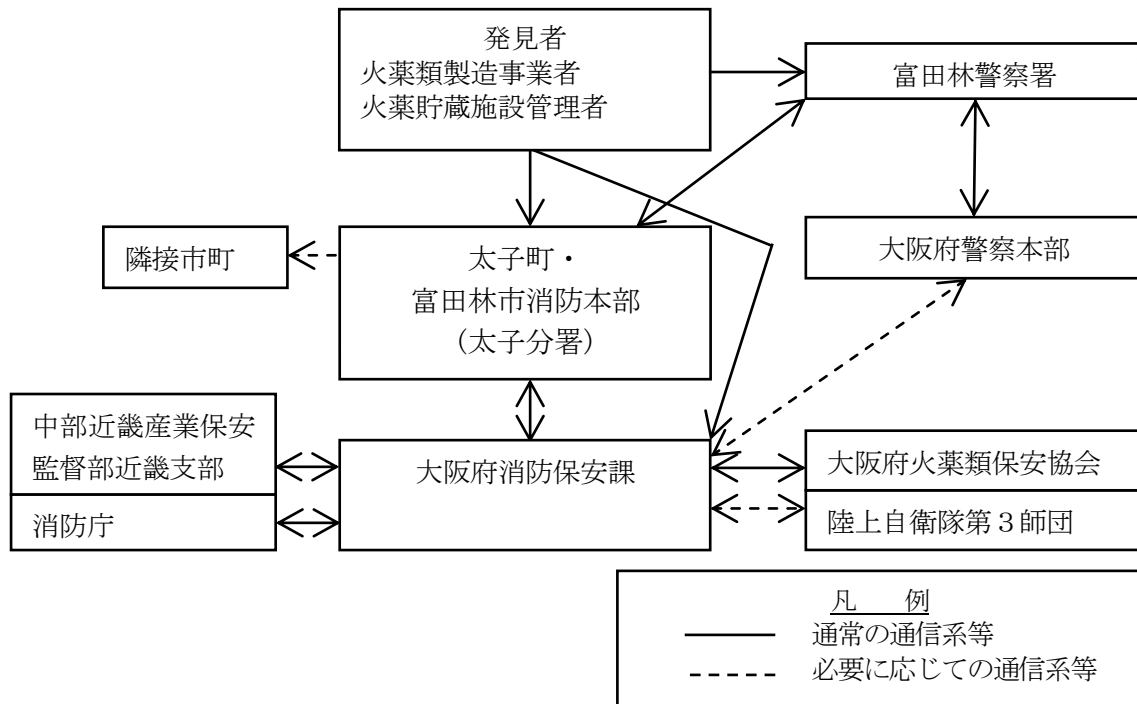
【通報連絡体制】



第3 火薬類災害応急対策

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

【通報連絡体制】

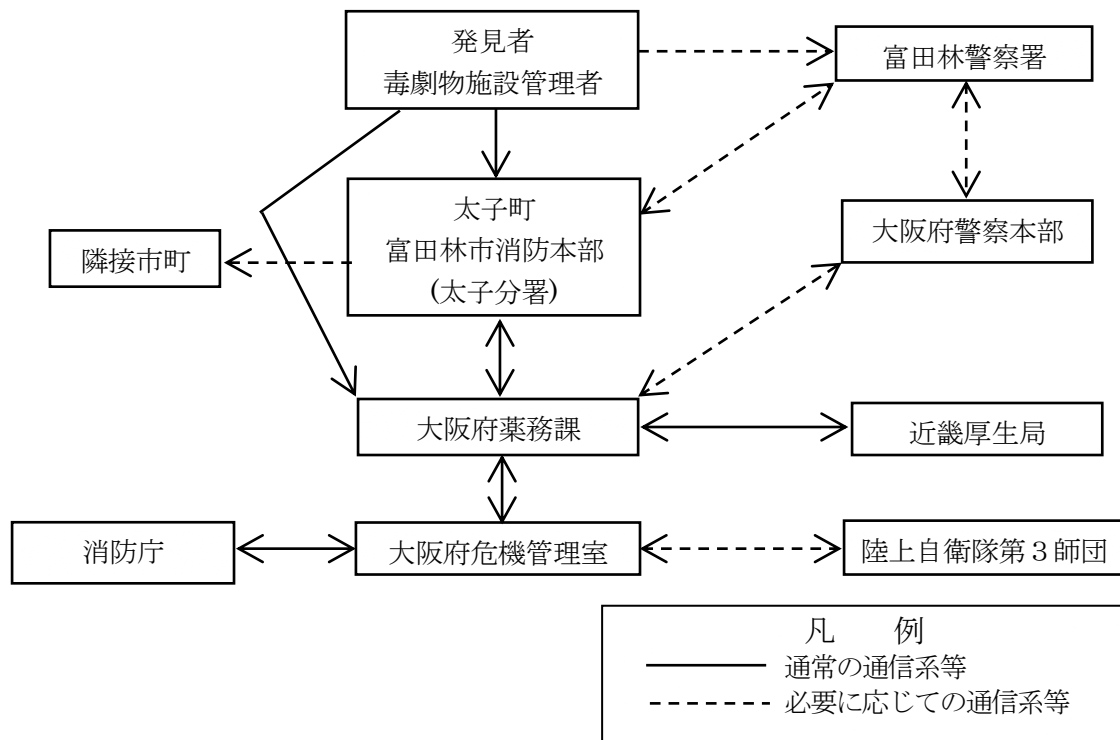


第4 毒物劇物災害応急対策

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

毒劇物施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、富田林市消防本部、富田林警察署等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。

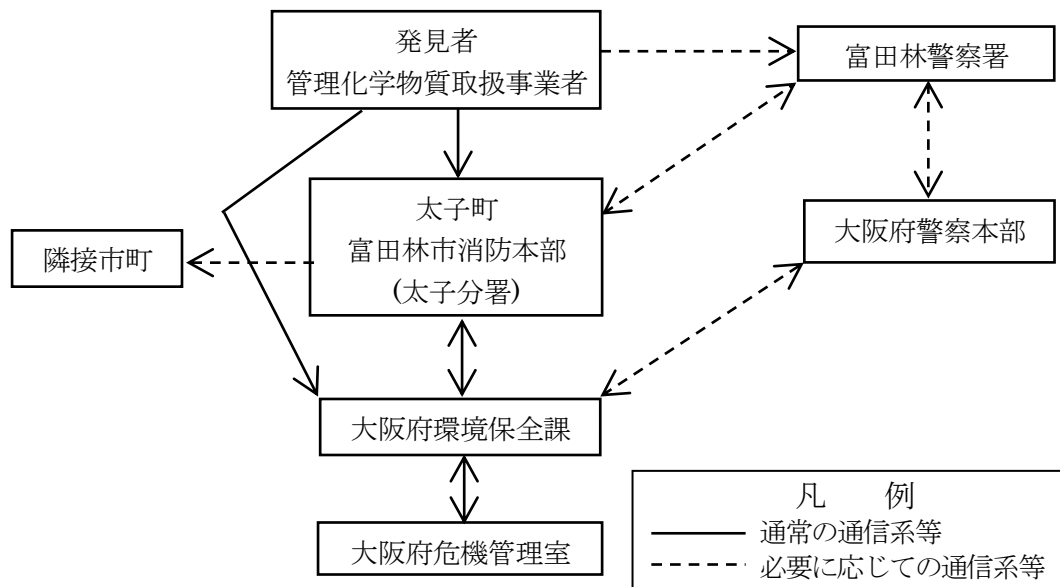
【通信連絡体制】



第5 管理化学物質災害応急対策

本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

【通報連絡体制】



第6 放射性同位元素に係る災害応急対策

本町及び富田林市消防本部（太子分署）は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

富田林市消防本部は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

応急対策の内容は以下の通り。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- 4 付近住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第3節 その他災害応急対策

実施機関	政策総務部、まちづくり推進部、富田林市消防本部（太子分署） 他
------	---------------------------------

1. 大規模交通災害

(1)災害の種類

本町において、以下のような大規模交通災害が想定される。

- ア) 大規模な自動車事故
- イ) 旅客列車の衝突転覆事故

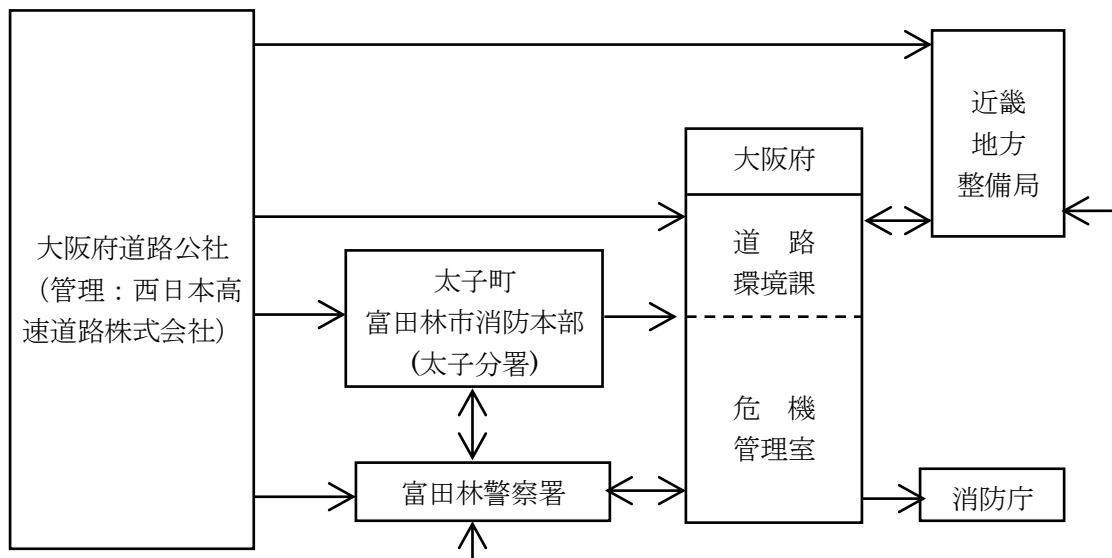
(2)応急対策

大規模交通災害が発生した場合、富田林市消防本部（太子分署）をはじめとする関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

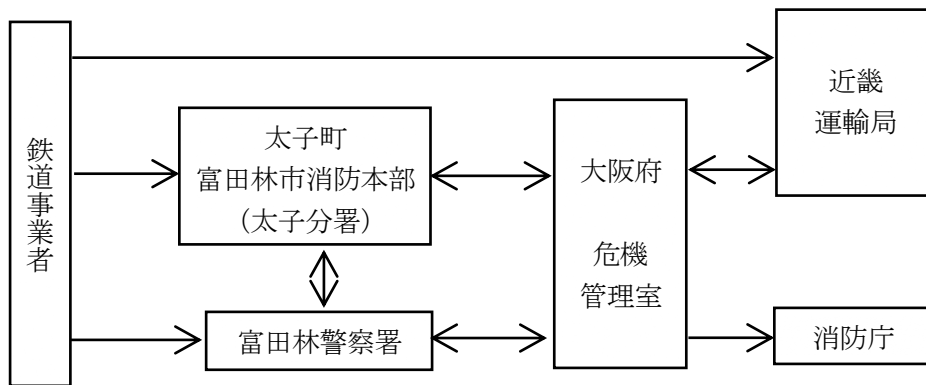
応急対策として以下のような対策を中心に、災害の状況に応じて応急対策を実施する。

- ア) 関係機関への情報連絡及び広報
- イ) 災害応急活動体制（災害対策本部の設置など）
- ウ) 付近住民等の避難
- エ) 危険区域の設定と立入制限
- オ) 交通規制
- カ) その他災害の状況に応じた必要な措置

【情報収集伝達経路】



【情報収集伝達経路】



2. その他の災害

本町において、火災などを想定し応急対策を定めているが、その他にも大規模な不測の事故がおきるおそれがある。こうした場合においても、町及び防災関係機関は災害の態様に応じ、本計画を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止、広域応援等の応急措置を講ずる。

第6編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

実施機関	各部共通
------	------

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害の再発防止及び速やかな復旧とともに、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方)の参画を促進する。

第1 公共施設等の復旧

(1)復旧事業計画の作成

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2)復旧完了予定時期の明示

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2 激甚災害の要請

本町は町域で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、激甚災害法という。)及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する著しい災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行なえるよう府に対して要請する。

第3 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第4 特定大規模災害

特定大規模災(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受け、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき、その工事を府に要請することができる。

第2節 被災者の生活確保

実施機関 政策総務部、健康福祉部、まちづくり推進部、太子町社会福祉協議会

本町及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

第1 り災証明書の交付等

災害の状況を迅速かつ適格に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金

本町及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、「太子町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。又、府内規の定めるところにより災害見舞金を支給し被災者の生活確保に努める。

(1)災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象のよる次のような災害に適用する。

対象となる災害	ア) 町内において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ) 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ) 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)
支給額	ア) 生計維持者が死亡した場合 - 500万円 イ) その他の人が死亡した場合 - 250万円
支給制限	ア) 死亡が故意又は重大な過失による場合 イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(2)災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害障害見舞金は、法第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害を有する人となった者
支給額	ア) 生計維持者が障害を受けた場合 － 250万円 イ) その他の人が障害を受けた場合 － 125万円
支給制限	ア) 障害が故意又は重大な過失による場合 イ) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3)大阪府災害見舞金（大阪府災害見舞金内規）

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

対象となる災害	町内において10世帯以上の住家が滅失した自然災害
支給対象	り災世帯主
支給額	ア) 住家全壊又は流失した場合 － 10万円 イ) 住家半壊又は床上浸水した場合 － 5万円

2. 災害援護資金・生活資金等の貸付

本町及び太子町社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1)災害援護資金貸付

本町は、自然災害により町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2)生活福祉資金の貸付

太子町社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、町内居住の低所得世帯等に対して、災害を受けたことにより自立のため臨時に必要な経費を貸し付ける窓口となる。ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

本町は被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和等、適切な措置を講じ、被災者の生活の安定化に努める。

1. 町税

(1)納税期限の延長

町長は災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認められるときは、公示によって当該期間を延長する。

(2)徴収猶予

町長は災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が、町税を一時に納付し、又は納入できないと認められるときは、地方税法第15条の規定に基づき、その者の申請によっ

て1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3)減免

町長は「災害による被災者に対する町税の減免に関する条例」並びに、地方税法第323条及び地方税法第367条の規定に基づき被災者の納付すべき町府民税及び固定資産税の減免措置を行なう。

税目	減免の内容
個人町府民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により被害を受けた土地・家屋について被害の程度に応じて減免を行う。

2. 府税・国税

- (1)国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- (2)府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - ア) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - イ) 府税の還付又は減免
 - ウ) 徴収猶予
 - エ) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- (3)国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

3. 国保・年金

(1)国民健康保険・後期高齢者医療保険

町長等は災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失したとき、被保険者に対し、医療費負担や保険料納付の緩和措置として、事態に応じて納付期限の延期、徴収猶予及び減免の措置をとることができる。

(2)国民年金

国民年金機構は災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、保険料支払いの緩和措置として、事態に応じて免除の措置をとることができる。

4. 介護保険

町長は災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水し、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、保険料の緩和措置として、事態に応じて免除の措置を取ることができる。

5. 下水道使用料

町長は災害により、居住家屋が火災等の被害を受けた納付義務者に対し、料金納付の緩和措置として、減額の措置をとることができる。

第4 住宅の確保

本町及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1)相談窓口の設置

本町は、住宅に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- ア) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- イ) 住宅修繕など建設者に関する相談・情報の提供
- ウ) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- エ) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2)住宅復興計画の策定

本町及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3)公共住宅の供給促進

本町及び府は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(4)大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第5 被災者生活支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

本町は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

(1)被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2)対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）

(3)支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

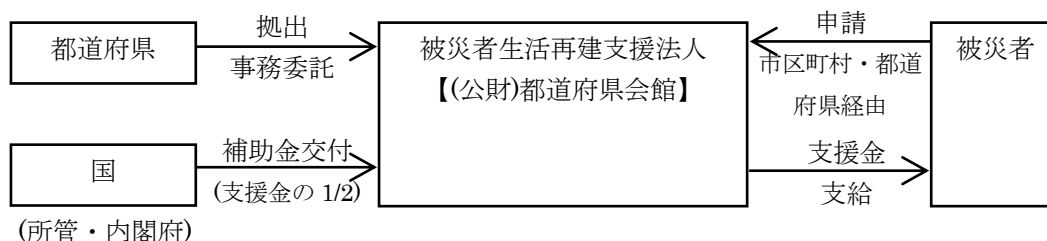
(4)支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・上記(3)ア～ウの世帯 100万円
 - ・上記(3)エの世帯 50万円
 - ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。
 - イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・住宅を建設又は購入した場合
 - 上記(3)ア～エの世帯 200万円
 - 上記(3)オの世帯 100万円
 - ・住宅を補修した場合 100万円
 - 上記(3)ア～エの世帯 100万円
 - 上記(3)オの世帯 50万円
 - ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）
 - 上記(3)ア～エの世帯 50万円
 - 上記(3)オの世帯 25万円
- ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2）
- ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、府から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、府により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第6 中小企業の復興支援

本町は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。なお、府及び本町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

1. 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

2. 中小企業者に対する金融制度の周知

富田林商工会や太子町支部、その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害等対策資金及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特別利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第7 農業関係者の復興支援

本町は、災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について大阪南農業協同組合の協力を得て、広報活動を行うとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

1. 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。

2. 資金の融資措置

大阪南農業協同組合の協力を得て、府と協力・連携して被災した農業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

3. 農業関係者に対する融資制度の周知

大阪南農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、農林漁業金融公庫や国民金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

第3節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 復旧計画

1. 復旧計画の策定

- (1) 施設、設備などの被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。必要に応じ被害原因等の調査を行う。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設、避難所、官公署等の重要施設を優先することを原則とし、被災状況や復旧難易度、復旧効果の大きいものから普及計画をたてる。
- (3) 単独復旧が困難な場合は他の事業者からの応援を受ける。
- (4) 設備復旧後の再稼働時には、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

2. 想定されるライフライン

- (1) 上水道（大阪広域水道企業団）
- (2) 下水道（太子町）
- (3) 電力（関西電力送配電株式会社）
- (4) ガス（大阪ガス株式会社）
- (5) 大阪府エルピーガス協会（南河内支部）
- (6) 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDD I 株式会社（関西総支社））
- (7) 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、町）
- (8) 放送（日本放送協会、民間放送事業者）
- (9) 鉄道（近畿日本鉄道）
- (10) 道路（近畿地方整備局、大阪府、太子町）

第2 広報

被害状況、対応策の状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えてホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章 復興の基本方針

第1節 復興に向けた基本的な考え方

実施機関	各部共通
------	------

大阪府内に大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、本町は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。被災地の復興について、本町は被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、防災に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第1 災害復興基本方針の決定

本町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

本町は、原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

1. 大規模災害により町域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、本町及び府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
2. 本町及び府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。
3. 本町及び府は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュールなどを明らかにするとともに、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1節 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないとされている。

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

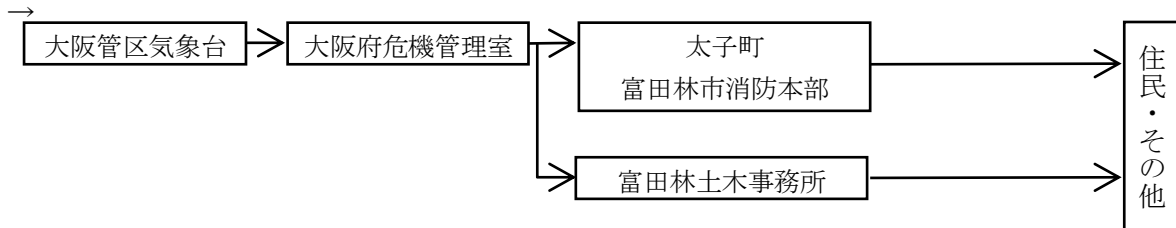
1. 本町は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常通り確保する。
2. 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発令される間についても必要な措置をとる。
3. 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
4. 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意報の伝達

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- ア) 東海地震注意情報の内容
- イ) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

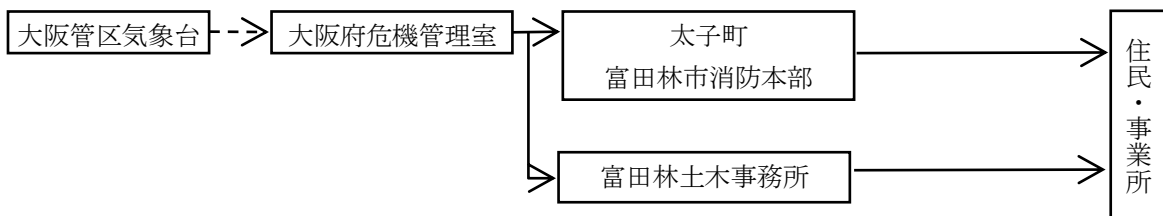
第3節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

町及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1. 伝達系統



----- : 東海地震予知情報のみ

2. 伝達事項

- ア) 東海地震予知情報
- イ) その他必要な事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震と同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとする。

1. 組織動員配備体制の確立

- ア) 本町は、震度予想や地域の実情に応じて、災害対策（警戒）本部を設置する。
- イ) 本町は、必要な動員配備体制をとる。
- ウ) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- エ) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2. 消防・水防

本町及び府は、迅速な消防活動ができるよう、適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ア) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- イ) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ウ) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- エ) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3. 交通の確保・混乱防止

本町は、富田林警察署、道路管理者及び関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ア) 交通規制、交通整理
- イ) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4. 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、府及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5. ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6. 危険箇所対策

- ア) 本町は府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- イ) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、富田林警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

7. 社会秩序の維持

- ア) 警備活動

富田林警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。町及び関係機関は、これに協力する。

イ) 生活物資対策

本町は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8. 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民、事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1. 広報の内容

- ア) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- イ) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- ウ) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- エ) 流言防止への配慮
- オ) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- カ) 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

2. 広報の手段

- ア) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- イ) 本町は、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、町会・自治会等の住民組織とも連携して広報を行う。
- ウ) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町域に係る地震防災に関し、本町をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 総則 第5節 防災関係機関の業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2節 地震発生時の被害想定

本町の地域における南海トラフ巨大地震等による被害想定は、「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）」及び「南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定公表（平成26年1月）」を参考とし、下記のとおりとなる。

（想定地震発生時の条件） 季節、時間：冬の夕刻 ・気象条件：超過確率1%風速

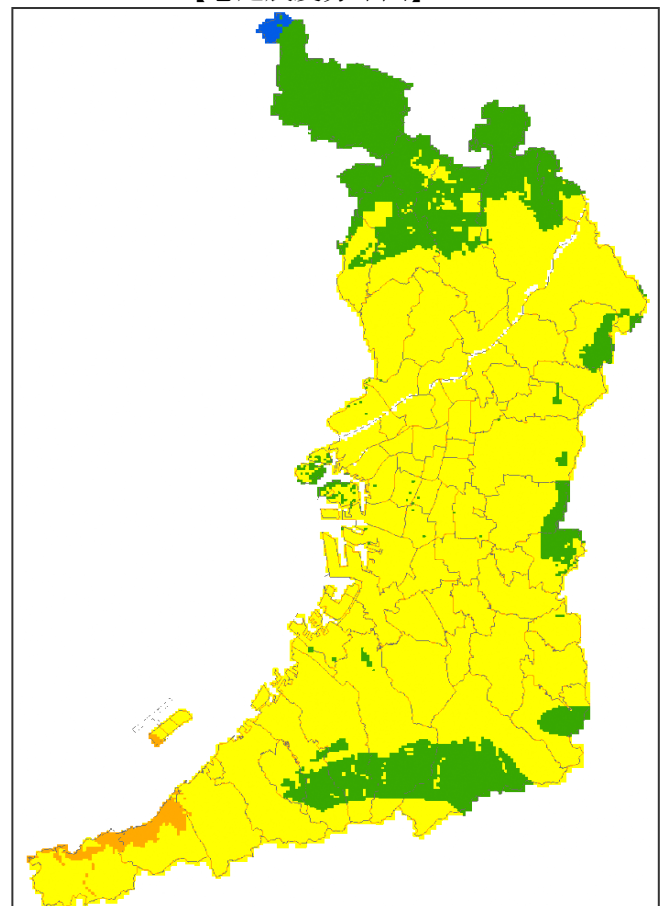
【被害想定】

地震の規模	・マグニチュード 9.0~9.1 ・計測震度 5.5~6.0	
建物全半壊棟数	全壊 25 半壊 250	
出火件数	0	
死傷者数	死者 1人 負傷者 36人	
り災者数	1,049人	
避難所生活者数	93人	
ライフライン	停電	3,300軒
	水道断水	0.5万人
	電話不通	2千件

震度階級

■	計測震度 6.5~	(震度 7)
■	計測震度 6.0~6.5	(震度 6強)
■	計測震度 5.5~6.0	(震度 6弱)
■	計測震度 5.0~5.5	(震度 5強)
■	計測震度 4.5~5.0	(震度 5弱)
■	計測震度 ~4.5	(震度 4以下)

【想定震度分布図】



第3節 南海トラフ地震情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表について

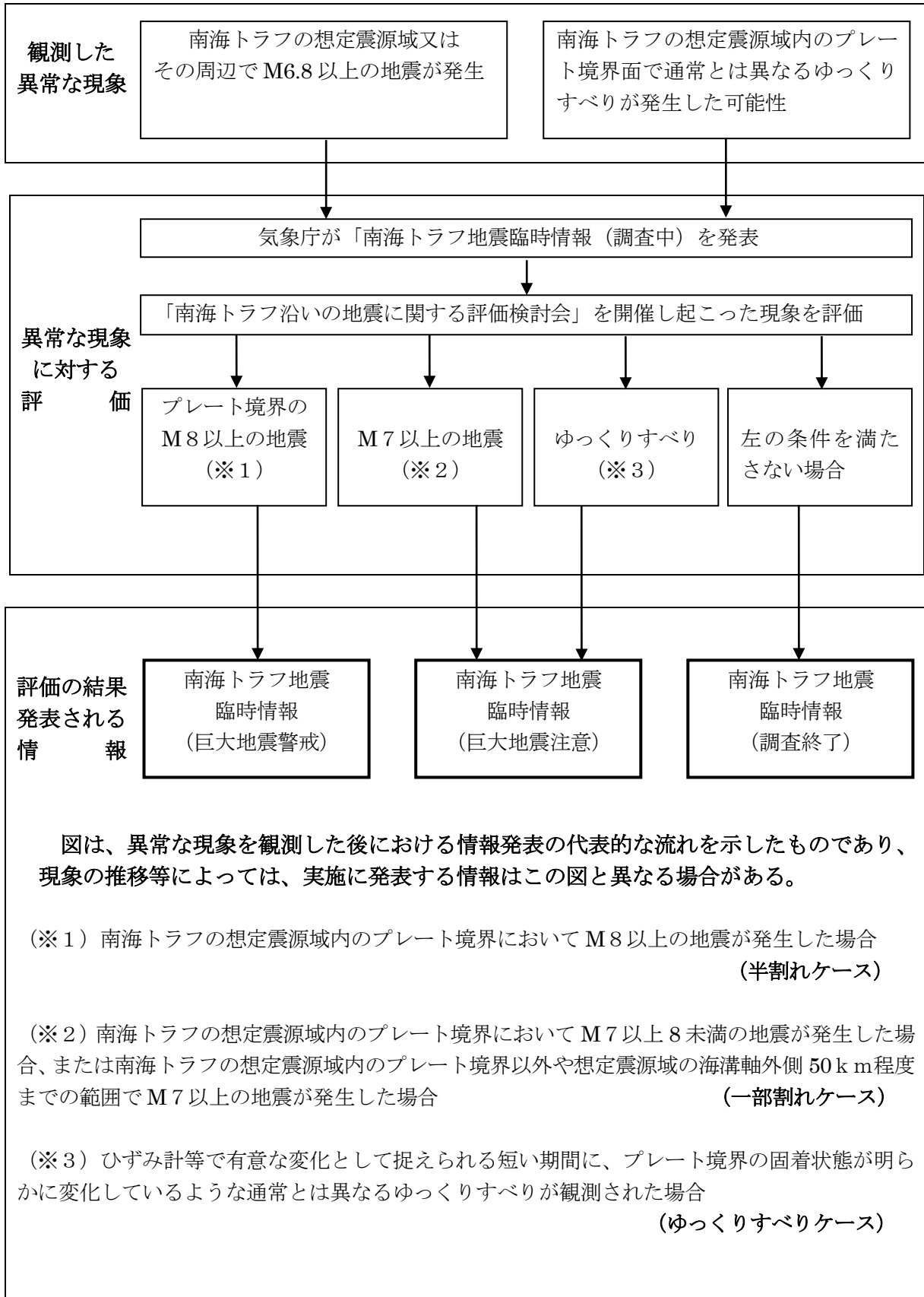
■気象庁は以下の場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 + (キーワード) (調査中、巨大地震警戒、 巨大地震注意、調査終了)	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

■南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)、のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

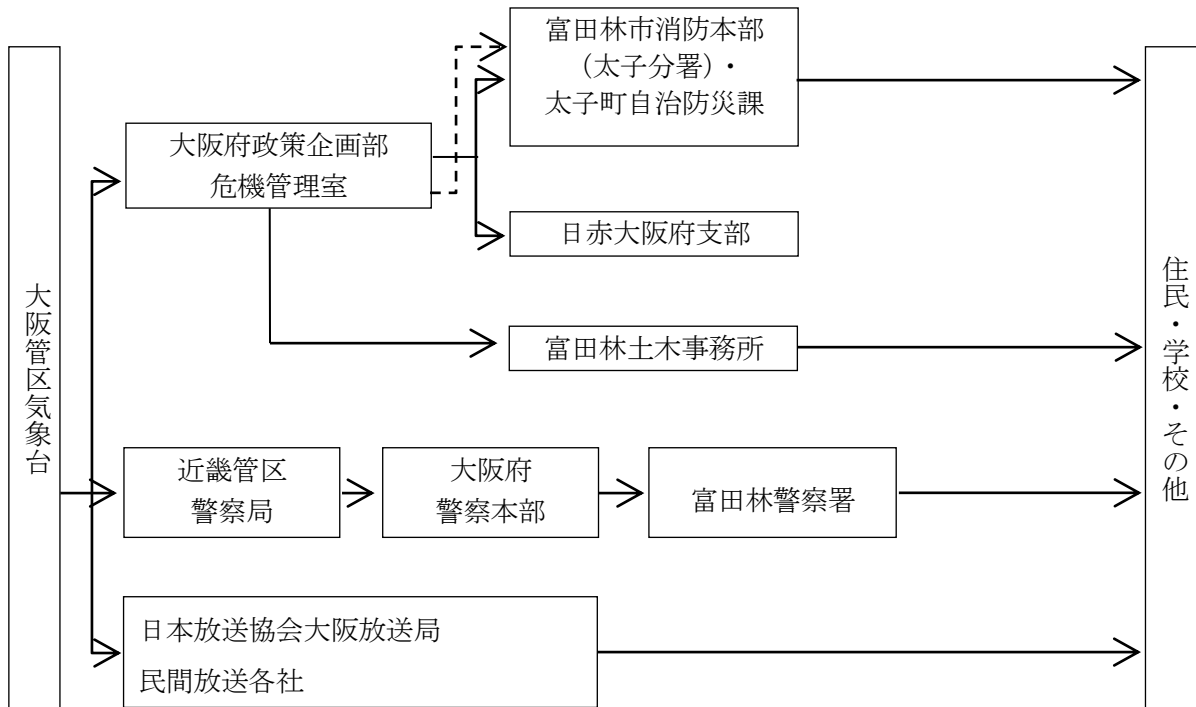
■情報発表までのフロー



第2 南海トラフ地震に関連する情報の伝達について

情報の収集・伝達については〔第3編 地震災害応急対策 第1章 発災直後の活動 第2節 災害情報の収集伝達 第1 情報収集伝達〕に同じ。

【大阪管区気象台からの地震に関する情報の連絡系統図】



第3 防災対応について

本町をはじめ防災関係機関は、東南海・南海地震と判定されうる地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表され、さらに南海トラフにおける大規模地震の発生が高まった場合、次に発生する大規模地震に備えるため以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等に周知する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の警戒活動

①南海トラフ沿いのプレート境界においてM8以上の地震の発生（半割れケース）から1週間

●日ごろから地震への備えの再確認

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

●できるだけ安全な防災行動

- ・高いところに物を置かない
- ・室内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

- 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
- 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難
- 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

②地震の発生から1週間経過後からさらに1週間

●日ごろから地震への備えの再確認

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認
- ・必要に応じて避難を自主的に実施

●できるだけ安全な防災行動

- ・高いところに物を置かない
- ・室内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない

③地震発生2週間経過後から次の大規模地震発生まで

- 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の警戒活動（その1）

①南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7以上8未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7以上の地震が発生した場合（一部割れケース）から1週間

●日ごろから地震への備えの再確認

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認
- ・必要に応じて避難を自主的に実施 など

●できるだけ安全な防災行動

- ・高いところに物を置かない
- ・室内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

- 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

②地震の発生から1週間経過後から次の大規模地震発生まで

- 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の警戒活動（その2）

①ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）からすべりが収まったと評価されるまで

●日ごろから地震への備えの再確認

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

●できるだけ安全な防災行動

- ・高いところに物を置かない
- ・室内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところのできるだけ近づかない など

②すべりが収まったと評価されたときから次の大規模地震発生まで

- 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 組織動員体制について

本町は、地震による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には迅速かつ確に災害応急対策を実施するために、必要な組織動員体制を取るとともに、災害応急活動に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、組織動員体制については、[第3編 地震災害応急対策 第1章 発災直後の活動 第1節 組織動員]に同じ。

第2 資機材配備手配について

地震発生時の応急対策等に必要な資機材等の確保については、[第2編 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策の備え 第1節 総合的防災体制の整備 第4 装備資機材等の備蓄]に同じ。また、避難所における重要物資については[第1編 総則 第4節 災害の想定 第2地震被害想定]及び、緊急物資確保については[第2編 第2章 第8節 緊急物資確保体制の整備]に同じ。

第3 人員等の配備手配について

地震発生時の人員等の配備手配については、[第3編 地震災害応急対策 第1章 発災直後の活動 第4節広域応援等の要請・受入れ 同第5節自衛隊の災害派遣要請 同第6節消火・救助・救急活動 同第7節 医療救護活動]に同じ。なお、具体的な措置内容は関係機関ごとに別に定める。

第4 帰宅困難者対策について

地震発生時の帰宅困難者対策は、[第2編 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第12節 帰宅困難者支援体制の整備]に同じ。

第5節 防災訓練に関する事項

本町は防災関係機関、ライフライン事業者及び住民の協力を得て、本計画の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び地震発生時の防災体制の万全を期するために防災訓練を実施する。実施については、[第2編 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策の備え 第1節 総合的防災体制の整備 第5 防災訓練の実施 及び、同第5節 災害時医療体制の整備 第9 医療関係者に対する訓練等の実施]に同じ。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 本町職員に対する教育

本町は、地震災害応急対応業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。内容については、

1. 海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
2. 地震に関する一般的な知識
3. 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
4. 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
5. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
6. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

を含み実施は、[第2編 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策の備え 第1節 総合的防災体制の整備 第6 人材の育成]に同じ。

第2 地域住民に対する啓発

地震発生時の地域防災力の向上のため本町及び防災関係機関はあらゆる機会を通じて、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に努める。内容については

1. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
2. 地震に関する一般的な知識

を含み、実施については、[第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 第1 防災知識の普及啓発 同 第2節 自主防災体制の整備]に同じ。

第3 児童生徒等に対する啓発

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくため、小学校・中学校・高等学校等発達段階に応じた学校における防災教育を実施する。内容については、

1. 南海トラフ地震を含んだ地震に関する一般的な知識
2. 地震が発生した場合の対処の方法
3. 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

を含み、実施については[第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 第2 防災教育]に同じ。

第4 事業者等に対する啓発

本町は事業所における従業員及び利用者の安全確保等を図るため、事業者による自主防災体制の整備について啓発を行う。実施については〔第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備 第2 事業者による自主防災体制の整備〕に同じ。

第5 相談窓口の設置

相談窓口の設置については、〔第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 第4 南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置〕に同じ。

<h4>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</h4>

本町は防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、防災機能の強化に努める。整備については、〔第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり〕に同じ。

太子町地域防災計画

<資料編>

令和5年3月

太子町防災会議

目 次

1 条例等関係

資料 1 - 1	太子町防災会議条例	1
資料 1 - 2	太子町災害対策本部条例	3
資料 1 - 3	太子町防災行政無線の管理及び運用に関する規程	4
資料 1 - 4	太子町災害弔慰金の支給等に関する条例	11
資料 1 - 5	太子町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	15
資料 1 - 6	災害による被災者に対する町税の減免に関する条例	36
資料 1 - 7	太子町自主防災組織育成要綱	41
資料 1 - 8	太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱	45
資料 1 - 9	太子町罹災証明書等交付要綱	56

2 防災上注意すべき区域等

資料 2 - 1	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表	63
資料 2 - 2	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定区域図	68
資料 2 - 3	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表	69

3 様式等関係

資料 3 - 1	消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	70
資料 3 - 2	資料 3 - 3 自衛隊災害派遣（撤収）要請書	73
資料 3 - 3	緊急通行車両事前届出書及び確認申請書関係	75

4 その他

資料 4 - 1	太子町防災会議委員名簿	79
資料 4 - 2	災害救助法の適用基準	80
資料 4 - 3	被害認定統一基準	82
資料 4 - 4	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準	83
資料 4 - 5	重要物資の備蓄状況	87

1 条例等関係

資料 1 - 1 太子町防災会議条例

昭和 41 年 3 月 12 日条例第 7 号
改正

昭和 60 年 4 月 1 日条例第 5 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 10 号
平成 24 年 9 月 28 日条例第 11 号
平成 30 年 9 月 28 日条例第 20 号

太子町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、太子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 太子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は 27 名以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1 名以内
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3 名以内
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 名以内
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 10 名以内
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者 4 名以内
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3 名以内
- (9) その他町長が必要と認め任命する者 3 名以内

6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

1 条例等関係

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 太子町災害対策本部条例

昭和 41 年 3 月 12 日条例第 8 号

改正

平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号

平成 24 年 9 月 28 日条例第 12 号

太子町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、太子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 3 太子町防災行政無線の管理及び運用に関する規程

平成 9 年 10 月 31 日規程第 2 号
改正

平成 17 年 3 月 31 日規程第 4 号

平成 22 年 4 月 1 日規程第 8 号

平成 24 年 2 月 22 日規程第 2 号

平成 24 年 4 月 27 日規程第 5 号

平成 27 年 12 月 14 日規程第 8 号

平成 28 年 6 月 30 日規程第 11 号

太子町防災行政無線の管理及び運用に関する規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、太子町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の正常かつ能率的な運用を図るため、防災無線の管理及び運用に関し、電波法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 親局 屋外拡声子局及び戸別受信機を相手方として、通信業務を行う無線局をいう。
- (3) 屋外拡声子局 親局からの電波を受けて、拡声装置により情報伝達のため屋外に設置する送受信設備をいう。
- (4) 戸別受信機 親局からの電波を受けて、情報を伝達する屋内に設置する受信設備をいう。

第 2 章 無線局

(設置場所)

第 3 条 防災無線は、次に掲げる場所に設置する。

- (1) 親局 太子町大字山田 88 番地 太子町役場
- (2) 屋外拡声子局 町内において町長が必要と認めた場所
- (3) 戸別受信機 町内において町長が必要と認めた住居又は公共施設等

(無線局の組織等)

第 4 条 無線局に総括無線管理者、無線管理者、無線取扱責任者及び無線担当者を置く。

- 2 総括無線管理者（以下「管理者」という。）は、町長をもって充てる。
- 3 無線管理者は、防災行政無線担当部署の部長の職にある者をもって充てる。
- 4 無線取扱責任者（以下「責任者」という。）は、防災行政無線担当部署の課長の職にある者をもって充てる。
- 5 無線担当者（以下「担当者」という。）は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 40 条第 1 項の資格を有する職員の中から無線管理者が指名する。

(管理者等の任務)

第 5 条 管理者は、無線局を総括し、その運用を管理する。

- 2 無線管理者は、管理者の命を受け、無線局の無線設備及び通信の運用状況を常に掌握し、効

率的な運用に当たる。

3 責任者は、無線管理者の命を受け、通信の運用並びに無線設備及び法定書類等の管理並びに通信の運用に当たる。

4 担当者は、責任者の命を受け、無線局の無線設備の操作及び無線業務日誌の記録等の業務に従事する。

第3章 通信の運用

(通信の原則)

第6条 親局からの通信は、防災及び行政事務広報以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行い、かつ、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第7条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(災害時の事前措置等)

第8条 無線管理者は、災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、災害通信が円滑に運用できるよう必要な措置を講じなければならない。

(通信の統制)

第9条 無線管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、通信を統制及び制限することができる。

(広告通報の禁止)

第10条 営利を目的とする通信、政党活動及び政治活動を目的とする通報、宗教活動を目的とする通信等をしてはならない。

(無線従事者選解任届)

第11条 無線管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により無線従事者選(解)任届を近畿総合通信局へ提出しなければならない。

(備付業務書類等の管理)

第12条 無線管理者は、法令及び関係法令に基づく業務書類を管理及び保管する。

第4章 無線設備の管理

(戸別受信機の貸与)

第13条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、戸別受信機貸与(変更)申請書兼保管証(第1号様式)により町長に申請し、承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(戸別受信機の維持管理)

第14条 戸別受信機の使用に係る費用のうち、次に掲げる費用は戸別受信機の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)の負担とする。

- (1) 維持管理に要する費用
- (2) 借受者の責めによる故障の修理に要する費用
- (3) 借受者の都合による移設に要する費用

2 借受者は、戸別受信機の良い管理に努め、万一故障が生じた場合には、速やかに戸別受信機修理依頼書(第2号様式)を町長に提出しなければならない。

1 条例等関係

3 借受者は、戸別受信機を破損（滅失）した場合は、速やかに戸別受信機破損（滅失）届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（戸別受信機の返還）

第15条 借受者は、町内に住所を有しなくなったときは、速やかに戸別受信機返還届（第4号様式）を付して戸別受信機を町長に返還しなければならない。

（転貸等の禁止）

第16条 借受者は、戸別受信機を転貸、譲渡又は担保に供してはならない。

（使用の取消し等）

第17条 借受者が次の各号に該当するときは、使用を停止又は貸与の承認を取り消すことができる。

（1）この規程に違反したとき。

（2）戸別受信機を故意に損傷したとき。

（3）その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

（損害賠償）

第18条 借受者の責めに帰すべき事由により、戸別受信機を滅失又は破損したときは、町長は借受者にその損害額を賠償させることができる。

（定期点検）

第19条 無線管理者は、無線設備の機能を正常に維持するために、年1回の定期点検を無線業者に委託して実施させるものとする。

（異常発見時の措置）

第20条 担当者は、無線設備に故障等の異常を発見したときは、速やかにその状況を無線管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた無線管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

（補則）

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規程第4号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規程第8号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月22日規程第2号）

この規程は、公布の日より施行する。

附 則（平成24年4月27日規程第5号）

（施行期日）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

第1号様式（第13条関係）

太子町防災行政無線戸別受信機貸与（変更）
申請書兼保管証

平成 年 月 日

太子町長 殿

住 所 南河内郡太子町
申請者 氏 名 印
(世帯主名)
電話番号

戸別受信機の貸与（変更）を希望するので、申請します。
尚、使用に当たっては、下記保管条件を遵守します。

記

戸別受信機保管条件

- (1) 受信機は常に良好な状態で維持管理します。
- (2) 受信機は他人に譲渡、転貸若しくは担保に供しません。
- (3) 受信機に異常を発見したときは、直ちに状況を届け出ます。
- (4) 転出等により、必要としなくなったときは、速やかに返還します。

※受信機製造番号		※世帯番号	
※アンテナの有無	有 ・ 無	※取付年月日	年 月 日
※備 考			

※欄は記入しないでください。

1 条例等関係

第2号様式（第14条第2項関係）

太子町防災行政無線戸別受信機修理依頼書

平成 年 月 日

太子町長 殿

住 所 南河内郡太子町
申請者 氏 名 印
電話番号

下記のとおり戸別受信機に故障が生じたので修理していただきたく、提出します。

記

設置場所	太子町	設置年月日	年 月 日
故障内容			

※製造番号		※世帯番号		※修理年月日	年 月 日
※修理内容					

※欄は記入しないでください。

第3号様式（第14条第3項）

太子町防災行政無線戸別受信機破損（滅失）届

平成 年 月 日

太子町長 殿

住 所 南河内郡太子町

申請者 氏 名 印

電話番号

下記のとおり戸別受信機を破損（滅失）しましたので、届出します。

記

設置場所	太子町	設置年月日	年 月 日
破損（滅失）機器名	戸別受信機 ・ 屋外アンテナ		
破 損（滅失）理 由			

※製造番号		※世帯番号		※処置年月日	年 月 日
※処置内容					

※欄は記入しないでください。

1 条例等関係

第4号様式（第15条関係）

太子町防災行政無線戸別受信機返還届

平成 年 月 日

太子町長 殿

住 所 南河内郡太子町

申請者 氏 名 印

電話番号

下記のとおり戸別受信機を返還しますので、届出します。

記

設置場所	太子町	返還年月日	年 月 日
返還理由	転出 ・ その他（ ）		

※受信機製造番号		※世帯番号	
※アンテナの有無	有 ・ 無	※処理年月日	年 月 日
※備考			

※欄は記入しないでください。

資料 1 - 4 太子町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 58 年 6 月 29 日条例第 24 号

改正

昭和 62 年 3 月 30 日条例第 8 号

平成 3 年 12 月 25 日条例第 29 号

平成 23 年 12 月 28 日条例第 12 号

令和元年 6 月 17 日条例第 2 号

太子町災害弔慰金の支給等に関する条例

太子町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 52 年条例第 16 号）の全部を次のとおり改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1） 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（1） 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

1 条例等関係

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては、125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ハ 住居が半壊した場合 270 万円

ニ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

ロ 住居が半壊した場合 170 万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250 万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と「170 万円」とあるのは「250 万円」と「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.0 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その補償債務は、法第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

1 条例等関係

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 3 年 12 月 25 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 23 年 12 月 28 日条例第 12 号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和元年 6 月 17 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太子町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

資料 1 - 5 太子町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 58 年 6 月 29 日規則第 10 号

令和元年 7 月 3 日規則第 6 号

太子町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

太子町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則の全部を次のように改正する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 58 年条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた町民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第 1 号）を提出させるものとする。

1 条例等関係

第4章 災害援護資金の貸付

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次の掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他、町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得、その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて、町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他、町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間、その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を町長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出

1 条例等関係

るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条第2項関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	性別	男・女				
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日					
障 害 の 部 位			初 診 年 月 日	年 月 日					
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日					
療養の内容及び経過									
障害の状態の詳細	(☒で示すことができるものは図解すること。)								
関節運動範囲	種類範囲								
	部 位								
		右							
		左							
		右							
		左							
上記のとおり診断します。			郵便番号	電話番号	局番				
年 月 日			病院又は 診療所の	所在地					
			診療所の	名称					
			診療担当者						
			氏 名	印					

1 条例等関係

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入 申込 者 に つ い て	フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
	氏名		フリガナ		男女		年 月 日生 (歳)	
	現住所		フリガナ		(方)		郵便番号 電話番号 〒 局番	
	本籍		フリガナ		勤務先の名称 と所在地			
	職業		フリガナ		勤務先		学校名	
	世帯主の状況と収入		氏名		世帯主との続柄		年齢 健康 職業 収入(月収) 勤務先・学校名	
	収入合計		円		支出合計		円	
	資産の状況		土地		(1) 住宅㎡ (2) 田畑㎡ (3) 山林㎡		住居の状況 (1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居	
	建物		(1) 自宅㎡ (2) その他㎡		生活保護		年 月 日より受給 (生任教医)	
	負債		(内容)		(金額)		円	
保証人 が 書 い て 証 下 さい	氏名		フリガナ		男女		年 月 日生 (歳)	
	現住所		フリガナ		本籍地			
	職業		月収 円		申込者との関係		家族数 人	
	資産		土地		(1) 宅地㎡ (2) 田畑㎡ (3) 山林㎡		勤務先 名称	
建物		(1) 自宅㎡ (2) その他㎡		所在地		電話番号		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)				
資金 の 使 途	資金の使い方総額		円		資金の内訳		合計 円	
	に に に に に		円 円 円 円 円		災害援護資金で 手持資金で その他()で		円 円 円	
被災時の具体的状況				負傷		全治 ヵ月		
住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊				
品名		現在購入に要する費用		被害額		品名 現在購入に要する費用 被害額		
和だんす						婦人用腕時計		

被害状況	家	整理だんす			畳(畳中で 畳が被害)				
		洋服だんす							
	財	鏡	台			障子			
		腰掛	机			ふすま			
		本箱・本	だな						
		食器・戸	だな			小計			
		食卓・茶	ぶ台			その他被害のあった家財			
		げ	た箱						
		の	照明	器具			品名	現在購入に要 する費用	被害額
			じゆう	たん					
			扇	風機					
			石油	ストーブ					
	電気		やぐらこたつ						
	電気		冷蔵庫						
	電気		・ガス炊飯器						
	電気		洗たく機						
	電気		掃除機						
	被害		ミ	シン					
		電気	アイロン						
		自	転車						
テ		レビ							
ラ		ジオ							
柱		時計							
目		覚し時計				小計			
紳		士用腕時計				合計			

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者 ㊟

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 ㊟

太子町長 殿

(注) 点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

1 条例等関係

様式第3号（第8条第1項関係）

第 号

年 月 日

太子町長

印

殿

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号
貸付金額		円
据置期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦	
利 子	年	パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

(注) 点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

様式第4号（第8条第2項関係）

第 号

年 月 日

太子町長 印

殿

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

（教示）

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内に太子町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に太子町を被告として（訴訟において太子町を代表する者は太子町長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

1 条例等関係

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円

利 子 年 パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記の通り借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名 ㊟

住 所

保証人氏名 ㊟

(注)点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記の通り災害援護資金の繰上償還を行います。

平成 年 月 日

借受人 住所
氏名

印

太子町長 殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条第1項関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所

氏名 ㊟

連帯保証人住所
氏名 ㊟

太子町長 殿

申請の理由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	1	3年	希望猶予期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
		2	5年		
	償還方法	1年賦 2半年賦 3月賦			
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更後の償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

(注) 点線内は貸付に当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

様式第8号（第13条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

太子町長

㊟

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

平成 年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から カ月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号（第13条第3項関係）

第 号
平成 年 月 日

太子町長

㊟

殿

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

平成 年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

1 条例等関係

様式第 10 号 (第 14 条第 1 項関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請いたします。

平成 年 月 日

借 受 人 住所
氏名 ⑩
連帯保証人 住所
氏名 ⑩

太子町長 殿

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払い免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号 (第 14 条第 2 項関係)

第 号

平成 年 月 日

太子町長

印

殿

違約金支払免除承認通知書

平成 年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

平成 年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る平成 年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第 12 号 (第 14 条第 3 項関係)

第 号

平成 年 月 日

太子町長

印

殿

違約金支払免除不承認通知書

平成 年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの平成 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は平成 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

1 条例等関係

様式第 13 号 (第 15 条第 1 項関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部で一部)				円)
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借相受続人又はその	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地	
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 ㊟ 太子町長 殿					

(注) 点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

様式第 14 号 (第 15 条第 3 項関係)

第 号

年 月 日

太子町長

印

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 利 違 合	金 子 計	円 円 円
償還を免除した額	元 利 違 合	金 子 計	円 円 円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 利 違 合	金 子 計	円 円 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5% の率で違約金がさらに加算されます。

(教示)

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った翌日から起算して 3 か月以内に太子町長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に太子町を被告として (訴訟において太子町を代表する者は太子町長となります。)、提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

1 条例等関係

様式第 15 号 (第 15 条第 4 項関係)

第 号

年 月 日

太子町長

印

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 % の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

(教示)

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った翌日から起算して 3 か月以内に太子町長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に太子町を被告として (訴訟において太子町を代表する者は太子町長となります。)、提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式第 16 号 (第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
災害援護資金を申請中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。				
平成 年 月 日				
借受人 (又は同居の親族)				
住所				
氏名 ㊟				
連帯保証人				
住所				
氏名 ㊟				
太子町長 殿				

1 条例等関係

(参考)

第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ 死亡した者の氏名	-----		男・女	年 月 日生
	死亡した年月日	年 月 日	住所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	
		住 所			円
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無	
備考	支給した職員				

資料 1 - 6 災害による被災者に対する町税の減免に関する条例

昭和 36 年 11 月 6 日条例第 98 号
改正

昭和 57 年 10 月 2 日条例第 19 号

昭和 61 年 10 月 6 日条例第 15 号

平成 7 年 3 月 30 日条例第 15 号

平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号

平成 30 年 3 月 30 日条例第 8 号

平成 30 年 12 月 25 日条例第 23 号

災害による被災者に対する町税の減免に関する条例

(目的)

第 1 条 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき町民税及び固定資産税の軽減若しくは、免除及びその申請については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第 2 条 町民税の納税義務者が、災害により次の表の左欄に掲げる事項の一に該当することとなつた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により同表左欄に掲げる事項の一に該当することとなつた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の町民税額のうち被災日以後の納期に係る税額（被災日が第 2 期の納期限以前である場合においては年税額の 2 分の 1 に相当する額とし、特別徴収の方法によつて徴収する町民税については、被災日が第 2 期の納期限以前であるときを除き適用月以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。）について、同表に掲げる区分に従いそれぞれ当該欄に掲げる率を、それぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し又は免除する。この場合において当該納税義務者が同表左欄の 2 と 3 又は 4 に該当することとなつたときは、それぞれに対応する当該右欄に掲げる率を加えて得た率（その率が 10 割をこえるときは 10 割とする。）を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

減免の原因となるべき事項	減免又は免除の割合
1 死亡した場合	10 割
2 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けることとなつた場合	10 割
3 障害者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)になつた場合	9 割
4 重傷(治療に 2 カ月以上を要し又は、多額の治療費を要する負傷で障害者となるに到らない程度のものをいう。)を負つた場合	6 割

2 町民税の納税義務者で合計所得金額が 1,000 万円以下であるものの同居の配偶者又は同居の扶養親族（法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者、同項第 8 号に規定する扶養親族

をいう。以下本項及び次項において「扶養親族等」という。)が災害により死亡し若しくは重傷を負い又は障害者となつた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度(当該扶養親族が当該災害により死亡し若しくは重傷を負い又は、障害者となることとなつた日(以下本項において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の町民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従いそれぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	当該扶養親族1人について適用する軽減率
375万円以下	4割
375万円を超え625万円以下	3割
625万円を超え1,000万円以下	2割

3 町民税の納税義務者(その者の扶養親族等を含む。)の所有に係る住宅又は家財(主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。)について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、合計所得金額が1,000万円以下である場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度(当該納税義務者が当該被害を受けた日(以下本項において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の町民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度の区分	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額		
500万円以下	5割	10割
500万円を超え750万円以下	2割5分	5割
750万円を超え1,000万円以下	1割2分5厘	2割5分

4 前3項の規定に基づき町民税について重複して軽減することとなる場合においては、それぞれの規定により、軽減すべき当該率を加えて得た率(その率が10割をこえるときは10割とする。)を被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

5 第2項及び第3項及び次条の「合計所得金額」とは、被災年度分の町民税の課税の基礎となる法第313条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。)をいう。

6 第1項の適用月は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

1 条例等関係

- (1) 被災日の属する月が年の9月又は10月である場合 当該年の11月
- (2) 被災日の属する月が年の11月又は12月である場合 当該年の翌年の2月
- (3) 被災日の属する月が年の1月である場合 当該年の2月

(町民税の軽減)

第3条 町民税の納税義務者で合計所得金額が1,000万円以下である者（合計所得金額のうち400万円をこえる農業所得以外の所得がある者を除く。）が冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について損害を受け、その減収率（当該農作物に減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によつて支払われるべき農作物共済金額を控除した金額の平年における農作物の収穫価格に対する割合をいう。）が10分の3以上である場合においては、第2条第1項から第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該納税義務者の合計所得金額を農業所得に係る部分と農業所得以外の所得に係る部分とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を当該納税義務者の被災年度（当該減収の基因となつた冷害、凍霜害、干害等のあつた日の属する年度をいう。）分の町民税額から軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減率
300万円以下	10割
300万円を超え400万円以下	8割
400万円を超え550万円以下	6割
550万円を超え750万円以下	4割
750万円を超え1,000万円以下	2割

(土地に対する固定資産税の減免)

第4条 災害により農地又は、宅地が流失、水没、崩壊その他の被害を受け作付不能又は、使用不能となつた場合に於ては当該農地又は宅地に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなつた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従いそれぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し又は、免除する。

被害の区分	軽減率
1 被害面積が当該土地の面積の8割以上である場合	10割
2 被害面積が当該土地の面積の6割以上8割未満である場合	8割
3 被害面積が当該土地の面積の4割以上6割未満である場合	6割
4 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満である場合	4割

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る被災年度（当該被害を受けることとなつた日の属する年度をいう。）分の固定資産税については、前項の規定の例によつて、その税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 災害により家屋が被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度(当該被害を受けることとなった日(以下本項において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

被害の区分	軽減率
1 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない場合、又は主要構造部分が著しく損傷し、8割以上の価値を減じたと認められる場合	10割
2 主要構造部分が相当に損傷し、6割以上8割未満の価値を減じたと認められる場合	8割
3 屋根、内壁、外壁、建具等が損傷し、4割以上6割未満の価値を減じたと認められる場合	6割
4 下屋、畳等が損傷し、2割以上4割未満の価値を減じたと認められる場合	4割

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課すべき被災年度(当該被害を受けることとなった日(以下本項において「被災日」という。)の属する年度をいう。)分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によつて軽減し、又は免除する。

(被災日以後に納期がない場合の特例)

第7条 前5条の規定を適用する場合において、被災年度の町民税又は固定資産税について被災日以後の納期に係る税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の町民税額又は、固定資産税額の4分の1に相当する額を当該被災日以後の納期にかかる税額とみなし、前5条の規定の例により、当該翌年度において軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第8条 前6条の規定によつて、町税の減免をうけようとする者は、町長の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(減免の取消)

第9条 虚偽の申請その他不正の行為により町民税又は、固定資産税の減免を受けた者に対しては、減免を取り消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年9月16日から適用する。

附 則 (昭和57年10月2日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則 (昭和61年10月6日条例第15号)

1 条例等関係

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の規定は、平成 6 年度以後の年度分の町民税及び固定資産税について適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の規定は、平成 19 年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成 18 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 8 号）

附 則（平成 30 年 12 月 25 日条例第 23 号）

（施行期日）

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日より施行する。

資料 1 - 7 太子町自主防災組織育成要綱

太子町自主防災組織育成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の規定及び太子町地域防災計画に基づき、本町が行う自主防災組織の育成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織

地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。

(2) 住民組織

地域住民が組織した町会または自治会等（以下「町会等」という。）をいう。

(育成基本方針)

第 3 条 町は、住民が自ら災害に備え、災害発生時に十分な防災活動が行われるよう地域の実情に応じた自発的な自主防災組織の育成に努めるものとする。

(結成指導)

第 4 条 町は、町会等との交流や機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成を働きかけるとともに、その結成のための指導を行うものとする。

2 前項の指導により、第 6 条第 1 項に掲げる基準を満たすときは、太子町自主防災組織結成届出書（様式第 1 号）を提出するよう当該組織に指導するものとする。

(活動の指導)

第 5 条 町は、自主防災組織の活動について、その実効を期すため、自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(認定等)

第 6 条 町長は、次の各号に掲げる基準に適合し、太子町自主防災組織結成届出書の提出があったものについて、自主防災組織として認定し、太子町自主防災組織台帳（様式第 2 号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成されたもの

イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の意思により、地域を分割し、又は統合して結成されたもの

(2) 情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織であること。

1 条例等関係

2 台帳は、政策総務部自治防災課に備えておくものとする。

(変更の届出)

第7条 前条第1項の規定により認定を受けた自主防災組織は、当該届出の内容に変更が生じたときは、太子町自主防災組織変更届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(事業)

第8条 町は、自主防災組織の育成強化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 自主防災組織が行う防災資機材の整備事業に対する助成
- (2) 自主防災組織が行う防災組織の普及事業に対する協力及び助言
- (3) 自主防災組織が行う防災訓練に対する協力及び助言
- (4) その他自主防災組織の育成に必要な指導及び助言

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

太子町自主防災組織結成届出書

太子町長 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

太子町自主防災組織育成要綱第4条の規定による自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届け出ます。

組 織 名	
結成年月日	年 月 日
加入世帯数	
自治会等の名称	
添付書類	役員名簿 会則又は規約 加入区域の平面図

様式第3号(第7条関係)

平成 年 月 日

太子町自主防災組織変更届出書

太子町長 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

太子町自主防災組織育成要綱第7条の規定により、自主防災組織結成届出の内容に変更が生じたので、次のとおり届出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
添付書類		

添付書類

変更の内容が明らかになる関係書類

資料 1 - 8 太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

平成 20 年太子町要綱第 11 号

平成 26 年太子町要綱第 26 号

平成 28 年太子町要綱第 9 号

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

改正 平成 20 年 9 月 1 日要綱第 41 号

(趣旨)

第 1 条 町長は、地域における防災体制の充実を図るため、自主防災組織が行う防災活動の用に供する資機材（以下「防災資機材」という。）の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、太子町補助金交付規則（平成 19 年太子町規則第 26 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「自主防災組織」とは、太子町自主防災組織育成要綱（平成 18 年太子町要綱第 44 号）第 6 条第 1 項の規定による認定を受けた自主防災組織をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助対象経費は、別表に掲げる防災資機材の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、30,000 円に自主防災組織を構成する世帯数に 200 円を乗じて得た額を加算した額と補助対象経費の 2 分の 1 の額とを比較して、いずれか少ない方の額を限度とする。ただし、この場合 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第 5 条 補助金の交付の申請書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 防災資機材購入品目一覧表

(2) 見積書の写し

(3) 盗難による場合は盗難にあったことを証明する書類（盗難届の写し等）

2 補助金の申請は、当該年度において、一の自主防災組織につき、1 回を限度とする。

ただし、盗難により附則した防災資機材の補充のための申請についてはこの限りではない。

(決定通知書)

第 6 条 補助金の交付決定の通知書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）とする。

(変更申請書)

第 7 条 補助金の変更等の申請書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更（中止）申請書（様式第 3 号）とし、変更内容を証する書類を添付しなければならない。

(変更承認通知書)

第 8 条 補助金の変更承認等の通知書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第 4 号）とする。

1 条例等関係

(実績報告書)

第9条 補助金の実績の報告書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書（様式第5号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 事業実施に係る記録写真、資料等

(確定通知書)

第10条 補助金の額の確定通知書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金確定通知書（様式第6号）とする。

(交付請求書)

第11条 補助金の交付請求書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付請求書（様式第7号）とする。

(防災資機材の管理等)

第12条 自主防災組織は、補助金により整備した防災資機材を自ら適切に維持し、管理しなければならない。

2 補助金により整備した防災資機材の維持及び管理に必要な経費は、当該自主防災組織において負担するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 太子町消火器配付要綱（昭和53年太子町要綱第22号）及び太子町消防機材整備費補助金交付要綱（平成2年太子町要綱第24号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	防 災 資 機 材
情報収集・伝達関係	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火関係	消火器、バケツ、ポリタンク、消火用ホース、筒先、スタンドパイプ、バルブキー、消火用具格納箱（※）、ヘルメット、鳶口等
救出・救護関係	担架、毛布、テント、バール、投光器、ノコギリ、オノ、はしご、ロープ、救命胴衣、一輪車、つるはし、スコップ、ジャッキ等
避難誘導関係	リヤカー、強力ライト、懐中電灯、投光器、発電機等
給食、給水関係	釜、鍋、やかん、飯ごう、食器、給水タンク、ビニールシート等
収納庫	防災資機材収納庫（※）
その他	防災教育用品 その他町長が必要と認めたもの

備考

本体のみ。設置、撤去、処分及び申請書類などに係る費用は補助対象外。

1 条例等関係

様式第1号（第5条関係）

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書

年 月 日

太子町長様

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名 印
電話番号

太子町補助金交付規則第5条の規定により、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 補助対象事業の内容

- (1) 事業の名称 防災資機材整備事業
(2) 補助対象事業に要する経費の内訳

事業に要する経費	内 訳		
	補助金	自主防災組織支出金	備考
円	円	円	

補助金の算定（①と②とを比較していずれか少ない方の額。千円未満の端数切捨て）

- ① 自主防災組織当たりの額
30,000円 + (200円 × 自主防災組織構成世帯数 _____ 世帯)
= _____ 円
- ② 事業に要する経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円

3 添付書類

- (1) 防災資機材購入品目一覧表
(2) 見積書の写し
(3) 盗難による場合は盗難にあったことを証明する書類（盗難届の写し等）

1 条例等関係

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（自主防災組織名）
（代表者） 様

太 子 町 長 印

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、太子町補助金交付規則第6条の規定により、補助金の交付を決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

（備考）

補助金交付申請の内容を変更（町長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、太子町自主防災組織防災資機材整備事業変更（中止）申請書の提出が必要です。

様式第3号（第7条関係）

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日

太子町長様

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号での交付決定のありました太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、計画変更（中止）したいので、太子町補助金交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更の内容
(変更前)

(変更後)
- 4 添付書類
・ 変更内容を証する書類

1 条例等関係

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（自主防災組織名）
（代表者）

様

太 子 町 長

印

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のありました太子町自主防災組織
防災資機材整備事業補助金について、太子町補助金交付規則第10条の規定により、
承認しましたので通知します。

記

補助金変更（中止）承認の内容

様式第5号（第9条関係）

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書

年 月 日

太子町長様

自主防災組織名
 代表者住所
 代表者氏名 印
 電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、事業が完了しましたので、太子町補助金交付規則第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 事業の内容
- (1) 事業の名称 防災資機材整備事業
- (2) 補助事業に要した経費の内訳

事業に要した経費	内 訳		
	補 助 金	自主防災組織支出金	備 考
円	円	円	

- 3 事業の完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
- ・請求書及び領収書の写し
 - ・事業実施に係る記録写真、資料等

1 条例等関係

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（自主防災組織名）
（代表者）

様

太 子 町 長

印

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、太子町補助金交付規則第12条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第7号（第11条関係）

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付請求書

年 月 日

太 子 町 長 様

自主防災組織名
 代表者住所
 代表者氏名 印
 電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のありました太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、太子町補助金交付規則第13条の規定により請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円
 (交付確定額 _____ 円)

2 振込先

金融機関名	銀行 農協 支店	
口座の種類 及び番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義		

資料 1 - 9 太子町罹災証明書等交付要綱

令和 2 年太子町要綱第 55 号

太子町罹災証明等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（火災を除く。以下「災害」という。）によって町内で生じた被害について、法第 90 条の 2 第 1 項の規定に基づく証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のために使用している建物
- (2) 非住家 住家以外の建物
- (3) 罹災証明書 住家について、町が現地調査等により、災害による罹災の事実を確認することができた場合に、その被害の程度を証明するもの
- (4) 罹災届出証明書 次に掲げる物件等の罹災状況について、被害を受けた事実を町長に届け出たことを証明するもの
 - ア 住家及び非住家並びにそれらに付帯する工作物
 - イ 自動車、家財道具等の動産
 - ウ その他町長が適当と認めたもの

(交付の対象)

第 3 条 罹災証明書の交付対象は、災害により被害を受けた住家の所有者、使用者又は管理者とする。

2 罹災届出証明書の交付対象は、罹災の事実について町長に届出した者とする。

(交付の申請)

第 4 条 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明交付申請書（様式第 1 号）又は罹災届出証明交付申請書（様式第 2 号）に、被害状況が確認できる写真及び被害場所の位置図、その他町長が特に指定する書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、添付することができないことにつき正当な理由がある場合は、その添付を省略することができる。

2 罹災証明書等の交付申請の期限は、災害による被害を受けた日から 1 か月以内とする。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書の提出があり、かつやむを得ない事情があると町長が認めたときはこの限りではない。

3 申請者は、第 1 項の規定による申請をするときは、運転免許証又は旅券、その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

(証明書の交付)

第 5 条 町長は第 4 条第 1 項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に

掲げる場合に応じて、当該各号に定める罹災証明書等を申請者に対して交付するものとする。

(1) 町が現地調査等により、災害による住家の被害の程度について、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、その被害認定基準に該当するものであることを認定した場合 罹災証明書（様式第3号）

(2) 前項の規定による認定の対象とならない場合又は災害と被害との因果関係を確認することができない場合 罹災届出証明書（様式第2号）

2 町長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、第4条第1項に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付するものとする。

(手数料)

第6条 罹災証明書等の手数料については、太子町手数料徴収条例（平成12年3月31日条例第7号）第2条第58号に規定する額とする。

(再調査の申請)

第7条 罹災証明の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由を持って修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対し再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、当該証明書及び被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

3 前2項の規定による罹災証明書の交付については、前条の規定に関わらず、手数料を徴収しない。

(代理人)

第8条 第4条第1項の規定による申請及び第5条第1項に規定する罹災証明書等の受領は、罹災者の代理人が行うことができる。

2 代理人が前項の申請又は受領を行うときは、委任状（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が代理人になるときは、この限りではない。

- (1) 罹災者が個人の場合にあつては、その同居家族
- (2) 罹災者が法人の場合にあつては、当該法人の社員
- (3) その他町長が適当と認めた者

(罹災証明書等の交付による証明事項の取消し等)

第9条 町長は、罹災証明書等の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められたときは、当該証明書で証した事項を取消することができる。

2 前項の規定により、証明事項を取消された者は、直ちに当該証明書を町長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

罹災証明交付申請書

太子町長 宛

年 月 日

申請者（ふりがな）

氏名

又は

名称

罹災世帯主との関係

本人 同居家族 その他（ ）

〒 -

住所

又は

所在地

電話番号

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

には✓印でチェック

罹災年月日	年 月 日 時 分ごろ					
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> その他（ ） 災害名（ ）					
罹災世帯主	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（以下、氏名・住所記載） 【氏名】 【住所】					
罹災世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		世帯主				
罹災住家の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる（住所又は所在地を記載してください） （太子町 ）					
必要枚数	<input type="checkbox"/> 証明書に世帯構成員を記載したもの（ 通） <input type="checkbox"/> 証明書に世帯構成員を記載しないもの（ 通）					
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災場所地図 <input type="checkbox"/> 被害状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
証明書の提出先	<input type="checkbox"/> 町役場 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建築物のこと。（被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

様式第2号（第4条関係）

罹災届出証明交付申請書

太子町長 宛

年 月 日

申請者（ふりがな）

氏名

又は

名称

罹災世帯主とのご関係

本人 同居家族 その他（ ）

〒 -

住所

又は

所在地

電話番号

下記のとおり、罹災したことを届出します。また、届出したことを証明願います。

には✓印でチェック

申請者と罹災対象との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 担保権者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災年月日	年 月 日 時 分ごろ
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> その他（ ） 災害名（ ）
罹災場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる（住所又は所在地を記載してください） （太子町 ）
罹災対象	<input type="checkbox"/> 住家 → （ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家 ） <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> 付帯工作物 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 家財道具等の動産 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災内容	
証明書の提出先	<input type="checkbox"/> 町役場 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<p>罹災届出証明書</p> <p>上記のとおり罹災届出を受理したことを証明します。</p> <p>太 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">太子町長 印</p>	

①この証明書は、罹災の状況を町に届け出たことを証明するものです。

②この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号（第5条第1号関係）

罹災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
罹災世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		世帯主				

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※ の所在地	大阪府南河内郡太子町
住家※の 被害の程度	
その他の被害	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

太 第 号
年 月 日

太子町長

印

- ①この証明書は、災害救助の一環として太子町が確認できる罹災程度について証明するものです。
 ②この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
 ③罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対し、再調査の申請をすることができます。

様式第4号（第7条関係）

※太枠内を記入してください。

被害認定再調査申請書	
太子町長 宛	年 月 日
申請者（ふりがな）	
氏名 又は 名称	
〒 ー	
住所 又は 所在地	
電話番号	
次のとおり被害の程度について、再調査を申請します。	
再調査理由	
再調査理由となる被害の程度	

交付証明書番号	太 第 号	証明年月日	年 月 日
罹災対象所在地	太子町		
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> その他（ ） 災害名（ ）		
申請人と罹災者との関係	本人 ・ 同居の家族 ・ 代理人 その他（ ）		

様式第5号（第8条関係）

委任状

太子町長 宛

代理人

住 所

氏 名

私は、上記代理人に、

罹災証明書等交付申請

罹災証明書又は罹災届出証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

㊟

※記入する全ての項目は委任する本人がご記入ください。

2 防災上注意すべき区域等

資料2-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表

平成26年4月11日指定分まで

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
296	太子町	大字畑	畑(3)	K38100150	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
297	太子町	大字畑	畑(4)	K38100010	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
298	太子町	大字畑	畑(5)	K38100020	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
299	太子町	大字畑	畑(6)	K38100030	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
300	太子町	大字畑	畑(7)	K38100050	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
301	太子町	大字畑	畑(8)	K38100070	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
302	太子町	大字畑	畑(9)	K38100080	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
303	太子町	大字畑	畑(10)	K38100090	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
304	太子町	大字畑	畑(11)	K38100100	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
305	太子町	大字畑	畑(13)	K38100140	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
306	太子町	大字葉室	葉室(1)	K38100160	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
307	太子町	大字葉室	葉室(2)	K38100170	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
308	太子町	大字葉室	葉室(3)	K38100180	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
309	太子町	大字葉室	葉室(4)	K38100190	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
310	太子町	大字葉室	葉室(6)	K38100210	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
311	太子町	大字葉室	葉室(7)	K38100220	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
312	太子町	大字葉室	葉室(8)	K38100230	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
313	太子町	大字葉室	葉室(9)	K38100240	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
314	太子町	大字葉室	葉室(11)	K38100260	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
370	太子町	大字太子	太子(1)	K38100270	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1778号	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1779号
371	太子町	大字太子	太子(2)	K38100280	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1778号	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1779号
372	太子町	大字太子	太子(4)	K38100300	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1778号	平成19年 10月31日	大阪府告示 第1779号
421	太子町	大字太子	太子(3)	K38100290	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
422	太子町	大字太子	太子(5)	K38100310	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
423	太子町	大字山田	山田(1)	K38100320	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号

2 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
424	太子町	大字山田	山田(2)	K38100330	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
425	太子町	大字山田	山田(3)	K38100340	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
426	太子町	大字山田	山田(4)	K38100350	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
427	太子町	大字山田	山田(5)	K38100360	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
428	太子町	大字山田	山田(6)	K38100370	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
429	太子町	大字山田	山田(7)	K38100380	平成20年 2月29日	大阪府告示 第372号	平成20年 2月29日	大阪府告示 第373号
2486	太子町	大字山田	山田(8)	K38100390	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2487	太子町	大字山田	山田(9)	K38100400	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2488	太子町	大字山田	山田(10)	K38100410	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2489	太子町	大字山田	太井川右1 (1)(太井川 右支溪)	D38110051	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2490	太子町	大字山田	太井川右1 (2)(太井川 右支溪)	D38110052	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
3258	太子町	大字太子飛地	太子(6)	K38100430	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3259	太子町	大字太子飛地	太子(7)	K38100440	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3260	太子町	大字太子飛地	太子(8)	K38100450	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3261	太子町	大字太子飛地	太子(9)	K38100460	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3262	太子町	大字太子飛地	太子(10)	K38100470	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3263	太子町	大字太子飛地	太子(11)	K38100480	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3264	太子町	大字太子飛地	太子(12)	K38100490	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3265	太子町	大字春日	春日(1)	K38100500	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3266	太子町	大字山田	山田	K38100510	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3267	太子町	大字山田	山田(11)	K38100520	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3268	太子町	大字山田	山田(12)	K38100530	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3269	太子町	大字山田	山田(13)	K38100540	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3270	太子町	大字山田	山田(14)	K38100550	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3271	太子町	大字山田	大道(3)	K38100560	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3272	太子町	大字山田	大道(2)	K38100570	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号

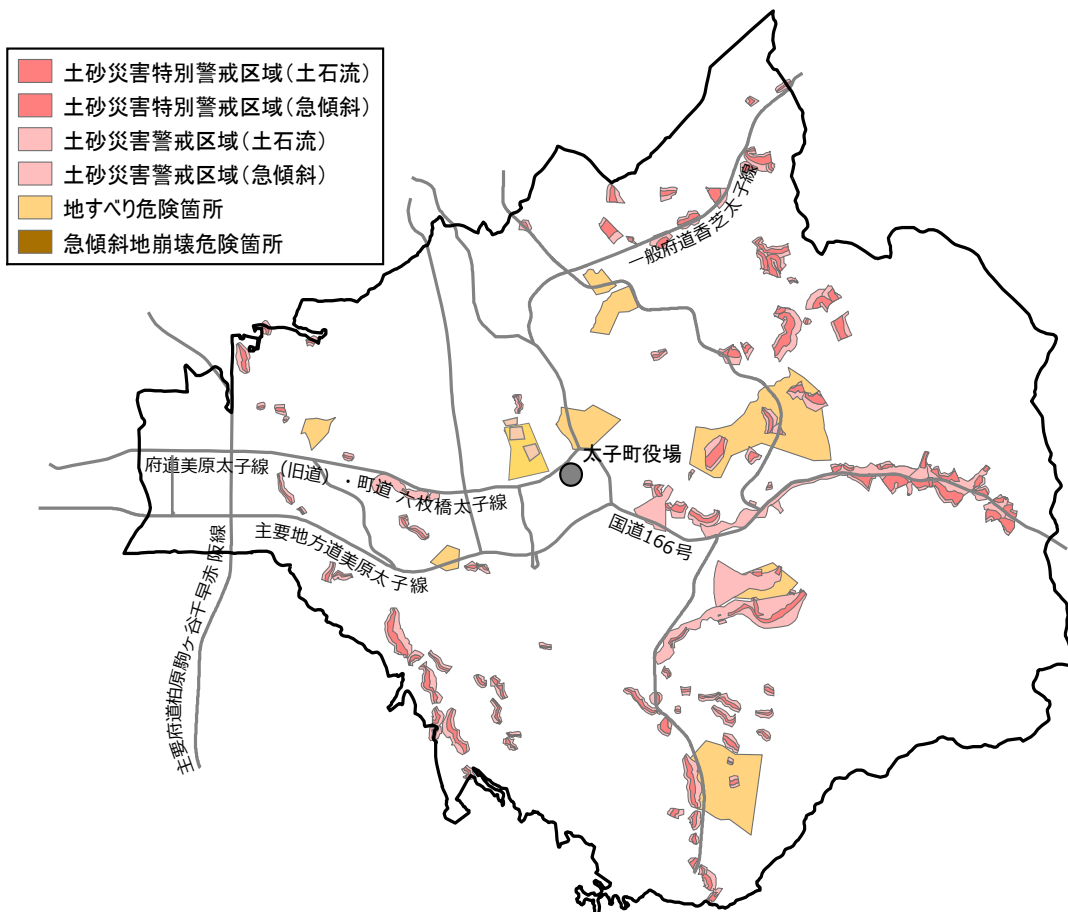
番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3273	太子町	大字山田	大道(1)	K38100580	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3274	太子町	大字山田	山田(15)	K38100590	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3275	太子町	大字山田	山田(16)	K38100600	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3276	太子町	大字山田	山田(17)	K38100610	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3277	太子町	大字山田	山田(18)	K38100620	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3278	太子町	大字山田	山田(19)	K38100630	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3279	太子町	大字山田	山田(20)	K38100640	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3280	太子町	大字山田	山田(21)	K38100650	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3281	太子町	大字山田	山田(22)	K38100660	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3282	太子町	大字山田	山田(23)	K38100670	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3283	太子町	大字山田	山田(24)	K38100680	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3284	太子町	大字山田	山田(25)	K38100690	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3285	太子町	大字山田	山田(26)	K38100700	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3286	太子町	大字山田	山田(27)	K38100710	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3287	太子町	大字山田	山田(28)	K38100720	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3288	太子町	大字山田	山田(29)	K38100730	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3289	太子町	大字畑	畑(14)	K38100740	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3290	太子町	大字畑	畑(15)	K38100750	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3291	太子町	大字畑	畑(16)	K38100760	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3292	太子町	大字畑	畑(17)	K38100770	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3293	太子町	大字畑	畑(18)	K38100780	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3294	太子町	大字畑	畑(1)	K38100790	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3295	太子町	大字畑	畑(19)	K38100800	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3296	太子町	大字畑	畑(2)	K38100810	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3297	太子町	大字畑	畑	K38100820	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3298	太子町	大字畑	畑(20)	K38100830	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号

2 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3299	太子町	大字山田	飛鳥川右 2 (飛鳥川右支溪)	D38110020	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3300	太子町	大字山田	飛鳥川右 4 (1)(飛鳥川)	D38110041	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3301	太子町	大字山田	飛鳥川右 4 (2)(飛鳥川)	D38110042	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3302	太子町	大字山田	飛鳥川右 4 (3)(飛鳥川)	D38110043	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3303	太子町	大字山田	飛鳥川右 4 (4)(飛鳥川)	D38110044	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3304	太子町	大字山田	飛鳥川右 4 (5)(飛鳥川)	D38110045	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3305	太子町	大字山田	飛鳥川右 4 (6)(飛鳥川)	D38110046	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3465	太子町	大字春日	春日(1)	K38100840	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3466	太子町	大字春日	春日(2)	K38100850	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3467	太子町	大字春日	春日(3)	K38100860	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3468	太子町	大字春日	春日(4)	K38100870	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3469	太子町	大字春日	春日(5)	K38100880	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3470	太子町	大字春日	春日(6)	K38100890	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3471	太子町	大字春日	春日(7)	K38100900	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3472	太子町	大字春日	春日(8)	K38100910	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3473	太子町	大字春日	春日(9)	K38100920	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3474	太子町	大字春日	春日(10)	K38100930	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3475	太子町	大字春日	春日(11)	K38100940	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3476	太子町	大字春日	春日(12)	K38100950	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3477	太子町	大字春日	春日(13)	K38100960	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3478	太子町	大字春日	春日(14)	K38100970	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3479	太子町	大字春日	春日(15)	K38100980	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3480	太子町	大字春日	春日(16)	K38100990	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3481	太子町	大字春日	春日(17)	K38101000	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3482	太子町	大字春日	春日(18)	K38101010	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3484	太子町	大字太子	太子(13)	K38101030	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3485	太子町	大字太子	太子(14)	K38101040	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3486	太子町	大字太子	太子(15)	K38101050	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3487	太子町	大字太子	太子(16)	K38101060	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3488	太子町	大字太子	太子(17)	K38101070	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3489	太子町	大字太子	太子(18)	K38101080	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3490	太子町	大字太子	太子(19)	K38101090	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3491	太子町	大字太子	太子(20)	K38101100	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3492	太子町	大字太子	太子(21)	K38101110	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3493	太子町	大字太子	太子(22)	K38101120	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3494	太子町	大字太子	太子(23)	K38101130	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3495	太子町	大字太子	太子(24)	K38101140	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3496	太子町	大字葉室	葉室(12)	K38101150	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3497	太子町	大字葉室	葉室(13)	K38101160	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3498	太子町	大字葉室	葉室(14)	K38101170	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3499	太子町	大字葉室	葉室(15)	K38101180	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3500	太子町	大字葉室	葉室(16)	K38101190	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3501	太子町	大字葉室	葉室(17)	K38101200	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3502	太子町	大字葉室	葉室(18)	K38101210	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3503	太子町	大字春日	春日(20)	K38101230	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3504	太子町	大字春日	春日(21)	K38101240	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3505	太子町	大字春日	春日(22)	K38101250	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
3506	太子町	大字太子	太子(25)	K38101270	平成26年 4月11日	大阪府告示 第575号	平成26年 4月11日	大阪府告示 第577号
5659	太子町	大字春日	春日(19)-1	K38101021	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	—	—
5660	太子町	大字春日	春日(19)-2	K38101022	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	—	—
5661	太子町	大字春日	春日(19)-3	K38101022	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	—	—
計					128箇所		124箇所	

資料 2 - 2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定区域図



資料 2 - 3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 8 条の 2

番号	施設名	所在地	事由
2490	美野の里	太子町大字山田 2550 番地	土石流 D38110052
3491	なかつじ	太子町大字太子 1763 番地	急傾斜地の崩壊 K38101100
3289	科長の郷	太子町大字畑 100 番地の 1	急傾斜地の崩壊 K38100740
3289	四天王寺福祉事業団	太子町大字山田 3552 番地	急傾斜地の崩壊 K38100740

3 様式等関係

資料3-1 消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

様式1 災害概況即報の報告様式

[災害概況即報]

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		大規模半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

様式2 被害状況即報の報告様式

〔 被害状況即報 〕

都道府県		区分		被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流失・埋没	ha	
	第	報		冠水	ha	
報告者名		(月 日 時現在)	畑	流失・埋没	ha	
区分		被害		冠水	ha	
人的被害	死者	人	その他	文教施設	箇所	
	行方不明者	人		病院	箇所	
	重傷者	重傷		人	道路	箇所
		軽傷		人	橋りょう	箇所
住家被害	全壊	棟		河川	箇所	
		世帯		港湾	箇所	
		人		砂防	箇所	
	大規模半壊	棟		清掃施設	箇所	
		世帯		崖くずれ	箇所	
		人		鉄道不通	箇所	
	半壊	棟		被害船舶	隻	
		世帯		水道	戸	
		人		電話	回線	
	一部破損	棟		電気	戸	
世帯		ガス	戸			
人		ブロック塀等	箇所			
床上浸水	棟	り災世帯数	世帯			
	世帯	り災者数	人			
	人	建物	件			
床下浸水	棟	危険物	件			
	世帯	その他	件			
	人					
非住家	公共建物	火災発生				
	その他					

区分		被害		都道府県	市町村				
公立文教施設	千円	災害対策本部等の設置状況							
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小計	千円								
公共施設被害市町村数	団体	適用市町村名 災害救助法							
その他	農業被害					千円			
	林業被害					千円			
	畜産被害					千円			
	水産被害					千円			
	商工被害					千円			
その他	千円					計	団体		
被害総額	千円					消防職員出動延人数	人		
						消防団員出動延人数	人		
備考	災害発生場所								
	災害発生日月日								
	災害の種類概況								
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防団機関の活動状況 ・ 避難の指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況								

※被害額は省略することができるものとする。

2 防災上注意すべき区域等

様式3 災害確定報告の報告様式

〔災害確定報告〕

都道府県				区 分		被 害		
災害名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
報告者名		区 分			被 害		冠 水	ha
							畑	流失・埋没
人的被害	死者	人			冠 水	ha		
	行方不明者	人			文教施設	箇所		
重傷者	重傷	人			病院	箇所		
	軽傷	人			道路	箇所		
住家被害	全 壊		棟			橋りょう	箇所	
	大規模半壊	世帯			その他	河 川	箇所	
		人				港 湾	箇所	
	半 壊	棟		砂 防		箇所		
		世帯		清掃施設		箇所		
	一部破損	棟		崖くずれ		箇所		
		世帯		鉄道不通		箇所		
	床上浸水	棟		被害船舶		隻		
		世帯		水 道		戸		
	床下浸水	棟		電 話		回線		
世帯			電 気	戸				
非住家	公共建物	棟		ガ ス	戸			
	その他	棟		ブロック塀等	箇所			
				り災世帯数	世帯			
				り災者数	人			
				火災発生	建 物	件		
					危 険 物	件		
					そ の 他	件		

区 分		被 害		都道府県災害 対策本部	設置市町村名	名称			
公立文教施設	千円					災害対策本部	設置市町村名	名称	
農林水産業施設	千円							設置	
公共土木施設	千円			解散					
その他の公共施設	千円			災害対策本部	設置市町村名				
小 計	千円								
公共施設被害市町村数	団体			適用市町村名 災害救助法	計	団体			
その他	農業被害	千円					計	団体	
	林業被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円				計	団体			
被害総額	千円					消防職員出動延人数	人		
						消防団員出動延人数	人		
備考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の指示の状況）								

資料3-2 自衛隊災害派遣（撤収）要請書

様式 自衛隊の災害派遣要請要求書の様式

大阪府知事	文書番号 年 月 日
様	

	太子町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の情况及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する機関
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項

3 様式等関係

様式 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式

大阪府知事	文書番号 年 月 日
様	
太子町長 印	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。	
記	
1. 撤収要請日時 2. 派遣された部隊 3. 派遣人員及び従事作業の内容 4. その他参考となるべき事項	

資料3-3 緊急通行車両事前届出書及び確認申請書関係

<p style="text-align: right;">() 第 号</p> <h2 style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出書</h2> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">(電話)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>							
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関						
	名称 ()						
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）							
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">有</td> <td>滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の都道府県 ()</td> <td></td> </tr> </table>	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無		その他の都道府県 ()	
有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無					
	その他の都道府県 ()						
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番						
	氏 名						
番号標に表示されている番号							
出 発 地							

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申請の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提出して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車になったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

3 様式等関係

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第	号	年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2>			
大 阪 府 知 事 大 阪 府 公 安 委 員 会		印	
番号標に表示されて いる番号			
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4 その他

資料4-1 太子町防災会議委員名簿

区分	所属	職
会長	太子町	町長
1号委員	—	—
2号委員 (3名以内)	大阪府富田林土木事務所	所長
	大阪府富田林土木事務所	地域防災監
	大阪府富田林保健所	企画調整課長
3号委員	大阪府富田林警察署	署長
4号委員 (10名以内)	太子町	副町長
	太子町	政策総務部長
	太子町	まちづくり推進部長
	太子町	健康福祉部長
	太子町教育委員会事務局	教育次長
5号委員	太子町教育委員会	教育長
6号委員	太子町消防団	団長
7号委員 (4名以内)	西日本電信電話(株)関西支店	設備部長
	関西電力送配電(株)大阪支社	東大阪統括長
	一般社団法人富田林医師会	会長
	大阪広域水道企業団 太子水道センター	所長
8号委員 (3名以内)	大道地区自主防災会	会長
9号委員 (3名以内)	富田林市消防本部	消防長
	太子町社会福祉協議会	会長
	太子町民生児童委員会	副会長

1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1名以内

2号委員 大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名以内

3号委員 大阪府警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名以内

4号委員 町長がその部内の職員のうちから指名する者 10名以内

5号委員 教育長(任期2年)

6号委員 消防団長

7号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者(任期2年) 4名以内

8号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者(任期2年) 3名以内

9号委員 その他町長が必要と認め任命する者 3名以内

資料4-2 災害救助法の適用基準

災害救助法施行令（昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号）

最終改正：平成二七年一月三〇日政令第三〇号

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条 に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第一 （第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上15,000人未満	40
15,000人以上30,000人未満	50
30,000人以上50,000人未満	60
50,000人以上100,000人未満	80
100,000人以上300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第二 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第三 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上15,000人未満	20
15,000人以上30,000人未満	25
30,000人以上50,000人未満	30
50,000人以上100,000人未満	40
100,000人以上300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第四 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

資料4-3 被害認定統一基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料4-4 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	救助の程度	期間
避難所の供与	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設置して実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 一人一日につき 三百十円</p> <p>ロ 加算額（冬季（十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）に限る。） 別に定める額</p>	災害発生の日から七日以内
応急仮設住宅の供与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに供与する。</p> <p>二 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のために支出することができる費用は二百五十三万以内とする。</p> <p>三 同一敷地内又は近接する地域内に五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当たりの規模及びその施設のために支出することができる費用は、二にかかわらず、別に定める。</p> <p>四 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与し、並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>五 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>六 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>七 災害発生の日から二十日以内に借上げを実施する。</p>	完成の日から二年以内
炊出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千四十円以内とする。</p> <p>四 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に三日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の日から七日以内
飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、</p>	災害発生の日から十日以内

4 その他

救助の種類	救助の程度	期間																																												
	<p>寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="448 629 1198 1223"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> <th>六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 一七、八〇〇</td> <td>円 二二、九〇〇</td> <td>円 三三、七〇〇</td> <td>円 四〇、四〇〇</td> <td>円 五一、二〇〇</td> <td>円 七、五〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>二九、四〇〇</td> <td>三八、一〇〇</td> <td>五三、一〇〇</td> <td>六二、一〇〇</td> <td>七八、一〇〇</td> <td>一〇、七〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>五、八〇〇</td> <td>七、八〇〇</td> <td>一一、七〇〇</td> <td>一四、二〇〇</td> <td>一八、〇〇〇</td> <td>二、五〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>九、四〇〇</td> <td>一二、三〇〇</td> <td>一七、四〇〇</td> <td>二〇、六〇〇</td> <td>二六、一〇〇</td> <td>三、四〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区分	季別	世帯区分						一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一七、八〇〇	円 二二、九〇〇	円 三三、七〇〇	円 四〇、四〇〇	円 五一、二〇〇	円 七、五〇〇	冬季	二九、四〇〇	三八、一〇〇	五三、一〇〇	六二、一〇〇	七八、一〇〇	一〇、七〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	五、八〇〇	七、八〇〇	一一、七〇〇	一四、二〇〇	一八、〇〇〇	二、五〇〇	冬季	九、四〇〇	一二、三〇〇	一七、四〇〇	二〇、六〇〇	二六、一〇〇	三、四〇〇	
区分	季別			世帯区分																																										
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額																																							
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一七、八〇〇	円 二二、九〇〇	円 三三、七〇〇	円 四〇、四〇〇	円 五一、二〇〇	円 七、五〇〇																																							
	冬季	二九、四〇〇	三八、一〇〇	五三、一〇〇	六二、一〇〇	七八、一〇〇	一〇、七〇〇																																							
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	五、八〇〇	七、八〇〇	一一、七〇〇	一四、二〇〇	一八、〇〇〇	二、五〇〇																																							
	冬季	九、四〇〇	一二、三〇〇	一七、四〇〇	二〇、六〇〇	二六、一〇〇	三、四〇〇																																							
医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p>	災害発生の日から十四日以内																																												

救助の種類	救助の程度	期間
助産	<p>ハ 施術者による場合 協定料金の額以内</p> <p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
被災者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理	<p>一 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五十四万七千円以内とする。</p>	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。</p> <p>イ 生業費一件につき 三万円</p> <p>ロ 就職支度費一件につき 一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内

4 その他

救助の種類	救助の程度	期間
	<p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千四百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千四百円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 四千八百円</p>	
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つば及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十万六千円以内、小人十六万四千八百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千四百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき五千二百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万三千九百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度	期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

資料4-5 重要物資の備蓄状況

	アルファ化米等	高齢者食	粉ミルク	哺乳瓶	毛布	おむつ	生理用品	簡易トイレ	トイレトペーパー	マスク
現状	600食	100食	2490g	60本	217枚	4731枚	2376枚	7台	25920m	12500枚